

平成28年第4回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成28年12月1日 開会

}

平成28年12月16日 閉会

吉田町議会

## 平成28年第4回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 1
○議会広報特別委員会委員長報告	1 6
○議会ICT推進特別委員会委員長報告	1 7
○議案第56号～議案第67号の一括上程、説明	1 8
○散会の宣告	3 3

### 第 2 号 (12月5日)

○開議の宣告	3 4
○議事日程の報告	3 4
○議案第61号の質疑、討論、採決	3 4
○議案第67号の質疑、討論、採決	5 5
○散会の宣告	5 6

### 第 3 号 (12月12日)

○開議の宣告	5 7
○議事日程の報告	5 7
○一般質問	5 7
遠藤孝子	5 7
増田剛士	6 9
藤田和寿	8 2
大石巖	9 1
八木栄	1 0 3

山内均	113
○散会の宣告	125

第4号 (12月14日)

○開議の宣告	126
○議事日程の報告	126
○議案第62号の質疑	126
○議案第68号の上程、説明	126
○散会の宣告	128

第5号 (12月16日)

○開議の宣告	129
○辞職願の報告	129
○議事日程の報告	129
○副議長辞職の件	129
○日程の追加について	130
○副議長の選挙	130
○副議長就任挨拶	132
○議席の一部変更	132
○議案第62号の討論、採決	132
○議案第56号の質疑、討論、採決	133
○議案第57号の質疑、討論、採決	134
○議案第58号の質疑、討論、採決	134
○議案第59号の質疑、討論、採決	135
○議案第60号の質疑、討論、採決	135
○議案第63号の質疑、討論、採決	136
○議案第64号の質疑、討論、採決	136
○議案第65号の質疑、討論、採決	139
○議案第66号の質疑、討論、採決	139
○議案第68号の質疑、討論、採決	140

○吉田町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙	1 4 0
○日程の追加について	1 4 2
○発議案第4号の説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○議会閉会中の継続調査について	1 4 3
○町長挨拶	1 4 4
○議長挨拶	1 4 6
○閉会の宣告	1 4 7

開会 午前 9時00分

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日、ここに平成28年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様のお元気な顔に接してうれしく思っています。いつも皆様をお願いすることがございますけれども、常に議会定例会の審議というものが、結果として町民の福祉の向上と町の発展に資するものであることを、切に望みます。

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、平成28年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚邦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、6番、山内 均君、7番、三輪正邦君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（大塚邦子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月1日から12月16日までの16日間といたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日12月1日から12月16日までの16日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（大塚邦子君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

10月17日月曜日、平成28年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。初めに自治功労者表彰があり、県内の町議会から11人の議員が表彰されました。表彰の後、平成29年度県の施策、予算に対する要望、提言書が太田会長から川勝川勝県知事に手渡され総会を終了しました。また、あわせて午後に行われた議長、副議長、事務局長研修会では、政治アナリストの伊藤惇夫氏による「安倍政権の課題とこの国の行方」と題しての講演がありました。

10月31日月曜日から11月2日水曜日まで、静岡県町村議会議長会県外調査に参加し、茨城県大洗町、栃木県茂木町を視察しました。

11月8日火曜日、志太榛原5市2町議会議長連絡協議会の議員研修会が焼津市で開催されました。

11月9日水曜日、第60回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催されました。大会では5項目の特別決議と25項目の要望事項、9項目の各地区の要望事項が承認されました。また、閉会后、シンクロナイマー、教育コメンテーターであります武田美保氏による「究極のチームワーク・リーダーシップ」と題した特別講演が行われました。

以上で議長報告を終わります。

次に、議員派遣結果について、議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきました。御了承願います。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託された出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

続いて、町長からの行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成28年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況に

つきまして、御報告申し上げます。

さて、10月26日に「平成27年国勢調査」の人口等基本集計結果が公表をされ、平成27年10月1日現在の我が国の総人口は1億2,709万5,000人で、前回の平成22年の調査から96万3,000人減少したことが発表をされました。

大正9年の調査開始以来初めての減少であり、全国の82.5%に当たる1,419の市町村で人口が減少したことが明らかになったわけでございます。

さて、年齢別人口を見ていきますと、15歳未満の人口は1,588万7,000人で総人口に占める割合が12.6%、65歳以上の人口は3,346万5,000人で総人口に占める割合が26.6%という結果でございました。15歳未満人口の割合は調査開始以来最低となった一方で、65歳以上人口の割合は調査開始以来最高で、まさに「少子高齢化」が浮き彫りになった形であります。

このことは、当町においても例外ではありません。当町の平成27年10月1日現在の人口は2万9,093人で、平成22年の調査から722人が減少し、また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は24.0%で、人口の約4人に1人が高齢者ということになります。近隣市町に比べますと人口減少率、高齢化率ともに低い数値ではありますが、予断を許さない状況でございます。

「人口減少」や「少子高齢化」に対する懸念は以前から叫ばれていたわけでございますが、平成25年12月に、当時、日本創生会議の座長を務めていた増田寛也氏が発表したレポート、「2040年、地方消滅。「極点社会」が到来する」に端を発し、この懸念はより強いものとなり、全国的に広がっていきました。今回の国勢調査の結果を受け、こういった現象が確実に進んでいるということを実感として受けとめざるを得ません。

こうした現象に歯どめをかけるキーパーソンとなるのが、20歳から39歳までの若年女性であり、この方々が町にとどまり、子供を産み育ててくれなければ、人口減少の一途をたどり、町は衰退していくこととなります。

当町では、昨年、人口減少や少子高齢化に歯どめをかけるための施策を盛り込んだ「吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「吉田町人口ビジョン」を策定をし、それらを包含した「第5次吉田町総合計画」を新たな指針として独自のまちづくりを進めております。

具体的には、「津波防災まちづくり」の推進、またそれにより形成をされる「確固たる安全」のもとで、「子育て支援」、「健康づくり」、「教育」などの各種施策を実施するとともに、新たな安全と新たな賑わいを創出するシーガーデンシティ構想を展開することにより、第5次吉田町総合計画の将来都市像「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち吉田町」の実現に向け、新たなスタートを切ったところでございます。

こうした取り組みの中で、「シーガーデンシティ構想」の中核を担う施設であります「北オアシスパーク」を誕生させたほか、「津波防災まちづくり」の「一丁目一番地」であり、防潮堤の一部となる多目的広場の整備に着手するなど、安全・安心の確保に向けた取り組みの成果が目に見える形であらわれてまいりました。

防潮堤の整備はこれからの正念場であり、引き続き「津波防災まちづくり」や「シーガーデンシティ構想」における取り組みを着実に進めてまいりますが、それと同時に、若年女性にとって魅力のある施策、とりわけ「子育て支援」や「教育」における環境整備につきまして、今まで以上に力を注いでまいります。

議員各位におかれましては、現在町が置かれている状況、町が強力に進めております施策

につきまして、ぜひとも御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、当町の現在における事業の進捗状況につきまして、御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、吉田漁港多目的広場の整備につきまして、御報告申し上げます。

多目的広場の盛土工事につきましては、測量等の準備工を実施した後、9月中旬よりあらかじめストックした建設発生土を先行使用して、本格的な工事に着手いたしました。その後、10月下旬には購入土の搬入を開始し、現在工事を進めているところでございます。

現在のところ、工事は計画どおり順調に進んでおりますので、今回発注の工事区域につきましては、平成29年2月の完成に向け、引き続き、適切な現場管理及び工程管理等に努めてまいります。

次に、多目的広場護岸詳細設計業務委託についてでございます。これは、多目的広場の盛土構造物の法面に護岸を設置するための詳細設計を行うものでございまして、9月下旬に業務を発注し、現在は、構造形式等についての比較及び検討を行っているところでございます。

今後につきましては、提案を受けている複数案の中から最適な案を決定し、平成29年3月までに業務が完了するよう進めてまいります。

そのほかに、漁港施設の整備及び維持管理に係る事業といたしまして、地域水産物供給基盤整備事業、漁港施設機能強化事業、水産物供給基盤機能保全事業、小規模局部改良事業及び津波・高潮危機管理対策事業の各事業を実施しているところでございますが、予定している工事及び業務委託につきましては、既に発注を完了しておりますので、本年度中の完成に向け、着実に事業を実施してまいります。

なお、これらの事業を進めるに当たりましては、南駿河湾漁業協同組合吉田支所等の漁業関係者と連携・調整を図りながら進めているところでございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業につきまして御報告申し上げます。

当町では、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準の木造住宅を対象に、耐震化を促進するためのプロジェクト「TOUKAI-0」事業を積極的に推進しているところでございます。

このような中、本年4月に発生しました熊本地震や10月に発生しました鳥取地震におきまして、旧耐震基準の木造住宅が大きな被害を受けたことから、住宅の安全に対する町民の皆様の関心は今まで以上に高まっており、当町といたしましては、この機会を捉え、木造住宅の耐震化を加速させてまいりたいと考えております。

そのため、木造住宅への耐震補強助成につきまして、制度拡充を図るべく、現行の助成額に最大30万円を上乗せする補正予算案を、今議会定例会に上程させていただきます。この補正予算案をお認めいただきました際には、制度の拡充につきまして積極的にPR等を行い、地震発生時の被害を最小限に抑え、町民の皆様の安心を確保できますよう、耐震補強の補助制度を充実させてまいりたいと考えております。

次に、静岡地域消防救急広域化に伴う消防救急業務につきまして御報告申し上げます。

消防救急業務は、災害や事故の大規模化や多様化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等、環境の変化に的確に対応し、町民の生命及び財産を守る責務を全うする必要があります。



しかしながら、従来の消防組織の規模では、適正な出動要員数、高度な消防車両の導入、専門要員の養成・確保などについて、これまでの体制を維持することが困難な状況であると判断し、平成28年4月1日から始まった静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の3市2町による静岡地域消防救急広域化に参加いたしました。

消防救急広域化後の当町における火災、救助、救急対応につきましては、管轄区域を超えた他市町の消防隊や救急隊の出動が実現され、現場到着時間の短縮や救命率の向上につながっております。

また、消防本部の統合により、静岡市消防局内で現場要員が38人増え、そのうち、配属先消防署の中で最も多い14人が吉田消防署に配属されました。これにより、現場要員が拡充され、これまで兼務していた消防隊と指揮隊が、現在は、専任の指揮隊が設置されるようになり、現場における初動体制の強化が図られております。

その他にも、消防法に基づく立入検査を積極的に実施することが可能となり、その結果、違反対象物の減少につながり、火災予防面の充実を図ることができております。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、健康づくり事業につきまして御報告申し上げます。

当町では、健康増進や運動習慣の定着を図ることを目的とし、11月6日に小山城を発着地点として片岡区から北区を巡るウォーキングイベント「吉田ぐるきたウォーキング」を開催いたしました。

イベントには、10キロメートルコースと6キロメートルコースを合わせて計132人の方に御参加をいただき、関係協力団体等も含めた総勢177人による健康増進活動が展開されました。

次に、本年度の新規事業であります「地区健康度アップ事業」についてでございます。

この事業は、職員が各町内会に出向いて町の健康課題を周知し、生活習慣病予防のための正しい知識を普及することにより、健康の保持及び増進を図ることを目的として実施するものでございますが、本年度は、住吉東村町内会及び森下町内会、川尻上組町内会、片岡東町内会、北区第一町内会の5つの町内会を対象に、10月から11月にかけて実施いたしました。

当日は、保健協力委員や町内会長の皆様に御協力をいただき、当町の健康課題であります「高血圧」に関する講話やクイズ、減塩みそ汁の試飲などを行いまして、92人の方に御参加いただきました。

本事業は、平成30年度までに全町内会で実施することを計画しております。「高血圧予防」の重要性を御理解いただき、健康診査の受診や食生活における減塩など、町民の皆様一人一人が主体的な健康づくりに取り組んでいただけるよう、啓発を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、本年度、育児負担の軽減を目的として導入いたしますファミリー・サポート・センター事業につきまして御報告申し上げます。

本事業は、子供の一時預かりサービスを希望する方とサービスを提供できる方に会員となつていただき、連絡・調整によりマッチングを行うものでございますが、このほど、設置の準備が整い、11月から会員の募集を開始することといたしました。このうち、育児援助を行っていただく「サポート会員」につきましては、平成29年1月から開催する計3回の講習会を受講していただくこととなっており、年度内にサービスを開始できるよう、受け入れ態勢

を整えてまいります。

なお、この「ファミリー・サポート」は有償のボランティアサービスであり、サービスを受ける場合の料金につきましては、平日の午前7時から午後7時までの間が1時間当たり600円、それ以外の時間と土曜日・日曜日・祝日等の休日が1時間当たり700円となる予定でございます。

「ファミリー・サポート」の展開により、夕方の託児や放課後児童クラブへの送迎など、既存のサービスだけでは手の届きにくい部分をカバーし、きめ細かな子育て支援サービスを提供できる体制が整うものと期待をしております。

次に、子育て支援施設における安全対策についてでございますが、今年度における「安心して子供を産み育てられる環境の整備」といたしまして、国が平成28年度第2次補正予算に盛り込んだ「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、不特定多数の方が自由に出入りする吉田町中央児童館に防犯カメラを設置するため、当該事業に係る経費を今議会定例会における補正予算案として上程させていただきます。

続きまして、高齢者福祉事業につきまして御報告申し上げます。

当町では、平成28年4月1日現在、介護保険認定者のうち、日常生活自立度で認知症と診断された方は590人ですが、実際には、それ以上の数の認知症の方が存在するものと推測されます。このことから、昨年9月に「吉田町認知症対策委員会」を設置し、認知症対策の強化を図っているところでございます。

本年度は、この委員会を中心といたしまして、認知症の方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、吉田町版「認知症マニュアル」を作成し、7月に全戸配布するとともに、各自治会の町内会長の皆様へ認知症マニュアルのポイントを御説明し、マニュアルの活用について周知をさせていただきました。

その結果、住民の方々からは「認知症に関する相談先がわかってよかった」などの声をいただいております。また、最近では、全国的に高齢者の自動車運転事故が多発しており、特に認知機能が低下した方の運転について危惧されているところでございます。こうした高齢者による事故を防止するため、認知症への正しい理解を深め、より早い段階から認知症の方を支援していくことが非常に重要になってきているものと認識しております。

また、最近では、全国的に高齢者の自動車運転事故が多発しており、特に認知機能が低下した方の運転について危惧されているところでございます。こうした高齢者による事故を防止するため、認知症への正しい理解を深め、より早い段階から認知症の方を支援していくことが非常に重要になってきているものと認識しております。

そこで当町では、認知症の方やその家族に早期にかかわり、初期の段階から適切な診療や介護サービスへとつなぐため、町内の認知症サポート医、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士のお力をおかりして、「吉田町認知症初期集中支援チーム」を平成29年2月に設置する予定でございます。

このチームは、若年性認知症を含む40歳以上の在宅で生活している認知症の方や認知症が疑われる方で、医療サービス、介護サービスを受けていない、または中断している方などを訪問支援対象者として、おおむね6カ月を目安に集中的にサポートしていくものでございます。

医療と福祉の専門職10人で構成されたチームが、個々の認知症の症状に沿った助言を行うことにより、御本人や御家族の負担を軽減し、高齢者の皆様ができる限り、住みなれた地域で安心して生活できる体制を整えてまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、国の「地方

創生加速化交付金」を活用して実施しております「広域連携による水産物を活用した産業活性化事業」につきまして御報告申し上げます。

本事業は、当町を初めとする駿河湾沿岸の静岡市、焼津市、牧之原市、御前崎市の4市1町が持つさまざまな水産物や観光資源を連携させ、顧客が求める新たな商品やメニュー、観光コースを開発するものでございます。

これまでに、首都圏での消費者嗜好モニタリング調査及び旅行事業者等への訪問調査を実施し、その調査結果に基づき、この地域をよく訪れているとされる「50歳から60歳代の女性」をメインターゲットとした商品等の開発を行うことに決定いたしました。

また、本事業における地域の愛称を「駿河ブルーライン」と名付け、商品等の開発やプロモーションに活用しながら、地域のイメージアップを図ってまいります。

現在は、商品、メニュー及び観光コースの各部会を中心に、4市1町の水産特産物等を活用した開発作業を進めているところでございまして、おおむね年内には作業を完了させる予定でございます。その後、年明け1月から3月までの期間におきまして、開発した商品等を活用しながらこの地域のよさを全国に向けて発信し、効果的なプロモーションを行うことにより、誘客を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、福岡県八女市とのふるさと納税返礼品の連携につきまして御報告申し上げます。

八女市とは、8月10日に当町で開催いたしました「八女市・吉田町未来創造の翼交流フォーラム」におきまして、「八女市と吉田町との特産品交流連携に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、両市町の特産品等を活用した相互交流を促進することにより、地域における交流意識の醸成を図り、両市町が将来にわたり交流を継続させていくことを目的に締結したものでございまして、このたび、この協定に沿って「ふるさと納税制度を活用した地域振興」を具現化するために、ふるさと納税返礼品の連携を行うことといたしました。

具体的に申し上げますと、当町の特産品であります「うなぎ」、「しらす」等を八女市の返礼品として、また、八女市の特産品であります「あまおう」を使用したアイスや八女市内に古くからある蔵元で製造されました「日本酒」等を当町の返礼品として取り扱うことといたしました。今回、お互いの市や町にはない特産品を補完することを目的に返礼品を選定させていただきまして、本日、12月1日より、それぞれが利用している「ふるさと納税サイト」で受付を開始いたします。

この取り組みは、ふるさと納税制度を通じて、当町及び八女市の特産品をPRする場がさらに広がり、お互いの地域の振興につながっていくものと期待しております。

次に、「北オアシスパーク」の利用状況についてでございます。

新たな安全と新たなにぎわいを創出する「シーガーデンシティ構想」の中核を担う施設として、当町が平成24年度から整備を進めてまいりました「北オアシスパーク」は、9月末までに工事が完了し、去る10月4日に、川勝平太静岡県知事を初め、地元関係者等約70人の皆様の御出席を賜り完成式典を行い、供用を開始いたしました。

この公園の管理運営には、指定管理者として「一般社団法人吉田町まちづくり公社」を指定しているところでございますが、10月の利用状況を申し上げますと、神戸・大幡地区の祭典や吉田町まちづくり公社主催の青空ヨガなどに利用されましたほか、日常的に小さなお子

様を連れられた30代から40代の子育て世代の女性の御来園も多く、利用者総数は5,647人で行いました。

今後とも、来園者に多様な情報を発信し、町民のみならず町外の方々も多く訪れ、皆様に親しまれる公園となりますよう維持管理に努めてまいります。

次に、都市防災総合推進事業により、避難路としまして整備を進めてまいりました富士見幹線及び住吉幹線についてでございます。

富士見幹線及び住吉幹線につきましては、歩道内への避難誘導灯及び照明灯の設置工事が10月に完了いたしました。

避難誘導灯や照明灯の設置により、北オアシスパークや津波避難タワーへ避難される皆様が安全かつ迅速に導くとともに、平常時におかれましても、安全・安心な通行ができる便利な道として、皆様方に御利用いただくことができるようになりました。

次に、町内に点在する橋梁の点検についてでございます。

町が管理する橋長2メートル以上の道路橋は、施設の老朽化対策として5カ年のメンテナンスサイクルによる点検計画に基づき、近接目視による点検・診断を実施する必要があります。

点検計画では、町内にごございます248橋梁中、82橋梁を業務委託形式とし、その他の166橋梁につきましては、橋梁点検講習会を受講した職員が直接点検を実施することとしておりますが、本年度は、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、長さ15メートル以上の橋梁27橋の点検を業務委託とし、46橋の点検を職員が直接行うこととしております。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、全国学力・学習状況調査結果の公表につきまして御報告申し上げます。

本年、4月19日に実施いたしました「全国学力・学習状況調査」につきまして、教育委員会では、学校別に分析・検証し、10月3日に「教科に関する調査結果」を、11月15日に「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査結果」を保護者に通知するとともに、ホームページ上で公表いたしました。

この公表は、保護者や地域住民の皆様への説明責任を果たすと同時に、児童・生徒の学力や学習状況における成果と課題を共有し、さらに学校・家庭・地域が連携して学力向上を図ることなどを目的に実施しているものでございます。

本年度の結果につきましては、現在の中学校3年生が当時小学校6年生だった平成25年度と比較しますと、全国平均を上回った国語B問題以外の科目についても全国の平均正答率との差が縮小されており、ラーニングプランにおける取り組みが児童・生徒の学力向上につながったのではないかと推察しております。

教育委員会といたしましては、「町の平均正答率が全国平均以上」という平成29年度における最終到達目標の達成に向け、さらにきめ細かな指導を重ね、児童・生徒の学力向上に取り組むこととしております。

次に、小学校への空調設備設置工事についてでございます。

当町では、平成23年度に吉田中学校の普通教室30教室、平成24年度には音楽室の2教室に空調設備を設置したところでございますが、このたび、国の平成28年度第2次補正予算の成立を受けまして、文部科学省所管の「学校施設環境改善交付金」を活用し、町内3小学校の普通教室58教室、特別支援学級7教室、特別教室24教室に空調設備を導入することといたし

ました。

この事業は、「第5次吉田町総合計画」、「吉田町教育大綱」及び「吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のそれぞれに、町の最重要施策として位置づけられており、児童がより一層、授業に専念できる教育環境を提供するものでございます。

今後の予定といたしましては、今議会定例会に関係事業費の補正予算案を上程させていただき、お認めいただきました際には、速やかに工事が発注できるよう準備を進め、来年の夏までには、快適で安心して教育が受けられる環境を整えてまいりたいと考えております。

続きまして、吉田町シニアカレッジの開校につきまして御報告申し上げます。

本年8月に、静岡大学の教授を初め、町内の社会教育関係者の皆様、各種団体の皆様の御協力により、「吉田町シニアカレッジ設立委員会」を立ち上げ、これまでに2回の会議を開催し、皆様の御意見を伺いながら、実施要綱やカリキュラムの作成に取り組んでまいりました。

こうした取り組みを経まして、このほど、開校の準備が整いましたことから、去る11月12日に、新聞折り込みを通じて吉田町シニアカレッジの開校を町民の皆様にお知らせし、昨日、34人の受講者が出席をして入学式をとり行いました。

12月14日から第1回目の授業が始まりますが、今回、入学された皆様につきましては、第1期生として2年間の学生生活を送っていただくこととなります。皆様には、吉田町教育大綱に掲げられておりますとおり、お互いが学び合い、高め合いながら、生き生きと学生生活を過ごしていただけることを期待しております。

次に、社会体育振興事業の取り組みについてでございます。

毎年、この時期の恒例行事となっております「静岡県市町対抗駅伝競走大会」が、いよいよ明後日、静岡市内において開催されます。当町では、練習会や記録会などの結果をもとに20人のベストメンバーを決定し、監督、コーチ、スタッフの皆様の御指導をいただきながら、6月より入賞を目指して練習を重ねてまいりました。

指導に御協力をいただきました監督、コーチ、スタッフの皆様や体育協会、スポーツ推進委員の皆様、小中高等学校の先生方にお礼を申し上げますとともに、出場される選手の皆様の健闘を心からお祈りしております。

また、来年1月に開催予定の吉田町駅伝大会につきましては、年々参加チームが増加しており、盛大に開催させていただいているところでございますので、皆様には各種団体や地域、町内会のコミュニケーションツールの一つとお考えいただき、本年度もより多くのチームが参加されることを期待をしております。

次に、スポーツ推進委員の皆様の活動についてでございます。

日ごろより、初心者スポーツ教室での指導や各種スポーツ大会の審判員等で御活躍されており、町内のスポーツ振興に大変御尽力をいただいております吉田町スポーツ推進委員の皆様が、11月17日に開催されました「全国スポーツ推進委員研究協議会福井大会」におきまして、優良団体として表彰されました。この榮譽に対しまして心からお祝いを申し上げますとともに、スポーツ推進委員の皆様方には、より一層、スポーツ振興に御尽力いただけますよう、お願い申し上げます。

次に、芸術文化振興事業につきまして御報告申し上げます。

当町では、芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じて、心豊かな人が育まれる町を実現

するため、その振興に努めているところでございますが、本年も、10月22日から11月3日までの間、教育委員会と文化協会の共催により「吉田町文化祭」が開催されました。

「吉田町文化祭」は、年に一度、芸術文化に携わる町民の皆様が一堂に会し、それぞれの成果を披露する場として開催しているものでございますが、10月22日に開催されました「芸能祭」には35演目の披露で945人の入場者が、10月29日、30日に開催された「文化展」には、936点の展示があり、2,394人の入場者がございました。

今年の「文化展」では、昨年を引き続き、文化協会の各部が体験教室を開催したほか、新たにパソコンアンケートや社会教育事業のパネル展示、さわやかクラブの皆様による展示や発表などが披露されました。

また、町内各小・中学校の活動や「チャレンジ教室」での取り組みを掲載した展示も出展されましたことから、当日は多くの家族連れでにぎわい、町民の皆様が文化に触れるよい機会になったのではないかと捉えております。

今後とも、文化協会の活動を支援することによりまして、幅広い年代の多くの皆様が芸術文化活動に親しみ、心豊かな暮らしにつながるよう努めてまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、「地域経済と連携した省CO<sub>2</sub>化手法促進モデル事業」につきまして御報告申し上げます。

本事業につきましては、11月に公募型プロポーザル形式により事業者の選考を行い、現在、図書館を初め小・中学校や保育園などの7施設につきまして、施設ごとの設備状況や低炭素設備導入によるCO<sub>2</sub>削減効果等の調査を実施しているところでございます。

本年度は、この調査結果に基づく設備改修計画により、対象施設の一部においてLED照明やエアコンの改修工事を行い、残りの施設につきましては、平成29年度中に改修工事を完了させる予定でございます。

次に、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

当町では、安全で安定した水道水の供給を推進するため、施設整備、老朽管の布設替え、道路改良等に伴う配水管の布設及び布設替えの各事業を実施し、災害に強いライフラインの構築に努めております。

現在の状況を申し上げますと、まず、施設整備につきましては、第2配水池内の流量計の更新、電気室の建てかえ工事を実施しております。

次に、管路整備についてでございますが、老朽管布設替え事業といたしまして、北原東2号線送・配水管布設替え工事、中瀬北原1号線外1路線の配水管布設替え工事等計4本、また、道路改良及び下水道事業に伴う配水管布設及び布設替え事業といたしまして、主要地方道吉田大東線ほか2路線の配水管布設工事等計4本、合計8本の発注が既に完了し、順調に工事が進んでいる状況でございます。

次に、下水道事業につきまして御報告申し上げます。

現在の下水道整備状況を申し上げますと、事業計画区域340ヘクタールのうち、昨年度末までに259.90ヘクタールの整備が完了し、整備率は76.4%に達しております。また、吉田浄化センターでは、1日当たり平均で約2,300立方メートルの汚水を処理しております。

管渠建設につきましては、住吉地区の国道150号の推進工法による横断を含む、県道住吉金谷線の工事にも着手してございまして、今後は、片岡地区の150号歩道と主要地方道島田吉田線などを中心に布設工事を行う予定でございます。

また、浄化センターにつきましては、汚水ポンプ、汚泥処理、監視制御に係る電気設備の更新を平成27年度及び平成28年度の2カ年をかけて実施しているほか、機械設備更新工事といたしまして、汚水ポンプ設備と水中攪拌機の更新工事を実施しているところでございます。

以上、本年度の事業の進捗状況につきまして、御報告させていただきましたが、本年度も残すところ4カ月を切り、仕上げの時期に入っております。

これまで進めてまいりました各事業につきまして、いま一度、進捗状況を確認するとともに、次年度以降を見据えた効果的な行政運営に力を注いでまいります。

また、「津波防災まちづくり」におけるハード整備に加え、全ての町民の皆様には「この町に住んでいてよかった」、「これからもずっとこの町で暮らしたい」と感じていただけるまちづくりを目指し、人口増加につながるよう、特に「子育て支援」、「健康づくり」、「教育」の面におきまして、新たな魅力を生み出す積極的な事業展開を図ってまいります。

議員各位におかれましては、こうした当町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大塚邦子君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を行います。

各委員長から報告願います。

初めに、議会運営委員会委員長、お願いします。

7番、三輪正邦君。

〔議会運営委員会委員長 三輪正邦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） それでは、平成28年第4回吉田町議会定例会議会運営委員会委員長報告を行います。

委員長、三輪正邦。

議会運営委員会より議会閉会中の調査活動について、以下御報告いたします。

開催日、平成28年9月21日水曜日。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。

時間、午前9時から午後零時40分まで。議員6人、11時50分より零時30分、1人除斥、番外1人、事務局2人。

1、協議事項、平成28年第4回吉田町議会定例会の運営について。

1、予定案、11月18日全員協議会、提出議案予定審議等の報告。

11月22日、一般質問通告締め切り。

11月24日、議会運営委員会。

12月1日、定例会開会本会議。会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案上程、提案説明、詳細説明、全員協議会、本会議終了後。

12月5日（本会議早期議決）。

12月6日、全員協議会。

12月7日、産業建設常任委員会、総務文教常任委員会。

12月12日、本会議、一般質問。

12月13日、本会議、一般質問。

12月14日、本会議。

12月15日、議会運営委員会。

12月16日、本会議、閉会。

2として、議会閉会中の継続調査、所掌事務調査について、会議規則第71条規定により、議長に閉会中の継続調査申出書を提出する。

2、その他、協議会。

ア、議会の正常化について、議会運営委員長が副議長の職務について。副議長として職を辞する必要があるのではないかという意見を述べ、各委員の意見を求め、次のような意見が出た。

議会を正常化するため、副議長を辞職するよう促す。現在、議長として副議長の職務を制限している。全員協議会で警察に赴き警察の判断を聞いてくるということで、副議長の件を一時預かりしている。新しく副議長を選ぶ。警察の判断を待ち判断する。正しい方向でやってほしい。これらをまとめ28日、議会運営委員会で確認し議長に報告する。

開催日、平成28年9月28日水曜日。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。

時間、午前9時から午前9時55分まで、議員5人（9時05分から9時55分まで1人除斥）、番外1名、9時30分退席、事務局1人。

協議事項、議会の正常化について議会運営委員会委員長の作成文を検討する。

以下のことを可決し、再度作成し議長に提出する。その際、議会基本条例に抵触していることや、このことについての少数意見も加味することとする。また、経過も記述する。

開催日、平成28年10月14日。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。

時間、午前9時から午前11時02分まで、議員6人、10時14分より11時まで1人除斥、番外1名、事務局2人。

協議事項、議会運営に関する申し合わせ事項の見直しについて。

1、7、その他の事項について。

第2項、会議の録音記録の貸し出しは議長の許可を得るものとする。

なお、貸し出しの際は、提出簿に記入し、事務局の用意した専用メモリーによるものとする。取り扱いは各議員の責任において十分注意することと訂正する。

第3項、原文のまま。

第4項、原文のまま。

(2) 本会議関係の第9条の次の項に、「一般質問通告者は議会運営委員会と連絡が取れるようにしておくこと」を加筆する。

2、議会正常化について。

委員会の各委員の意見をまとめ議長に提出する。

なお、本日提出された原文を一部訂正し、再度委員会で確認することとする。

開催日、平成28年11月24日木曜日。



開催場所、吉田町役場 4 階第 1 会議室。

時間、午前 9 時から午前 11 時 41 分まで議員 6 人、11 時 20 分より 11 時 40 分、1 人除斥、番外 1 人、事務局 2 人、総務課長。

協議事項、平成 28 年第 4 回吉田町議会定例会の運営について。

(1) 町長提出議案について、総務課長。

(2) 上程議案の審議方法について。議案は 12 件（条例 5 件、補正 2 件、規約変更 1 件、人事 3 件、路線認定 1 件）、常任委員会の付託なし。本会議で審議、全員協議会で内容確認と論点整理、予算案は中間日で質疑、最終日に討論、表決、その他の議案は最終日に質疑、討論、表決を行う。早期議決案、第 61 号議案と第 67 号議案は、上程後本会議終了後に全員協議会で内要確認と論点整理、3 日以内に本会議を開き審議。

(3) 会期の決定及び審議予定表について。

① 議会会期期間は 12 月 1 日から 16 日までの 16 日間とする。

② 12 月 1 日、開会、本会議（会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告（議長報告、町長行政報告）、議会閉会中の委員会活動報告（議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会広報特別委員会委員長）、議会 ICT 推進特別委員会委員長報告、町長提出議案の審議、全員協議会。

12 月 2 日、早期議決議案の審議。

12 月 6 日、全員協議会。

12 月 7 日、産業建設常任委員会、総務文教常任委員会。

12 月 12 日、本会議（一般質問）。

12 月 14 日、本会議、町長提出議案の審議。

12 月 15 日、議会運営委員会。

12 月 16 日、本会議、町長提出議案の審議、閉会。

(4) 会議録署名議員の指名について。

6 番、山内 均議員、7 番、三輪正邦議員。

(5) 一般質問の取り扱いについて。

ア、遠藤孝子議員、イ、増田剛士議員、ウ、藤田和寿議員、エ、大石 巖議員、オ、八木栄議員、カ、山内 均議員の内容について検討をした。訂正や確認事項については議長に報告した。一般質問は 12 月 12 日午前中 3 人、午後 3 人とする。

2、意見書採択要請等の取り扱いについて。

(1) 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

議員配付とする。

3、その他、副議長辞任について要望書について話し合う。全員協議会の場で委員長が議長に提出する。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員会委員長、お願いします。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告いたします。

調査事項に関しては、40歳以上の健康づくり事業について。

目的は、町の取り組み状況と課題について調査研究をするということです。

平成28年9月26日午前9時から10時まで、全員の出席で委員会を開会した。

協議事項は、健康マイレージ事業、生活習慣病予防啓発事業、地域健康度アップ事業の健康づくりに係る事業について、吉田町と他市町の実情を調査するため、健康づくり課にいただいた情報や委員の情報をもとに、視察先を検討した。

健康づくりマイレージ事業の各事業活動の活発な市町を視察し、状況を知ることにより健康づくりを応援することができる考えた。委員会では、静岡県内外の情報から検討をし、県内での健康マイレージ事業が活発に行われている三島市と藤枝市を視察することを決定した。視察先の受け入れが可能であれば、10月下旬または11月10日以降で調整を事務局にさせていただくことにした。

また、吉田町では地区健康度アップ事業が始まったばかりであることから、事業に参加して調査し報告をすることとした。

平成28年10月14日午後4時50分から5時まで全員の出席で委員会を開会した。

協議は、健康マイレージ事業の視察先とした三島市と藤枝市との日程調整がつかないため、11月は中止とした。地区健康度アップ事業については、健康づくり課にスケジュールを尋ね、11月6日、よしきた会館、12月10日、片岡会館のいずれかの事業に参加することを決めた。

平成28年11月14日午前10時45分から11時45分まで、全委員の出席で委員会を開会した。

協議事項は、今後の方針を検討した。

1、健康マイレージ事業の11月中の視察の調整ができなかった三島市と藤枝市について、相手方との調整を行い来年1月の視察予定で、再度日程を決めることとした。吉田町が取り組んでいる健康マイレージ事業、生活習慣病予防啓発事業、地区健康度アップ事業について、視察先ではどのような取り組みを行っているかを調査する。

2、健康マイレージ事業については、地区健康度アップ事業に11月6日、よしきた会館と11月10日、片岡会館の事業に参加し課題について協議をした。委員会からは、非常に素晴らしい事業であるという意見があった。課題としては地区健康度アップ事業への参加者が少なかったことから、いかに町民に参加していただくか、事業を浸透させるための啓発にはどのようなものがあるかが挙げられた。

以上が、議会閉会中の調査活動についての報告であります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、お願いします。

9番、増田剛士君。

〔産業建設常任委員会委員長 増田剛士君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（増田剛士君） 産業建設常任委員会委員長報告を行います。

定例会中の委員会報告といたします。

10月11日、12日の両日、委員会視察を行いました。

視察目的を、既存の観光資源開発の中で見つけた資源の生かし方と、新たな観光資源開発による交流人口増大を図る施策を視察するというので、香川県宇多津町及び高松市を視察してまいりました。

宇多津町では臨海公園事業を視察し、新たなにぎわいづくりの場を研修いたしました。高松市では自転車を利用した観光資源回遊事業として、ちゃりんこマップ事業、レンタサイクル事業、観光ボランティアガイド事業について学んでまいりました。

10月25日、委員会を開催いたしました。

視察の総括と報告書について協議を行いました。また、今後の調査研究の方向性について協議を行いました。

11月10日、委員会を開催いたしました。

委員長作成の視察報告書案をチェックし、加筆、訂正を行い、11月10日付で視察報告書として議長に提出することを決定いたしました。

視察報告書に挙げました内容を一部報告させていただきます。

1、宇多津町、高松市の視察において、観光による交流人口増大を図る施策がはっきりと示されていた。

2、宇多津町の臨海公園に関する事業は、当町におけるシーガーデンシティ構想に参考となるものであった。新たな観光資源開発に寄与できるよう調査研究を進めたい。

3、高松市のレンタサイクルによる既存の観光地めぐりは、当町において自転車レーン等の道路事情等課題が多いと考えるが、年中温暖で平地が多い地形は高松市と似ているため、実現に向けた前向きな調査研究が必要である。

4、観光資源の開発は、行政・住民が一体となって協議し、推進していく必要があり、にぎわいづくりによる交流人口増大が町に何をもたらすのか示すことの重要性を、視察により学んだ。

以上4点でございます。

視察で学んだことを念頭に置き、今後の調査研究を進めることを決定いたしました。

また、第13回議会報告会の報告事項についての御意見等について、次回以降協議していくことを決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。  
委員長、御苦労さまでした。

---

◎議会広報特別委員会委員長報告

- 議長（大塚邦子君） 日程第5、議会広報特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

議会広報特別委員会委員長、お願いします。

3番、大石 巖君。

〔議会広報特別委員会委員長 大石 巖君登壇〕

- 議会広報特別委員会委員長（大石 巖君） 3番、大石でございます。

議会広報特別委員会より、閉会中の委員会活動について報告をいたします。

11月7日、静岡市におきまして静岡県町村議会議長会主催の平成28年度町議会広報研修会が開催をされ、委員6名が参加をいたしました。芳野政明氏を招いての講義「住民に読まれ議会活動が伝わる議会報の基本と編集技術」を、昼休みを挟みまして行われました。

続いて、議会広報クリニックを行っていただきました。講義の中では、議会報の基本と編集技術としまして、住民の関心を高める情報発信と判断材料の提供が大事であることが強調され、伝える広報から伝わる広報へ、住民の立場に立った編集、いかにしたら読みたくなる議会だより、こうしたものの編集ができるかを勉強をいたしました。山形県川西町、長野県飯綱町、岩手県金ヶ崎町の議会だよりが紹介をされました。

また、議会広報クリニックでは、清水町と川根本町の議会だよりを参考に、読みやすさやわかりやすさを診断をしていただきました。こうした内容を今後の編集に生かしていきたいと思えます。

続きまして、11月9日、駿東部長泉町に視察研修に伺ってきました。

視察の目的は、より見やすくわかりやすい議会だよりを目指して、先進地事例の視察を通じて、本町議会の政策形成に寄与することであります。委員6名が参加をいたしまして、「議会ながいずみ」発行の企画や編集内容の工夫、編集スケジュールと委員の役割分担、町民の声を反映する工夫などを中心に、説明を受け意見交換をいたしました。

具体的には、当日10時から11時30分まで、長泉町議会の広報広聴委員会の栗原委員長を初めとする委員の方々から、長泉町の概況説明と広報の編集について説明をいただきました。編集委員8名、年4回の発行、編集部数1万6,700部、オールカラーの16ページから24ページの編集内容、7名のボランティアによる声の広報をホームページ上に掲載をし、我が町探検クイズに図書カード500円を毎回当選者10名に出していること、企画記事としまして転入者インタビューや一般質問のその後の状況などを掲載していることなど、町民の声を反映した記事が多く親しまれる内容となっていることに大変勉強になりました。

双方の各委員からの質問や意見交換も出されましたので、その内容も含めまして今後の活動に生かしていきたいと思えます。

以上、議会広報特別委員会からの報告といたします。

- 議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

### ◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（大塚邦子君） 日程第6、議会ICT推進特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

議会ICT推進特別委員会委員長、お願いします。

10番、藤田和寿君。

〔議会ICT推進特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会委員長（藤田和寿君） 10番、藤田和寿。

それでは、議会ICT推進特別委員会から委員会活動について御報告申し上げます。

9月21日、委員6名、番外1名で、第21回委員会を開催し、議会の録画中継の試行について協議を行い、以下の内容で決定いたしました。

1、全議員の総意であることを全員協議会で確認済みであること。

2、録画についてはタブレット端末や低コストと現環境で行うこと。

3、当局との一般質問の録画中継のした協議メンバーは、正副委員長、遠藤議員、増田議員として、10月下旬ごろ調整すること。

次に、議会報告会でいただきました録画中継に対する意見について協議を行いました。

目的は、議会基本条例、議会の公平性等の遂行のため、誰のためには、町民及び町に係る人のため、何のためには、議会決定のプロセスと結果を町民に知らせること、議会の見える化として、開かれた議会を示し町民参加を促すこと、議員の研さんを図ることといたしました。

何をしたいのかは、町民の代表としての責務を果たす姿勢を示し評価を受ける。情報の即応性に対応する、試行により調査事項や問題を出すことと決定し、質問者に回答することといたしました。

また、議会中継の位置づけを再確認し、議会基本条例の目的及び第9条議会広報の充実の手段とすること、機器の持ち込みは議長の許可で対応すること、撮影、配信方法の3案の資料等を作成担当者を決め、また、フェイスブック掲載の10月行事予定の担当者を決定し、閉会いたしました。

11月4日、委員6名、番外1名で第22回委員会を開催し、10月27日に行いました当局との下協議、一般質問等の録画配信について報告を行い協議を行いました。タブレットの録画配信使用の目的について、録画中継の議会確認について、録画中継の必要性について、会議規則等との関係について、中継における会議中の発言の適正性について、録画面面での懸念について、以上の協議内容をもって、次回11月10日に予定している下協議に行くことを決定し、また、最後にフェイスブック掲載の11月予定の担当者を決め、委員会を閉会いたしました。

11月15日、委員6名、番外1名、第23回委員会を開催いたしました。

11月14日に行いました当局との下協議、一般質問等の録画放映についての再確認と報告を行い、協議を行いました。

録画放映の必要性は、町民のためと議会の見える化を図ること、録画中継に一般職の答弁者が映ることについての意見をいただいたこと、録画放映の責任者、責任論については座長である議長であることを確認しました。中継における目的施設配付については、議長の議事進行で従来どおり行うこと、懸念事項については、12月議会で試行的に録画をし対応を検討すること、進行については、従来どおり議長の主導で行うこと、録画方法につきましては、議長席横から質問者に向け、撮影対象は議員のみ撮影をし、録画については一般質問者全員を撮影する。

その他といたしまして、一般質問の通告制に関する意見の交換等ございましたが、再質問等の内容につきましては議会の問題であることを確認し、全議員で議論することとし、全員協議会に報告をいたしました。

なお、12月議会の試行は一般質問の録画どりのみとする試行の可否について、11月17日に総務課長から事務局へ報告があるとの旨を伝え、その結果を受けて全員協議会に下協議内容を報告し、了解を得ることを決定しました。

また、録画方法詳細につきましては、12月定例会に委員会を開催することを決定し、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会ICT推進特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第56号～議案第67号の一括上程、説明

○議長（大塚邦子君） 続きまして、会議規則第35条の規定により、日程第7、第56号議案から日程第18、第67号議案までの12議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成28年第4回吉田町議会定例会に上程をいたします議案概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について5件、補正予算について2件、規約の変更について1件、町道の路線認定について1件、人事案件について3件の合計12件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第56号議案は、吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして、官民給与の格差の率0.17%を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げるなど、国家公務員の制度改正に準じた内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第57号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が、本年3月31日に外国人等の国際運輸業に係る所得に対する総合収入による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部改正政令（平成28年政令第216号）が、本年5月25日にそれぞれ公布されたことに伴いして、町民税で分離課税される特例適用率等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものとするなど、法改正の趣旨に沿った内容の条令改正をお認めいただくとするものでございます。

第58号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告におきまして、一般職及び特別職の国家公務員は、官民格差の解消のため期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げることとしておりますことから、当町におきましても国家公務員に準じ、議会議員の期末手当につきましては職員等と同様に年間支給月数を0.1月分引き上げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第59号議案は、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員は官民格差の解消のため、期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げることとしておりますことから、当町におきましても国家公務員に準じ、特別職の期末手当について職員と同様に年間支給月数を0.1月分引き上げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第60号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義に係る所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が、本年5月25日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、修正申告による移行性があった場合の延滞金の計算期間から一定の期間を考慮して計算することとされたことなどから、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第61号議案は、平成28年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成28年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億655万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ105億227万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第62号議案は、平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成28年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

それぞれ52万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億7,027万1,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第63号議案は、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、静岡県市町総合事務組合に三島市、裾野市及び長泉町で構成する富士山南東消防組合が加入することに伴いまして、当組合同規約の別表第1、及び別表第2の一部を変更することについて、お認めいただこうとするものでございます。

第64号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、主要地方道島田吉田線が静岡県から譲与される予定であること、及び民間開発の土地利用事業に伴いまして、譲与予定の道路及び民間施行の道路を町道として認定する必要がありますことから、神戸地内の5路線につきまして、町道の路線認定をお認めいただこうとするものでございます。

第65号議案は、人権擁護委員の推挙につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります増田信行委員が平成29年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町川尻1204番地の増田信行さんを人権擁護委員に推挙することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第66号議案は、人権擁護委員の推挙につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります鈴木茂樹委員が、平成29年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町住吉572番地の2、増田真也さんを人権擁護委員に推挙することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第67号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現教育委員会委員であります薫科浩子委員が、本年12月14日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町神戸1473番地の8、北澤雅恵さんを吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

以上が、上程をいたします12議案の概要でございます。

なお、第61号議案 平成28年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、臨時福祉給付金給付事業及び学校教育施設空調設備整備事業に関しまして、国の補正予算に呼応し、早期に事業着手する必要がありますことから早期の議決をお願いいたします。

また、第67号議案、吉田町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、現委員の任期は本年12月14日までとなっております。このため、任期満了日前までに議会の同意をお願いする必要がありますので、こちらも早期の議案につきまして、議会の皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の議会定例会中になると思っておりますが、現在吉田漁港の東防波堤の住吉地先に整備をしております多目的広場の盛土工事につきまして、事業のさらなる進捗を図るため平成28年度農山漁村地域整備交付金の吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の変更を実施する予定でございます。このため、当該変更契約の準備が整い次第、今議会の契約の変更に関する議案を追加上程させていただきたいと存じますので、御承知くださいますようお願いいたします。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。



○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時36分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて各担当課長から、詳細なる説明を順次お願いします。

総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

それでは、総務課に関連いたします7議案の詳細につきまして御説明申し上げます。

まず、第56号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページから13ページ、及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして、官民給与の格差0.17%を解消するため、若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月額を0.1月分引き上げること、配偶者に係る扶養手当の額を引き下げ、子に係る額を引き上げることなど、また、新たな休暇として介護時間を加えることを主とする内容の条例改正をお認めいただくとするもので、全体を4条立てにしてそれぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の吉田町職員の給与に関する条例の改正規定では、第15条の8第2項第1号に規定されております一般職員の勤勉手当の支給率を、100分の80から12月に支給する場合は100分の90に、再任用職員の勤勉手当の支給率を12月に支給する場合は100分の37.5から100分の42.5に引き上げるものでございます。

また、別表第1及び別表第2に規定されております行政職の給料表及び技能労務職給料表につきましては、世代間の給与配分の観点から初任給を1,500円、若年層も同程度引き上げるとともに、その他につきましては400円の引き上げを基本に改正を行うものでございます。

続きまして、第2条の改正規定でございますが、初めに第8条及び第9条に規定されております扶養手当に関しまして、これまで1万3,000円であった配偶者に係る手当額を6,500円に引き下げるとともに、子に係る手当額を1万円に引き上げる内容の改正を行うものでございます。

次に、第11条の2に規定されております特地勤務手当についてでございますが、当町におきまして支給要件に該当する勤務地がないため、県の市町行財政課からの助言に基づきまして、規定を削除する改正を行うものでございます。

最後に、第1条の改正規定により引き上げました第15条の8第2項に規定します一般職員の勤勉手当の12月の支給率100分の90を、6月の支給率に合わせて100分の85に、再任用職員の勤勉手当の12月支給率100分の42.5を6月の支給率と合わせて100分の40にそれぞれ改

正を行うものでございます。

続きまして、第3条の吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正規定では、第3条及び第8条の2に規定します育児休業等に係る子の範囲を、職員が特別養子縁組の成立に係る看護を現に行う子、里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子などにも広げる改正をするものでございます。

また、第11条、第15条、第15条の2及び第17条の規定につきましては、休暇の種類に新たに介護時間を加えるとともに、これまで分割取得のできなかった介護休暇について、一つの要介護状態ごとに3回以下の分割取得を可能とする内容の改正を行うものでございます。

続きまして、第4条の吉田町職員の任期つき職員の採用等に関する条例の改正規定では、第7条に規定します給料表を行政職給料表との均衡を考慮し、引き上げの改正を行うとともに、第8条に規定します勤勉手当の読み替え規定中の支給率を100分の157.5から100分の162.5に引き上げるものでございます。

なお、附則につきましては、改正規定は公布の日から施行するものでございますが、第1項におきましては第3条の改正規定及び附則第4項の扶養手当に係る経過措置の規定は、平成29年4月1日から施行するものとし、附則第2項において第1条の改正規定を本年4月1日からそれぞれ訴求適用するものとするものでございます。

また、附則第3項におきましては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給されました給与は、改正後の給与条例の規定による支給の内払いと見なすこととするものでございます。

附則第4項におきましては、扶養手当に関する特例といたしまして、先ほど第2条の改正規定で御説明させていただきましたが、これまで1万3,000円であった配偶者に係る扶養手当を6,500円に減額するとともに、これまで1人につき6,500円であった子に係る扶養手当の額を1万円に引き上げる内容の改正でございますが、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、引き下げ及び引き上げを段階的に実施する内容としております。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間につきましては、配偶者に係る扶養手当を1万円、子に係る扶養手当を8,000円とする特例を規定しているものでございます。

次に、第58号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の17ページ、18ページ、及び参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして一般職の職員の勤勉手当につきまして、年間支給率を0.1月分引き上げることといたしましたので、議会議員の期末手当につきましても年間支給率を0.1月分引き上げることとし、全体を2条立てとしてそれぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正点につきましては、第4条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を100分の162.5から100分の172.5に引き上げるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定につきましては、第4条第2項中の6月期の期末手当の支給率を、100分の152.5から100分の157.5に引き上げるとともに、第1条の改正規定により引き上げた12月期の期末手当の支給率を、100分の172.5から100分の167.5に引き下げるものでございます。

なお、附則第1項及び第2項につきましては、第1条の改正規定は公布の日から施行し、

本年12月1日から適用することとし、第2条関係の改正規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

また、同附則第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いと見なすものでございます。

続きまして、第59号議案 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の19ページ、20ページ及び参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づきまして一般職の職員の勤勉手当について、年間支給率を0.1月分引き上げることといたしましたので、特別職の期末手当につきましても年間支給率を0.1月分引き上げることとし、全体を2条立てにしてそれぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では、第2条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を、100分の217.5から100分の227.5に引き上げるものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、第2条第2項中の6月期の期末手当の支給率を、100分の202.5から100分の207.5に引き上げるとともに、第1条の改正規定により引き上げました12月期の期末手当の支給率を、100分の227.5から100分の222.5に引き下げるものでございます。

なお、附則第1項及び第2項につきましては、第1条関係の改正規定は、公布の日から施行し、本年12月1日から適用することとし、第2条関係の改正規定は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

また、同附則第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給されました期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いと見なすものでございます。

続きまして、第63号議案 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

議案書の31ページ、32ページ及び参考資料ナンバー6をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、三島市、裾野市及び長泉町で構成します富士山南東消防組合が静岡県市町総合事務組合に加入することに伴い、組合同規約、別表第1及び別表第2の一部を変更しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、静岡県市町総合事務組合同規約別表第1及び第2中、裾野・長泉清掃施設組合の次に、富士山南東消防組合を加えるもので、施行期日につきましては平成29年4月1日からとするものでございます。

なお、本議案は静岡県市町総合事務組合の組合長から協議依頼のあったもので、12月28日付の協議書の提出を求められております。このことから本議会に上程するものでございます。

続きまして、第65号議案 人権擁護委員の推選につき意見を求めることについてでございます。

議案書の35ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております増田信行委員が、平成29年6月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町といたしましては、引き続き増田信行さんを人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当た

り、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

増田さんの住所は、吉田町川尻2204番地、氏名は増田信行、生年月日は昭和22年2月4日で現在69歳でございます。増田さんは、吉田町の地域の事情にも精通し、人権に対して深い御理解と熱意をお持ちの方であり、人権擁護委員として現在2期6年の御経験を積まれております。

また、今回の推薦に当たりましては、地元川尻区自治会からも強い御推薦をいただいております。人権擁護委員として適任であるものとして今回推薦をさせていただくものでございます。

続きまして、第66号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書36ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております鈴木茂樹委員が、平成29年6月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町といたしましては、新たに増田真也さんを人権擁護委員の候補者として、法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

増田さんの住所は、吉田町住吉572番地の2、氏名は増田真也、生年月日、昭和46年11月2日で現在45歳でございます。増田さんは、司法書士として多重債務や生活保護など社会的弱者の問題に取り組んでおられ、人権擁護活動に対しましても、深い御理解と熱意をお持ちの方でございます。

また、今回の推薦に当たりましても、地元の住吉区自治会からも強い御推薦をいただいております。人権擁護委員として適任であるものとして今回推薦をさせていただくものでございます。

続きまして、第67号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の37ページをごらんいただきたいと存じます。

今議案は、現在吉田町教育委員会委員であります藁科浩子委員が、本年12月14日をもって任期満了となりますことから、新たに北澤雅恵さんを教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

北澤さんの住所は、吉田町神戸1473番地の8、氏名は北澤雅恵、生年月日昭和56年2月3日、現在35歳でございます。

北澤さんは、平成25年度に自彊小学校PTA副会長、榛原地区PTA連絡会母親の代表、吉田町学力向上委員会委員、平成26年度には自彊小学校PTA参与を歴任され、主に保護者の立場から教育に携わってきた方でございます。北澤さんは明るく誠実な御性格で、家庭や地域の実情を十分に把握した発言力につきましては定評がございました。地域活動における関係者からの人望も大変厚い方でございます。

以上が総務課からの7議案につきましての説明でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続いて、企画課長。

企画課長、八木寿彦君。

〔企画課長 八木寿彦君登壇〕

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

企画課からは第61号議案について御説明申し上げます。

別冊となっております平成28年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の表紙、裏面をごらんいただきたいと思っております。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億655万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億227万6,000円とするものでございます。また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございますが、平成28年度の事業のうち年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて翌年度に繰り越して使用することができる経費を、4ページに掲げる第2表、繰越明許費のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

4ページをごらんください。

今回、繰り越しをお認めいただくとする事業は、国の未来への投資を実現する経済対策に沿って措置されました。1億総活躍社会の実現の加速に係る二つの事業でございます。

まず、3款1項の臨時福祉給付金給付事業費につきましては、給付金の事業費や事務費の予算額7,055万円を、平成29年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

なお、繰り越す財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

次の10款1項の教育振興事業費につきましては、小学校に空調設備を設置するための事業予算額2億2,720万5,000円を平成29年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

繰り越す財源につきましては、国庫支出金と起債、そして一般財源でございます。

表紙裏面に戻っていただきたいと思っております。

第3条でございますが、地方債の補正をお認めいただくとするものでございます。その内容につきましては、5ページに掲げます第3表、地方債補正をごらんください。

今回、追加させていただく起債は、国の補正予算に呼応して実施いたします学校教育施設空調設備整備事業の財源として、地方債を活用することといたしましたことから、起債起債限度額を1億7,760万円増額し、補正後の起債の限度額を9億3,440万8,000円とするものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきます。

平成28年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、13款国庫支出金につきましては1億4,496万6,000円の増額でございます。これは1項1目民生費国庫負担金におきまして障害者及び障害児を支援する給付費の増加や、施設等のサービス利用者の増加によりまして、社会福祉費負担金を2,768万円増加するものでございます。

次の2項につきましては、国補正に呼応して事業を実施いたしますことから、予算額が増額するものでございます。

まず、2目民生費国庫補助金につきましては、児童館に防犯カメラを設置する事業を実施いたしますことから、補助率に応じた60万円を計上するものでございます。

次に、6目教育費国庫補助金につきましては、小学校に空調設備を設置する事業を実施いたしますことから、補助率に応じた4,505万6,000円を計上するものでございます。

次に、3ページから4ページにかけましても、8目臨時福祉給付金等給付事業の補助金につきましては、生活保護世帯を除く平成28年度分の住民税非課税の方に対して1万5,000円の給付金を支給する事業を実施いたしますことから、事業費として6,450万円、事務費として713万円、合計7,163万円を計上するものでございます。

続きまして、14款件支出金は1,645万4,000円の増額でございます。まず、1項1目民生費県負担金につきましては、障害者及び障害児を支援する給付金の増加や、施設等のサービス利用者の増加に伴いまして、社会福祉費負担金を1,383万9,000円増加するものでございます。

次に、4ページから5ページにかけまして2項2目民生費県補助金につきましては、国の補助予算に呼応して各市町が児童館に防犯カメラを設置する場合には、県から補助金を受けられることとなりましたことから、補助率に応じた60万円を計上するものでございます。

次に、6目土木費県補助金につきましては、県が木造住宅耐震補強助成事業費につきまして、現行の補助額に1件当たり15万円の追加助成を行うことになりましたことから、本年度予算で対応可能な件数分に相当いたします195万円を増額するものでございます。

次に、3項1目総務費県委託金につきましては、交付金の決定に沿って統計調査費委託金を6万5,000円増額するものでございます。

6ページをごらんください。

16款給付金につきましては8,010万円の増額でございます。これは静岡県町村会からこういう建物、災害共済事務に係る収益の一部といたしまして御寄附いただきました10万円と、ふるさとよしだ寄附金につきまして、実績から年間寄附額を算定いたしましたところ、一般寄附金につきましては2,229万7,000円、指定寄附金につきましては5,770万3,000円、計8,000万円を見込むことができますことから増額するものでございます。

続きまして、7ページから8ページにかけまして、17款繰入金につきましては8,703万4,000円の増額でございます。これは今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から繰り入れさせていただくものでございます。

続きまして、19款諸収入につきましては40万円の増額でございます。これは5項2目雑入に計上してあります公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー新エネルギー基金導入事務助成金が、交付先となる静岡県市町村振興協会の見直しによりまして、交付限度額が引き上げられましたことから増額するものでございます。

8ページをごらんください。

20款町債につきましては1億7,760万円の増額でございます。

内容につきましては、先ほど補正予算全体説明の中の第3条地方債の補正の第3表の説明で申し上げましたとおりでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費でございます。53万9,000円の増額でございます。これは人事院勧告に沿って職員人件費を16万6,000円増額するとともに、議会運営費を37万3,000円増額するものでございます。

続きまして、10ページをごらんください。

2款総務費でございますが、5,678万8,000円の増額でございます。その内容でございますが、1項1目一般管理費につきましては201万4,000円の増額でございます。これは人事院勧告に沿って職員人件費を124万6,000円増額するもののほか、吉田町・牧之原市広域施設組合負担金として、広域施設組合補正予算（第1号）に伴う増額を、構成市町で案分いたしました76万8,000円を増額するものでございます。

次の5目財産管理費につきましては、105万円の減額でございます。これは公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー、新エネルギー基金導入事業の助成金を活用して実施いたしました。神戸集落センター改修工事が終了いたしましたことから、公有財産管理費を減額するものでございます。

次に、11ページの6目企画費につきましては、5,410万7,000円の増額でございます。これは今回、ふるさとよしだ寄附金を8,000万円増額いたしますことから、その増額分に対応いたします費用をシティプロモーション事業費に計上するものでございます。

2項1目税務総務費につきましては58万8,000円の増額、11ページから12ページにかけましても、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては101万7,000円の増額、4項1目選挙管理委員会費につきましては4万7,000円の増額でございます。いずれも人事院勧告等に沿って職員人件費を増額するものでございます。

12ページから13ページにかけましても、5項2目諸統計調査費につきましては、交付金の決定額に沿いまして6万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、3款民生費でございますが、1億3,789万5,000円の増額でございます。

13ページから14ページにかけましても、1項1目社会福祉総務費につきましては7,201万1,000円の増額でございますが、これは人事院勧告に沿って職員人件費を38万2,000円増額するもののほか、国の補正予算で措置されました臨時福祉給付金給付事業費の7,163万円を新たに計上いたしますことからの増額でございます。

なお、この給付金給付事業費の予算につきましては、電算処理委託料を除く予算を平成29年度に繰り越すことにしております。

14ページから15ページにかけまして、2目国民年金事務費につきましては36万円の増額、3目国民健康保険費につきましては150万6,000円の増額でございます。いずれも職員人件費の増額でございますが、これは人事院勧告に沿った増額に実績から決算見込みを推計いたしました増額を加えた結果でございます。

15ページから16ページにかけましても、5目心身障害者福祉費につきましては、心身障害者自立支援事業費を事業実績に基づき5,536万6,000円増額するものでございます。

次に、7目介護保険費につきましては、人事院勧告に沿った増額に実績から決算見込みを推計いたしました増額を加えた結果、職員人件費を64万8,000円増額するものでございます。

次に、17ページの2項1目児童福祉総務費につきましては、人事院勧告に沿った増額に実績から決算見込みを設計いたしました増額を加えた結果、職員人件費を228万8,000円増額す

るものでございます。

次に、3目保育所費につきましては、人事院勧告に沿った増額に特別休暇から復帰した職員に係る増額を加えた結果、職員人件費を391万6,000円増額するものでございます。

18ページの4目児童館費につきましては、180万円の増額でございます。これは国の補正予算に呼応して実施する事業でございます。児童館の防犯対策を強化するために防犯カメラを設置する費用を増額するものでございます。

続きまして、4款衛生費につきましては471万円の減額でございます。

18ページから19ページにかけましても、1項1目保健衛生総務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を57万8,000円増額するものでございます。

次に、3目環境衛生費につきましては、吉田町・牧之原市広域施設組合補正予算（第1号）に伴い、減額を構成市町で案分いたしました。528万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費につきましては、75万円の増額でございます。

19ページから20ページにかけましても、1項1目農業委員会費につきましては、9万4,000円の増額、2目農業総務費につきましては8万7,000円の増額、20ページから21ページにかけましての3項にも、漁港管理費につきましては56万9,000円の増額でございます。いずれも人事院勧告等に沿った職員人件費の増額でございます。

続きまして、7款商工費につきましては、258万1,000円の増額でございます。

21ページから22ページにかけましても、1項1目商工総務費につきましては、人事院勧告に沿った増額に、実績から決算見込みを推計いたしました増額を超えた結果、職員人件費を113万1,000円増額するものでございます。

観光費につきましては、145万円の増額でございますが、これは公共施設ユニバーサルデザイン化及び新エネルギー機器導入事業助成金を活用いたしまして、小山城に設置してありますトイレを、改修するための増額でございます。

続きまして、8款土木費でございますが、592万1,000円の増額でございます。

22ページから23ページにかけましては、1項1目土木総務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を44万9,000円増額するものでございます。

次に、4項1目都市計画総務費につきましては、449万8,000円の増額でございます。これは人事院勧告等に沿って職員人件費を59万8,000円増額するとともに、TOUKA I-O促進事業費につきまして、こういう木造住宅住宅、耐震補強助成事業の促進を図るために390万円を増額するものでございます。

24ページの2目土地区画整理事業費につきましては、人事院勧告に沿った増額に、実績から決算見込額を推計いたしました。増額を加えた結果、職員人件費を44万5,000円増額するものでございます。

次に、4目公共下水道費につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金を52万9,000円増額するものでございます。

続きまして、25ページの9款消防費につきましては149万5,000円の増額でございます。1項1目常備消防費につきましては、吉田町・牧之原市広域施設組合補正予算の第1号に伴う減額を、構成市町で案分しました4万2,000円を減額するものでございます。

次に、5目災害対策費につきましては、人事院勧告に沿った増額に、実績から決算見込み



を推計した増額を加えた結果、職員人件費を153万6,000円増額するものでございます。

26ページの10款教育費につきましては、2億4,759万2,000円の増額でございます。

1項2目事務局費につきましては、人事院勧告に沿った増額に、実績から決算見込みを推計した増額を超えた結果、職員人件費を34万6,000円増額するものでございます。

3目の教育諸費につきましては、国の補正予算に呼応して、学校教育施設の快適な環境整備を図るために、空調設備を整備する費用2億4,399万7,000円を教育振興事業費に計上するもののほか、小・中学校にかかった各種大会参加費を補助するための小・中学校活動補助金を、実績に応じまして94万2,000円増額するものでございます。

なお、教育振興事業費に計上いたします予算の中で、設計監理委託料及び施設整備につきましては、平成29年度に繰り越すこととしております。

27ページの2項1目学校管理費につきまして、人事院勧告に沿った増額に特別休暇から復帰した職員に係る増額を超えた結果、職員人件費を247万9,000円増額するもののほか、自彊小学校におきまして、平成29年度に入学を予定する1年生の増加が見込まれますことから、児童の使用いたします椅子や机等を購入するお金、217万50,000円増額するものでございます。

28ページの3項1目学校管理費につきましては4万8,000円の増額、28ページから29ページにかけて、4項1目社会教育総務費につきましては30万円の増額でございます。いずれも人事院勧告に沿った職員人件費の増額でございます。

次に、4目図書館費につきましては、52万9,000円の増額でございます。これは人事院勧告に沿って、職員人件費を17万4,000円増額するもののほか、現在、事業を行っております環境省の地域経済と連携した省CO<sub>2</sub>化手法促進モデル事業について、今年度内に図書館の照明設備工事は完了いたしますことから、照明設備借上料を35万5,000円計上するものでございます。

29ページから30ページにかけて、5項1目保健体育総務費につきましては人事院勧告に沿った増額に、実績から決算見込みを推計した増額を加えた結果、職員人件費を126万2,000円増額するものでございます。

次に、2目給食施設費につきまして、吉田町・牧之原市広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を、構成市町で案分いたしました448万6,000円を減額するものでございます。

31ページの13款諸支出金につきましては、5,770万3,000円の増額でございます。これは2項1目基金費におきまして、ふるさとよしだ寄附金基金に5,770万3,000円の積み立てを行おうとするものでございます。

なお、この財源となるものは歳入の16款指定寄附金に計上させていただきましたふるさとよしだ寄附金でございます。

以上が、平成28年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続いて、税務課長。

税務課長、松浦伸子君。

〔税務課長 松浦伸子君登壇〕

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第60号議案について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令が、平成28年3月31日に所得税法等の一部を改正する法律の一部改正が、同年5月25日に施行されたことに伴い条例を整備するもので、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてお認めいただくとうするものでございます。

提出議案の21ページから28ページまでと、参考資料ナンバー5をあわせてごらんいただきたいと思います。

参考資料、新旧対照表の1ページから8ページとなりますが、第19条、第43条、第48条及び第50条の改正は、国税における延滞金税の計算期間等の見直しに準じて所要の改正を行うものでございます。

1ページになりますが、第19条の改正は、第5号、第6号に法人住民税の申告納付にかかわる延滞金の計算期間について新たに規定し、第2号、第3号から法人住民税に係る部分について削除することとしたことによる改正でございます。

第43条の改正は、1項につきましては一般用例に基づく文言の改正、2項につきましては第4項が新たに規定されたことに伴い、第4項を加えるものでございます。

第3項につきましては、一般用例に基づく文言の改正でございます。

3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。

第4項につきましては、普通徴収に係る個人住民税について、当初、申告書が提出され、かつその当初申告書の提出により納付すべく税額を減少させる更正があった後に、修正申告書の提出があったときは、その修正申告書の提出により納付すべき税額のうち、当初申告書に係る税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定期間を控除して計算することとされたことに伴い規定の整備を行うものでございます。

4ページから6ページをごらんいただきたいと思います。

第48条の改正は、第3項、第4項につきましては一般用例に基づく文言の改正でございます。第5項につきましては、法人の町民税の申告納付にかかわる延滞金の計算期間等について、第43条の個人住民税と同様の見直しがされたことにより定めるものでございます。

第50条の改正は、第2項につきましては、一般用例に基づく文言の改正でございます。

第3項につきましては、一般用例に基づく文言の改正及び第4項が新たに規定されたことによる改正でございます。

第4項につきましては、延滞金の計算期間等について、第43条の個人の住民税と同様の見直しがされたことにより定めるものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

附則第6条の改正は、医療費控除の特例として、セルフメディケーション、自主服薬推進のため医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用について、所得控除制度が導入されたことに伴い、新たに規定するものでございます。

第20条の2の改正は、日本と台湾の間での民間取り決めとして日台租税取り決めに関連した内容の実施に関する国税の取り扱いに準じて整備するもので、住民税の課税の特例として特例適用利子等、または特例適用配当等を有するものに対し、当該特例利子等の額又は特例適用配当等の額にかかわる所得を分離課税するよう、新たに規定するものでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

第20条の3の改正は、附則第20条の2を新設することに伴う条ずれによる改正でございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。

附則第1条では、施行期日を平成29年1月1日とするものでございます。ただし、附則第6条及び20条の2第2項の規定は、平成30年1月1日からとするものでございます。

第2条は、住民税に関する経過措置を定めております。1項は個人住民税について、改正後の規定は平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用することとしていること、第2項は医療費の控除の特例は、平成30年度以後の年度分の個人住民税について適用されること、3項は法人住民税について改正後の規定は、平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用されること、第4項は、特例適用利子等を及び特例適用配当等にかかわる特例は、平成30年度以後分の個人住民税について適用されることが定められております。

以上、提案の説明を申し上げます。

御審議よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続いて、町民課長。

町民課長、松本光弘君。

〔町民課長 松本光弘君登壇〕

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

町民課からは、本定例会に上程いたしました第57号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてお認めいただこうとするものでございます。

議案書の14ページから16ページ、参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。と存じます。

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、また外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義に係る所得税等の非課税に関する法律施行令が、平成28年5月25日に公布されたことに伴い、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

概要でございますが、日本と台湾双方の民間窓口の取り決めとして、所得に対する租税の二重課税の回避及び脱税の防止に関して、租税条約に相当する枠組みとして日台租税取り決めが平成27年11月26日に締結されております。この日台租税取り組みの内容としましては、日台間の健全な投資、経済交流の促進を目的として、国内から台湾に支払う利子、配当等に対する源泉徴収は、税率制限又は免除とするものでございます。その他日本国内居住者につきましては、台湾から支払いを受ける利子等及び配当等について、特例適用利子等及び特例適用配当等と特例を定め、申告分離課税により町民税の所得割を課すもので、税務課において上程説明をいたしました吉田町税条例の一部を改正する条例に関連するものでございます。

主な改正内容でございますが、附則第10項から附則第12項までを2項ずつ繰り下げまして、附則第9項の次に、新たに附則第10項及び第11項を加えるものでございます。

附則第10項では、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、また、附則第11項では、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、それぞれ国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることを規定整備するものでございます。

附則におきましては、施行期日を平成29年1月1日と定め、あわせて適用区分を定めるものでございます。

以上が、第57号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての

御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続いて、建設課長。

建設課長、大石 充君。

〔建設課長 大石 充君登壇〕

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

本議会定例会に上程いたしました第64号議案について御説明いたします。

それでは、議案書の33ページと34ページ及び参考資料ナンバー7をごらんいただきたいと思っております。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするものでございます。今回認定しようとする路線は5路線でございます。

議案書の34ページには一覧表を記載しております。道路の延長及び幅員はこの一覧表をもとにごらんください。

初めに、主要地方道島田吉田線が静岡県から譲与される予定であることに伴い、認定しようとする3路線について御説明申し上げます。

参考資料ナンバー7の1ページをごらんください。

3路線の位置を示させていただいており、一つ目の路線は東名片岡辻1号線で、延長が701.8メートル、幅員が8.5メートルから18.2メートルで東名吉田インターチェンジ交差点から主要地方道吉田大東線交差点までの区間を認定するものでございます。

二つ目の路線は、東名片岡辻2号線で、延長が200.5メートル、幅員が9.2メートルから20.3メートルで、主要地方道吉田大東線交差点から県道住吉金谷線交差点までの区間を認定するものでございます。

三つ目の路線は、東名片岡辻3号線で、延長が1,372.6メートル、幅員が7メートルから18.4メートルで県道住吉金谷線交差点から国道150号号交差点までの区間を認定するものでございます。

参考資料ナンバー7の2ページから8ページには3路線の平面図を、9ページから11ページには公図写しを添付しております。

次に、土地利用事業により新設された2路線について御説明申し上げます。

参考資料ナンバー7の12ページでは、2路線の位置を示させていただいております。

一つ目の路線は中原17号線で延長が81.1メートル、幅員が6メートルから9メートルでございます。

二つ目の路線は、中原18号線で延長が53.2メートル、幅員が6メートルから10メートルでございます。

13ページには公図写しを添付しております。

以上が、第64号議案 町道の路線認定についての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 続いて、上下水道課長。

上下水道課長、大井一弘君。

〔上下水道課長 大井一弘君登壇〕

○上下水道課長（大井一弘君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第62号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

別冊補正予算書（第2号）をごらんください。

第1条におきまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,027万1,000円とするものでございます。

補正予算書（第2号）の1ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。また、説明書の2ページをあわせてごらんください。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

4款繰入金、1項繰入金は一般会計からの繰入金で52万9,000円を増額し、6億58万1,000円とするものでございます。歳出で増額を予定しております職員人件費や、職員共済費の財源であります一般会計からの繰入金の増額を行うものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

説明書の3ページをごらんください。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費52万9,000円増額し6億2,552万4,000円とするものでございます。その内訳としましては、3目浄化センター維持管理費の給料を4万4,000円、職員手当等を34万5,000円、職員共済費を14万円増額するものでございます。増額理由としましては、人事院勧告及び職員の人事異動に伴うものでございます。

以上が第62号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 担当課長からの説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会とします。

散会 午前11時40分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会5日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第1、第61号議案 平成28年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第61号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

6ページの寄附金、ふるさとよしだ寄附金につきまして質疑を行いたいと思います。

当初、制度の初めが3,000万、9月補正で1億2,000万、今回2億円という形で、こういった形で吉田町を援助していただくものが増えているということは本当に喜ばしいことでございますけれども、どこの市町も同じような形でやっている中で、今回8,000万の2億円にしたという形で、総額2億円にしたという形で、今月中が期限だと思われまして、その辺のところの過程で、過去の実績でいきますと、行政報告でいただいたときは6月が527件、7月が7月6日時点で416件という形になっているんですけども、トータル的には一千幾らまで伸びたという形で、7月は非常に伸びたということでもありますけれども、この辺のところ、入をもって出のほうも計算されていていっているものですから、その辺のデータのなところをどのような根拠で行ったかというのを、近隣市町との情報収集しながら、現時点での実績も踏まえて、もう少し実績のシミュレーションに関しましては、そいつの裏づけを説明をお願い

したいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

ただいま6ページのふるさとよしだ寄附金の関係で御質問いただきました。

こちらが金額の推計ということでございますけれども、議員ただいま御説明いただきましたとおり、当初予算では3,000万円を見込んでおりまして、9月補正の段階では総額1億2,000万円という見込み、今回の補正におきましては2億円という御寄附をいただけるのではないかと見込みを立てさせていただいております。

その見込みの内容でございますが、10月末の段階におきまして、6月21日からスタートしました状況を10月末の段階までの状況をまず分析をいたしました。それから、11月、12月の状況を見まして、1月から3月の状況の分析もするというような形で、全体の額を推計させていただいているところであります。

近隣市町の状況等もお聞きしまして、11月、12月というのは確定申告に向けて、12月末までの段階で、ある程度駆け込みと申しますか、かなり通常月よりも多いというふうなお話は聞いております。また、1月から3月においては、通常月よりも逆に、確定申告の手続からまた少し離れますので、例月通常月よりも下がっていくというふうなお話も聞いておるところでございます。

そういった中で11月の状況、12月の状況を分析させていただきまして、現在の推計であります総額で2億円は見込むというふうな中でございまして、現在その中の指定寄附金につきましては、総額を2億円と見積もらさせていただく中で、9月補正の段階でこの指定寄附金を1,229万7,000円という見込みを立てさせていただいておりますので、2億円の大体今まで指定寄附金が三十数%の割合で指定寄附にかかわる項目を御選択いただいているというところがございますので、少し余力等も見させていただく中で、大体35%くらいを見させていただきました。そうすると、2億円の35%で既に7,000万円、それに既に補正予算で計上させていただいている額1,229万7,000円を差し引きさせていただきますと、この指定寄附金の5,770万3,000円というふうな金額を私どもで今回計上させていただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

1号補正におきましては指定寄附金ですけれども、実績数で1億2,297万7,000円という形で上げた。今回については、実績のシミュレーションに関しまして想定数を上げたというところのこの違い、1号補正、2号補正において、もちろん大体理由は想像できるわけであり、出のほうがあるから、どうしても入をつくらなきゃならないとは思いますが、それについてもう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ただいま9月補正と今回の補正のこの見積もり方の違いというふうな御質問であろうかと思っておりますので、それにつきましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、9月補正の段階におきましては、議員の皆様御承知のとおり、ふるさとよしだ寄附

金基金というものを新たに設置させていただくというような中で、まず基金に積む金額は確実な数字をまず上げたいということでございまして、これにつきましては、8月の下旬のある一定日における実際の数字を計上させていただくことといたしました。

このたびにおきましては、実数を上げるかあるいは今回計上させていただきました想定値を上げさせていただくかというような中で議論をさせていただいたところでありますけれども、このところにつきましては、全体枠を全体的に伸ばしていく中で、ここについては想定値を上げさせていただくというようなことで、今回は想定値から実際の9月に計上させていただいた分を差し引かさせていただくという手法をとらせていただきました。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今後においては当初予算もそうですけれども、前回は実績に基づいてという形でやったその変化点のところをしっかりとっておいたほうがいいかなと思ひまして、あえて質問してるわけでありますけれども、今後においては、今までの実績を踏まえたシミュレーションの中での金額を、当初においても、今後の補正においても上げていくといったことでよろしいですね。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ふるさとよしだ寄附金制度につきましては、当町におきましては本年度初めて取り組まさせていただく事業でございまして、その見込みというのは大変難しいものがございます。そういった中で手探りをさせていただきながら計上させていただいておりますけれども、今回の補正予算におきましては、そのような形で計上させていただきました。

以上でございます。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石でございます。

12ページで、時間外勤務手当の案件について、これはこの項だけでなしに全般的な関連でお聞きしたいと思いますが、説明では人事院勧告のはね返り分、それから実際に、今、超過勤務が続いているということでの増額補正ということでお聞きをしたわけですが、私の見る限りでは、かなり遅くまで庁舎が電気がついているということで、最近超過勤務が増えてい



るのではないかあるいは懸念としては慢性的になっているのではないかというようなちよつと疑問があるわけですが、今は超過勤務の実態、内容的に不要不急のものが入っていないかどうか、その辺の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

ただいまの議員から御質問いただきました時間外勤務でございますけれども、こちらの時間外のほうは現在増えている状況でございます。なお、遅くまで職員、本当に各課頑張っていていただいて、やっています。なお、慢性的なそうした実態等があるのではないかと御懸念があるかと思っておりますけれども、全て全員が時間外ということでやっているわけではなくて、当然その時期であるとか、その部署であるとか、そうしたことによって時間外が実際的に増えているというところでございます。

なお、時間外の確認等につきましても、これまでも通常の間外ですと20時間以上につきましては、私のほうの確認が必要、それから60時間以上につきましては、副町長までの承認が必要というようなことになっております。

そうした中で、私たちも時間外、ワークライフバランス等もございまして。そうした中で、私たち人事担当部門のところでは各課を全て回っております。一人一人も時間外につきましても、各課長確認を取らせていただいておりますので、不要の間外は支給をしております。

それから、時間外について、非常に各課、今、行政需要といいますか専門性も含めた非常に職員も求められている中で、逆に本当によく頑張っていていただいているというふうに思っています。人事担当課のほうとしてはそのように把握しております。

今回、時間外をこれまで12月補正につきましては10月末までの実績、それから各課のヒアリング等行っております、今後の見込を含めて今回計上させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

不要不急の業務については、通常の間外で処理をするということが原則だと思いますが、この中で緊急的あるいは臨時的なそうした業務が、昨年は総合計画等いろいろあったということの説明は受けておりますが、今年度特にそうした残業をせざるような業務があるのかどうか、その辺のところは今後の見通しも含めてなんですが、どうなんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

先ほど、確かに昨年は計画策定の年ということで、全庁的に計画を策定をさせていただいた。なお、今年度につきましては、計画の遂行年ということになります。さらに、当初予定をしておらなかった事務等も当然発生してきますし、また職員の、これは一部になりますけれども、健康の面で他の職員がカバーをするというようなこともございまして増えております。ただ、今回の時間外については、全て各課業務も精査をさせていただいて、今回はこの増額をお願いしたいというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

昨年のそうした残業の状況についてもお聞きしたときに、副町長のほうから管理者のほうでしっかり時間勤務については把握をして、ちゃんと管理をしていますというような御答弁をいただきました。

ただ、こうした補正で、追加、追加というような話が出てきますと、実際に歯止めがどこでかかっているのかなという不安がちょっとあるわけですが、そうした勤務時間の管理について、もう一度しっかりした管理あるいは適正な職員の健康状態も把握をするという状態の認識と歯どめといいますか、そうしたところをもう1回確認をしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

まず、時間外の勤務につきましては、これまでも毎年幾つか出ているわけですが、それぞれの年によっても状況が変わってくるというものでございますが、今回補正をさせていただくわけですが、9月補正については、人事異動の関係で並び替え等をさせていただきながら行っております。そのときはこの残業時間のほうの追加というのは主ではなくて、12月補正が10月末を現在に算出しておりますので、今回が追加という形になります。

なお、以前からも議員からもありまして、正直非常に職員が少ない中で私たちは頑張っているというふうに思っています。これは客観的な数値になりますけれども、定員モデルというのがございます。町の規模、それからあと業務の委託の内容等も含めて、毎年定員管理を行っているわけですが、その中で全国の同規模の自治体であるとか、あと保育園が何園であるとか、そうしたのを含めた中で定員モデルというのがございます。その定員モデルの中でも現在28名、普通会計の中では28名少ないという現状がございます。

そうした中で職員は行っておりますが、やはり今議員もおっしゃられたように、健康管理が非常に私たちも心配するところがございます。なおかつ、当然時間外というのもお金がかかる話でございますので、そちらも削減を試みるように業務の見直しであるとか改善を日々行いながら時間外の縮減、それからあと人的な配置も考えながら、今後適正な人員管理それから業務管理をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（大石 巖君） 了解です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

今、大石 巖議員が聞いた続きでございますけれども、行政改革の一環で、集中改革プラン等平成28年から始まっているいろんな形になっているんですけども、今、吉田町は定数管理と、上限を設けていない、撤廃するという形で過去に答弁を聞いているわけですが、今28名、類似団体に比べて少ない中で回しているということは本当に頭が下がる思いでございます。11時ぐらまで役場庁舎6階付近はいつも電気がついているという状況でありますけれども、限られた人員の中で毎年補正を行っていくとなると、職員の採用計画等その辺

のところも今の現状では問題というか課題があつて、対応していかなくやならないという考え方も一つあると思うんですけれども、もう一方では全てが町の職員がやらなくてもいい業務があつて、それを民間にやるとか、そういった考え方もあると思います。

そういうことを踏まえて、今回の時間外等、毎年あるわけです。ゼロというわけにはいかないと思うんですけれども、そういった中の考えの中で、今、町の方向性としてどのように検討して、今ヒアリングしている最中だと思しますので、来年に向けてこういったことについて、毎年こういった時期に残業について同じような質疑を行うんじゃなくて、来年以降はこういった方向性であつて、今は当初の計画どおりでこうなっていると、来年以降はこういったところまでやはり説明していただかないと、業務があるから残業した、時間外を行った、それは必要最低限のことであるからしょうがないじゃなくて、今後のことを考えたときに、やはり計画的なものを示していただかないと、こういったものを一過性のもじゃなくて長期的ビジョンを立てて、方向性を示していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

ただいま御質問いただきました今後の長期的なビジョンということでございますが、これまで当町も全く計画もなしに採用計画も含めて行っているわけではございません。議員御承知のとおり、職員が一時期採用を控えた時期がございまして、そうしたところも今後、今年度もそうですけれども退職者がまた出てきます、たくさん出てきます。そうしたところをうちがただ単に退職補充ということではなくて、そこを平準化して、前後に振り分けをしまして、職員数が平準化するよう現在進めているところでございます。

また、1点、今おっしゃられたように課題という定数関連の課題でございまして、正直課題が今ございます。先ほど、定員管理の計画のほうは今現在は22年をベースとしまして、そこに業務が増えたところを人数を増やしていくということをこれまで基本にしてきました。

しかしながら、22年というのは、先ほど大石議員からもありました行革プランということがありましたけれども、当時、国のほうからも平成17年4月1日を基準にマイナス4.6%減員しろというのが全ての市町村に出たわけでございます。それは一応うちは達成したわけではございますが、現行の人員が平成17年とほぼ人員は変わりません。そこまで戻ってきている状況です。ただし、業務量につきましては、発達支援センター、それから保育士の基準の関係で増員をしています。実際には一般職については、逆に人員的には減っているような状況でございます。

この中で、今、当町定数管理していないという中ですが、実際には定数条例というものがございまして、そこで上限をそれ以下に抑えるということで今やっているわけではございますけれども、現在この定数条例が足かせになっている部分がございます。といいますのは、全体の数というわけではなくて、定数条例にはそれぞれの分野ごとに、例えば議会は何人、町長部局は何人というのがあります。その中で、保育士も町長部局に入りますので、今もうそこが目いっぱい、定数いっぱいの数字になっています。これ以上一般職の職員を増やせないという状況になっております。

こうしたことから、定数条例の改正を今後していきまして、弾力的な運用を図っていききたいと。ただし、当然のことながら、行政需要それから財政、経費の面も含めて総合的に判断しながら、定数のほうを今後改正をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

うちの町は、よその議会の議員に聞いても、さまざまなものがスピード感を持って対応していただいているというのは、町長1人の御努力ではなくて、やはり職員の皆様方がしっかりとそれについて頑張っているせいだと思いますので、そういうことを考えて、今、総務課長から御答弁いただいたような形で、やはりこの町の経営というか職員は吉田町を動かすエネルギーでありますので、ですからそういったところも含めた検討をされているということでもありますので、早々にそういう対応していただいて、ただし民間でもできるものは民間にお願いをするという考え方もぜひともお願いしたいと思いますし、民間で電通の痛ましい事件もありましたので、早出とか御自宅へ仕事を持って帰る方はいらっしやらないと思いますけれども、そういった形の健康管理をしっかりとっていただいて、業務遂行をお願いしたいとおもいます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

18ページの児童館費ということをお願いしたいと思います。

この児童館費の施設整備ということで、全協のほうでもお聞きしましたが、防犯カメラを2台つけるという話でございます。これは県の児童館における防犯対策に対しての助成ということで、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1ということで設置をされるわけですが、防犯対策に対してということでもあります。町としては今回は防犯カメラをつけるということではありますが、それ以外の防犯対策に対して、こういった内容で御検討された中で防犯カメラにされたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課です。

防犯対策にはこのほか非常通報装置なども考えられるわけですが、児童館においては既にこれを設置導入済みでございます。児童館に夜間侵入者があった場合には、センサーにより警備会社に通報するシステムとなっております。ただ、日中については、今まで児童厚生員が児童館に常駐をしておりますことから、不審者に対しては機械的な対策というのを講じておりませんでした。全国的な傾向として、今いたずら目的など子供をターゲットにした犯罪というのも増えていることから、今、不足しているものは防犯カメラであると。防犯カメラを設置して、日中であっては不審者対策とする、夜間であっては侵入者の姿を撮影するというので、現在持っている防犯対策をより強化できるものと考えて防犯カメラの設置を考えました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今回2台設置ということですが、まずその補助が3分の1、3分の1というのは総額の3分の1、3分の1ということになるかと思うんですが、ある程度上限はあると思うんですが、今回2台ということで、この2台で十分賄えるということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課です。

2台で十分足りるというふうに考えております。まず、防犯カメラについては、町の中に吉田町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱というものが定められております。この中で、防犯カメラの設置台数は必要最小限度の台数とすることという基準がございます。児童館の現場を見まして、設置するに必要な場所というのを検討いたしました。

まず、人が出入りをします玄関付近を撮影する、これが最重要であろうと。それから、外回りを見ましたときに、さゆり保育園との間に遊具が置いてございます。そこで子供さんが外で日中遊ぶわけですが、そこは事務室から見えにくい場所であったために、ここに防犯カメラをつければ2方向が確保できるということで、必要な台数はこの2台と考えたものでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

私自身はそれ、すごい賛成であります、防犯カメラを設置すること。ただ、いろんな方がいる中で、防犯カメラに対するアレルギーといったらおかしいんだけど、そういった方もいると思うんですが、そういった方に対するお知らせというのか説明というのは今後されていくんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） 防犯カメラについては、よく防犯カメラ設置中とか防犯カメラ作動中という掲示がございます。先ほど申し上げました要綱の中では、防犯カメラを設置する場合には防犯カメラ設置中という表示を掲げることと定められております。これは不審者に対しては、ここで犯罪を犯せば姿が写されていて、逮捕されるという逮捕リスクを認知させるものでもありますけれども、もう一方で、一般の利用者に対しましては、ここで過ごすとカメラに撮影されるんだということを、広くあらかじめお知らせできるものというふうに思っております。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

17ページの保育所費でございます。全員協議会の中で、時間外勤務手当154万円に關しましては、職員の早番、遅番の保育の需要に対応するために行っていると形であったわけですが、1号補正の中でそういった需要を鑑みて、保育所人材派遣で派遣業者から前半は3名分ですけれども、後半は4人分の委託料を上げている。また、2名増員で、臨時職員も

2名分増員の予算を上げている中で、それでも今回そういった10月までの実績と今後の需要でこうなっているというのは、先ほど総務課長から話があったとおり、町長部局の定数条例で、保育士がそれ以上増やせないということでの負担が一部の職員に集中しちゃっているという認識と捉えるんですけれども、その辺のところもう少し詳しく御答弁のほどお願いしたいと思うんですが。

○議長（大塚邦子君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課です。

この17ページの保育所費の時間外勤務手当でございますが、これについては保育園が11時間開所しております、8時15分以前、7時半からの朝の保育と、それから夕方5時以降、最長夜7時までの保育と、これに対応するものとなっております。

議員がおっしゃいましたように、1号補正の中では人材派遣の費用もお認めいただきました。それから、臨時保育士の賃金の増もお認めをいただいたわけですが、派遣保育士については、まず早番、遅番の時間には対応ができません。通常の保育の時間の対応となっております。それから臨時保育士の中には早番、遅番に協力してくれる者もございますが、全員とはなっておりません。といいますのは、臨時保育士の多くはみずからも子育て中の者でありまして、家庭との両立のために朝早くのシフト、夕方遅くまでのシフトに応じられないというものでございまして、この時間に主に対応するのは正規職員となっております。

もう1つ増えた要因がございまして、昨年と比較しましたときに、朝の時間帯の利用者ですが1.2倍に増えております。それから、夕方の利用者におきましては1.5倍に増えております。朝の時間、夕方の時間というのは夕方6時半から7時までの延長保育というものを除きまして、新制度以前から既に提供していたものでございますけれども、保護者の就労状況が変化していると推測されまして、今保育園はそれに対応はしております。保護者にとってより働きやすい環境を整えているというふうに思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

22ページの観光費の中で、施設整備ということで、これは小山城売店の横のトイレの改修とあと手すりとかということでありましたが、修繕じゃなくて整備ということであります。最初からそうした計画があってこれをやるというのはわかるんだけど、突然出てきたというのは、何かあってするようになったのか、その辺の経緯を教えてくださいたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） ただいまの御質問であります。以前から利用者の方、特に年配の方等からそういった和式の便座でしますと少ししゃがんでするというので、ちょっとつらいということでもかなり要望もありまして、以前からこれはやらなければならないということでも当課としても考えている中で、今回ユニバーサルの事業、こちらの中でできるということでもありましたので、3基要望のほうをして、整備をしていきたいということでも考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

以前からそういう要望があったんだったら、最初から当初の予算の中でそういった計画を入れてやっていけばよかったのになと思うんです。それが急に出てきたということでもありますので、ちゃんと最初から計画を立ててやっていけばそういうのも通るんじゃないのかなと思うところでお聞きしているのもう一度その辺のところをお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

少し予算の関係にもかかわってまいりますので、私のほうから少し御説明をさせていただきます。

今回この事業を行うに当たりましては、公共財団法人の静岡県市町村振興協会の助成金を使わせて実行するというのでございます。こちらにつきましては、当初予算にも計上させていただいたものでございますけれども、一応、総務課のほうで計上させていただいた事業が終わりまして、不用額といいますか最初の申請よりも低く納まったということと、もう1つ、こちらの助成金のほうが27年度までは限度額が400万円であったわけでございますけれども、こちらが28年度の最新の要綱が出た時点で440万円というようなことで、こちらの限度額が40万円上がったということでもございまして、実際の当町で今事業をやって、その不用額というか残った金額とプラスアルファで変更しまして、40万円新たに入れて、それが105万円と40万円ということで145万円という助成のめどが立ったことから、今回産業課からの事業のお話の中で新たに補正予算として事業立てをさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 関連でお聞きします。

トイレの改修、これは大変要望に沿った改修ということでいいとは思いますが、そのほか

にもいろいろ、売店の中ももう少し明るくきれいにしたらどうかとか、周辺のそうした環境整備についてもいろいろ御要望出ていると思うんです。ですから、そういうことについて、今年度の中でももう少し計画的にそうした整備をすべきじゃないかなと思うんですが、今のお話聞きますと、助成金があったからそれに充てる分ということでトイレに回したというような受けとめ方をするわけですが、今年度でそうして小山城の売店周辺については、整備計画というのは実際には今後予定はないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 小山城それから売店、あとトイレと、昭和61年度、62年度等に建設して、今現在30年ほど経過しておるところでございます。それこそ修繕計画ということでありますが、非常に傷んでいるところが多々見受けられるということでありまして、当課としましても計画を立ててやっていきたいというところで、今、まずどれから整備、修繕していくということで、計画をこれから考えていきたいということで検討しておるところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 少し私のほうの説明も足りなかったところがあったかも知れませんが、少し補足をさせていただきたいと思えます。

先ほど申し上げました助成金の交付要綱でございますけれども、これ正式には公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー器機導入事業助成金交付要綱というようなものでございまして、こちら助成金の対象となるものにつきましては、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進する事業でありますとかあるいは公共施設への省エネルギー機器の導入あるいは新エネルギー器機の導入事業ということで、ある程度その助成の対象が限定されているというような中で、今回そういったお話があった中で、使えるものは使わせていただくというようなところで、今回そちらの助成金を活用させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石でございます。

確かにそうした助成金の利用価値といいますか、有効に利用することがあれば大いに結構だと思います。ただ、先ほども申しましたように、小山城周辺の環境整備あるいは売店等の施設が古くなっているということに対して、前にもそうした意見とか出されたというふうに記憶していますが、計画的に整備をしていただくということを、ここの補正予算ではありませんけれども、次期の当初等とも含めて計画的に立てていただいて、町民にもそういう点でのアピールをぜひしていただきたいなと思えます。

○議長（大塚邦子君） 答弁は必要ですか。

○3番（大石 巖君） なければ結構です。

○議長（大塚邦子君） 答弁される方はいないですか。

塚本昭二理事。

○理事（塚本昭二君） 小山城周辺の利活用ということについては、前の一般質問でも出ておりますし、そのときの答弁の中でも小山城周辺については計画的に整備をしていくし、活用



していくという方針に変わりはないというふうに申し上げております。小山城周辺の利活用をどう図るかということについては課題も残しておりまして、その周辺全体を有効に使うということになりますと、もう少し用地の買い増し等も必要になってくると。ちゃんとした動線も確保できるようにしなければいけないと。

過去においても、道の駅の補助金を活用して施設整備までつなげていくとか、いろんな方策を検討をしながらここまで至っております。ただ、そうした前提条件が整わないということで、まだ今のような状況にあるわけでございますが、そうした試みを今後とも続けながら、小山城周辺の利活用というのはさらに高めていきたいというふうに思っております。

今回のような中で、暫定的に改修が必要な部分の改修であるということでお受けとめいただきたいというふうに思います。

以上です。

○3番（大石 巖君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

土木費の倒壊ゼロの促進事業についてお伺いいたします。

この事業では、行政報告会での説明があったとおり、熊本地震とか鳥取地震での木造住宅の被害、それによって住宅の耐震化の促進、それが非常に重要になってきたということで今回確認をさせてもらいましたら、今までやっている13件に対して390万円が補助されると、上乘せされると。その中で、今までは70万の補助が30万ずつ追加をされて、一般世帯で80万、高齢者世帯で100万円の補助金になるということをお伺いいたしました。その中でちょっとお伺いいたします。

11月15日の行政報告会の説明で、適用条件に工事期間中に耐震補強工事のPR看板を設置するということだったんですけれども、これに対して先日どういう内容か見せていただきました。ただ、ちょっと心配したのは、せっかくPR看板をつけてもらうのはいいんですけれども、外壁とかネットに会社のいろんな看板と同じようなものになっちゃうと非常に効果が薄れていくということで、その辺で特にこれから看板の設置をどのようにしていくかということに関しての考えをちょっと伺いたたいのですけれども。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員の御質問がございました看板ですけれども、まず県のほうから貸し出すということでお話をさせていただきました。これが目立つかどうかというところではありますが、大きさからしますと縦が60センチ、横が90センチくらいのを今、県のほうで用意しております。それにつきましては、県の要綱にもございますが、足場のところであるとか、こういう幕といいますか、そちらのほうにもやっていただくということで指導のほうが入っております。それにあわせて、看板となおかつ現場見学会であるとかそういうものも併用して行

っていただきたいということで要綱のほうには記されておりますので、PR等には問題がないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今の説明のとおり、結構しっかりとした宣伝効果が出ればよいなと思いますけれども、1カ所につき何枚ぐらいとかって施策はされているんですか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

基本的には1枚ということになっておりますが、その辺はPRということで考えれば、要望があればそれに対しては検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

わかりました。

次に、補助の助成事業の内容が28年度から29年度の2カ年にわたって今後助成がされると。例年でいきますと、3月のちょうど年度替わりのときというのは、3月の中旬から4月の中旬までが大体その準備期間であるとか、いろいろなために中断をするんですけれども、そのときに非常にちょっとやっかいなことがいろいろ多いというんですけれども、今回はこの28年、29年と通していくということは、これはもう連続してそういう期間はなしとせずと通常に29年まで通していく。通常の仕事の中でやっていくことができるということで理解すればいいんですか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 今回の助成事業につきましては、平成28年、29年ということになっておりまして、28年度の3月期等の年度の変わり目というところでございますが、その点につきましても、平成29年度につきましても、今県のほうの補助要綱でいきますと既に明記されておりまして、予算のほうも確保するよということでお話は聞いております。そういう中で進めていきますので、その辺の年度またぎの調整につきましては、あくまでも年度単位で工事のほうは完了したいというふうに考えておりますので、平成28年度内で終わらないものについては29年度ほうで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

もう1つ聞かせてください。これで終わりにします。

この耐震化を進めるために、吉田町ではなかなかまだ今やっていなくて、焼津とか志太、建築士会の志太支部とかというのは、官民、例えば焼津のここにありますけれども、焼津市の調書を使っての中での視察に行った説明会であるとか、そういう形で官と民が一緒になってやっているわけですがけれども、町の中ではそういう形、例えば官と民がこれからしっかりした耐震、人の命を守るための耐震に向かって、重要なことをやっていくに当たって、計画とかそういうものというのは持ちあわせはないですか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

町におきましても、広報であるとかホームページであるとかそういうもので、町自身では周知していくということは考えております。

官民の連携につきましても、やはり個別訪問等につきましては、建築士会との中で共同してやっていくということもございますので、今後につきましても、この上乗せ助成については、建築士会のほうに説明させていただいて、今後建築士会と連携しながら、どういう方法でこの助成の拡充について周知していくかということについては、当然、建築士会のほうと連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

26ページの教育振興事業費の小学校へのエアコンを設置ということで設計委託料とありますが、エアコンを動かす動力といいますか、エネルギーは一般的には電気がありますけれども、ガスヒートポンプといってガスを使ったエアコンもあるものですから、そういうことでこの設計という中では、そういうものを一応検討されて設計するかどうかちょっと伺います。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 設計委託料の内容の御質問でございますが、この委託料につきましては、小・中学校の空調機の設置の工事の業務委託ということで、詳細な内容につきましては今後定めることとなりますが、今現在この空調機の設置につきましては、吉田中学校で23年度に工事を実施しております。この工事の内容に沿った内容で進めてまいりたいというように考えておるところでございます。

それから、ただいまガスというようなお話が出ておりますが、吉田町内におきましては都市ガスがまだないという状況がございます。そうしますと、プロパンガスでその辺のものを実施をするということになりますと、電気に比べてかなり高額になるというような認識をしております。現在想定しておりますのは電気によるエアコンを整備するという考えでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

私個人的に調べたんですけれども、LPGがということ、今お話を私はしましたけれども、逆に消費電力の低減とか学校は昼間やっているものですから、昼間というと大体の企業とかそういうところも電気を使っているということで、日中はピークカット、電気の節電ということにも大幅にそれも期待できて、後は小学校というのは一応災害時の避難所として計画されているわけで、そういうところで実際何かありまして避難した場合なんか、炊き出しなどやるにもLPGであればそういうのを活用ができるということで、実際都市ガスではなくて住宅とか企業も今ガスをある程度ためておく、容量は何十リットルとか何百リットルというタンクがあるんです、ただのプロパンのボンベではなくて。そういうのへためておけば、避難所生活の間でも幾日かそれが持続できるということで、大変便利であるというようなことが調べた結果ありました。

そういうようなことで、コストとあと防災、それから環境というものについてすぐれているということで、全国的にも今吉田町もこの辺では学校にエアコンをつけるということで進んでいるということで、要するに私はそれを否定するというのではなくて、大変そういうことはいいなというふうに思っているわけですが、であるならば実際そういうふうな全国的にもそういうのを使われ始めているということでありましたので、我が町も町長が進める「災害に強い町づくり」ですか、こういうものを考えたときに、そういうものが一応考える必要があるんじゃないかということで、今せっかく設計するだものですから、これから使えるものを考えるに当たって、そういうものを一つ一緒に考えて、結果的にはどうかそれはちょっとわかりませんが、今考えているもののそのエネルギーがあるとしたら、それと比べてどうかというか、その辺をしっかりと考えた上で、小学校にエアコンを導入するに当たってはどのようなものをエネルギーを使ったらいいかということ結論づけさせていただきたいとこのように思って、今質問させていただいておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 今回、空調設備を設置する目的でございますが、児童がより授業に専念できる教育環境を提供するところがまずこの事業の主目的でございます。今、お話が出ました防災上のもの、そうしたものに付きましては、今回この工事の中で進めるということは今現在は考えておりません。

それから、ガスのエアコンの内容につきまして御提案がございましたが、現在のところインシヤルコスト、それからランニングコストと考えまして、現在は電気によるエアコンで設計業務を進めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 私がちょっと調べた結果は、消費電力が10分の1に低減するよというふうな、それはメーカーの算出のあれですけれども、そういうこともうたっているものから、課長がどういう形でランニングコストを計算したかちょっとわかりませんが、そういうことで実際データが出ているということで、こういったLPGのエアコンがどうでしょうかというような話もあるものですから、その辺をちゃんと調べてから、調べることから始めて設計に移っていくというのが本来であると思うもので、やはりそれは町にとってプラスになるようにしていく、それが結局私が言うところによると、防災の対応型のLPガスバルブシステムと本当に大きなものがあって、それで炊き出しなんかやるようなそういう施設も

それに兼ねてやると、また国から補助が出るようなそういうことも載っていたものですから、そういうことをしっかりと調査して、そういうものをいただければ安くできるんじゃないかと思うものですから、そういうことを研究した上で設計をしていただいて、一番この町にふさわしいそういう方法でエアコンを設置するというような形にさせていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 今回の事業費といたしまして、文部科学省の平成28年度の学校施設環境改善交付金の大規模改装の空調の交付決定を受けまして実施をいたすというところでございます。この補助金の内容に沿った整備を行うというような考えでおります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

その補助金の交付に当たっては、エアコンのエネルギーは電力じゃなくてはいけないというふうに指定があるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ただいまの御質問でございますが、エアコンの仕様の詳細な規定につきましては、この中の定めにはございませんが、ただ、空調の単価につきましては文部科学省の中で上限が、定めがございます。その内容に基づきましてこの補助金が決定をされているというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

今のお話だと、1台の機械の上限が決められているというふうに私は受け取りましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 説明が不足しまして申しわけございません。

補助金の限度額が定めがございまして、これが学校施設の環境改善交付金の要綱で定められております。この内容につきましては、1平方メートル当たり2万1,600円というような上限定められておりまして、これによって算定をされているという内容でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

私が今言わんとしていることは、とにかくそういう、これから設計するに当たり、結局ある程度予算を決めるに当たっては、まだ大体概算で大体これぐらいかかったというのを、金額を必要とする場合には、大体の予算をつけるに当たって見積もりというかそれもあると思うんですが、そういう中でもこれから設計するに当たっては、やはりそれ以外にももう少し金額的にもコストダウンになるか、あるいは先ほどお話したように防災とか環境とかについてすぐれているかどうかということも考えていただいて、いざというときに吉田町が防災的に進んでいる町というのを私たちが結構そういうことは自負しておりますから、そういうことも考えますと、今現在、全国的にLPGを使ったガスヒートポンプというものを使

ったエアコンというものを学校へ導入しているという実例があるものですから、そういう市がしているということは悪くないものでしていると私は考えるものですから、そういうことで、一応ちゃんと比べることはしていただかないと、もしかして後になって、あーあということもあつたら困るものですから、ですから設計するときにきちんとその辺を調査して比べて、やはりこちらのほうがいいですよということであれば、どちらになるかわかりませんが、その方法でやっていただければいいと思います、こういう方法もありますよということで今提言させていただけたものですから、だものでこれでやれというふうに言っているわけじゃないですよ。いい方法でやっていただきたいと、このように。設計の段階だものでそれができるんじゃないかと思って、町にふさわしい形でやっていただきたいということですので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ただいまの御質問でございますが、当然、設計業務委託ということでございますので、初期の設計の条件としていろんなものを検討して設計業務に入るという内容でございますが、ただ当然、初期のあらゆる内容について検討するということではございません。先ほどから申し上げておりますとおり、当然イニシャルコスト、それからランニングコストも踏まえた上でのより適正な設計というようなことを考えながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） じゃ、もう比べてあるということですのでよろしいですね。比べた結果、今考えている方法がいいということで、ガスヒートポンプと比べた結果、ガスヒートポンプよりも今どういう形であるというのはちょっとわかりませんが、今回予定しているもの、こちらのほうがすぐれているということですのでよろしいですね。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ガスヒートポンプのお話が先ほど来出て、議員のほうから御提案をいただいておりますが、今現在、私どもで聞いておりますガス方式のエアコンにつきましては、当町にはプロパンガスしかありませんので、そうした方式のランニングコストにつきましては、電気料と比較して大きくかかるというようなことを伺っておるところでございます。今現在、聞いている内容以外のところで専門の建築士等から提案がございましたら、そうしたものも含めて当然検討をして、より適正な設計に至るようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 何回も伺うようで申しわけないですけども、私がちょっといろいろ調べてみたら、当初の設備、投資といえますか、最初のは結構機械が高いようなことを伺いました。ですけども、ランニングコストとか、あと消費電力が10分の1にもなるよというふうなこともそこに載っていたものですから、それとかあと防災のときに大変役立つということもあります。それから環境にもいいよということで、そういうことがあったものですから、今はどういうことか考えているかちょっと、この間のお話の中では、この予算的なものが設計段階から始まって、施設整備という、エアコンを取りつけよと、工事のことになって

いるものですから、設計するに当たってそういうものを考えてくれたほうが。別にこれでやれと言っていることは私言っておりません。いいほうでやっていただければ別にいいんじゃないかと思って、それで設計するならそういうことも考えていただいて、いい方法でやっていただきたいということを言っているもので、その辺でお願いというか質問したもので、それに対して答弁のほうはもう決まっちゃっているからというようなことだったもので、それじゃもうこれは、先ほど言いますようにランニングコストがかかっちゃうよという、結局そういうことが出ているよということで、出ているからそれは使わないよというように受け取ったものですから、そういうことでよろしいですね。それで、このガスのほうは使えないよということで、そういうことですね。それなら納得、そういうふうに言ってくればそれでいいものですから。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） 先ほど来申し上げておりますとおり、プロパンガスによるエアコンにつきましては、ランニングコストがかかるというような情報を今私どもでは聞いております。それから、当然ガスによる整備につきましては、ガスの配管、そうしたものの工事として、大きなものになってくると。あわせまして、ガスの貯蔵につきましては危険物の安全管理等もこれは必要になってくるといようにも考えております。そうしたものを含めて、この設計業務の委託の中でより適正なものを選択して、設計を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

同じく26ページの教育振興事業費設計委託についてお伺いいたします。

先ほど話にありました23年度の吉田中学校でエアコンをつけた工事、その中でエアコンのつける位置が南側から廊下側に向けて空気が行くような流れ、設置場所についていろいろ廊下側が冷えすぎるよと聞いた覚えがあるんですけども、実際にそういう回答とかいろんな話が出てきたときに、もともとこのエアコン設置というのは、子供たちが勉強がしやすい環境をつくる目的で、そしてできるだけいい環境、要するに室内の環境がいい環境、そのためにつけるわけですよ。そのときにいろいろそういう話があったときに、特に廊下側につけることによってそういう北側に冷たい空気が行きますよとそういうことを聞いたときに、設計委託の中に役所のほうから、設計を委託する側のほうから、それに対する改善の提案とか指導とか、そういうものというのは委託のときには含まれるわけですか、ほかにも含めてですけども。そういう委託をするときには町からのこういう要望とか、そういう話があったものを踏まえて設計事務所には提案はしていくんですか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ただいまの御質問でございますが、吉田中学校におきまして、23年に実施をしました工事の中で、当然、23年から本年まで実際に利用をされてきている中で、使い勝手といいますか、そうしたものにつきましても繁栄をして設計に検討していただきたいというような内容につきましては、発注者としまして当然行ってまいりたいというよ

うに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） それはぜひそうしていただきたいです。特に、今回南側につけたことを考えると、排水という設備の面で非常に排水しやすい問題がないところにつけたと思うんですけれども、一つは教室の前と後ろにあるとか、そういう形でのできるだけいい環境ができるような形の配管の設備、配管をするのであればしていただきたいと、そういう意味で質問をしたものですから、ぜひその辺で町のほうで考えていくようなもの、要望するようなもの、これからどういうふうな形でやっていくか、そういうものがもしありましたらお話をいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ただいまの御質問でございますが、中学校で現にエアコンを使用しております。夏休みにおきましても、学校教育課の事業としまして「公設学習塾」等でそうしたエアコンの実際の稼働状況を見たりもしております。そうした中で、このエアコンにつきましては、保護者の方からも大変快適に勉強ができるねというようなお話もいただく中でありますので、現時点におきましてのエアコンの効き具合、それから課題等整理して、この委託の中に反映をさせて設置をしていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 聞いたことは、これからエアコンをつけて環境をよくするために、そのときにいろんな問題が出たと、話があったときにそれに対して提案と、そういうものをこれからやっていただけると思うんですけれども、そういうものを提案して、できるだけいい環境をつくってくださいねと、そういう意味で質問、そういう形に進み方をちょっと質問したものですから、そういう回答を本当はほしかったんですけれども、大体内容としてはわかりましたのでいいです。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

29ページの図書館管理費の照明設備借り上げ料35万5,000円でございますけれども、この事業というのは、地域経済と連携した省CO<sub>2</sub>化手法促進モデル事業で行うバルクリースを使った関係のLED工事が完成に伴って借り上げするというで聞いているわけでございますけれども、この事業スキームというのが設備を一括リースをして行うモデル事業だというような形で理解していたんですけれども、こういった1個1個の細かいあれというのは、事業としてはなっているということは、それについてどのような形で、一括リースと聞いているものですから、それを1個だけ、これだけ今年度先行するというのはどのような形になるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今回のこの図書館のほうにつきましては省CO<sub>2</sub>化モデル事業ということで、今回この中で計上させていただいておるわけですが、この事業につきましては、今年度中に、9月補正



に調査業務が9月に計上させていただきまして、今プロポーザルによりまして業者のほうの選定を終了しました。

それにつきましては、その事業の中では調査と工事までが29年度までに工事を終了するというのでプロポーザルしておりますので、その業者のほうに一括で発注しまして、今年度につきましては補助金の条件の中に、今年度中に全てでなくても一部工事に入らなければならないと、入っていただきたいということで条件がございますので、今回図書館におきまして一部工事に入らせていただいて、残りについては29年度ということで工事のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

リースにつきましては、そのプロポーザルによって選定されました業者が一括してリースで発注するというふうなことで、工事だけ28年度分と29年度分ということで分割させて、そのリース業者のほうが入るということで事業のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしますと、事業調査に入った段階で、このモデル事業自体が中小規模の自治体、人口25万人以下の施設において、バルクリースによる一括低炭素設備を導入するというような事業であるということで聞いているわけでありましてけれども、地元の金融機関やリース会社等の資金を活用して、地域経済の活用を最大限に生かすといったところでありまして、そういったところのプロポーザル、提案を受けて決まったという電気工事というのはもちろん地元の工事会社であって、金融機関も地元の金融機関とか、そういったリース会社であるようなスキームでやられたのがもう実施されたということでよろしいですか、確定して動くというのは。それとも、これからその辺のところを策定して、予定があるためにこれを上げたのか、その辺についても調査が終わって決定したのか、その辺がちょっとわかりませんのでお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その方式につきましては、今議員のほうからお話のありましたとおり地元のリース会社で、工事につきましても地元の工事業者を使っていただいてやっていただくということで、調査についてもその中に入っておりますので、1つのチームみたいな形でつくりまします。それを条件といたしまして、あくまでもバルクリースというリース事業でございますので、その地元のリース会社が頭になって、それで調査委託業者、工事業者という形でチームを組みましてプロポーザルをさせていただいております。

それにつきましては、11月にプロポーザルを受けまして、優先業者につきましては決定したというところでございます。

調査につきましては、これから優先業者との交渉の中で調査を進めていくということになります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

この事業が年度をまたいで行う事業であるということは、28、29年ということでもありますので、ここだけ単体で飛び出てやるとなると、全体的なプロポーザルの提案というのは、この図書館施設だけではなくてほかにもありますよね、そういったものの両立で一緒にそこだけ契約しちゃうということなんですか、それがちょっとよくわからないものですから。

リースというとならば全体的な枠取りをして、その設備の総額でリース率を決めて、それぞれ行っていくと思うんですけども、この35万5,000円という図書館だけのLED工事だけ突出して先だけ契約して、リースの開始時期、終了時期も変わってきますよね。そういったところを含めて、そのシステムは、このモデル事業というのはそういったものでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その事業につきましては、先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、その補助事業が今年度中に一部工事に入らなければならないということがございまして、調査のほうは予定でいけば2月に調査業務が終了しまして、実際2月から一部、図書館だけ工事に入らせていただくと、それは補助事業の中の工事の条件になっておりますので、それをやらせていただいて、3月分のリース料がどうしても発生してきますので、その分だけは図書館のほうに計上させていただくというのがこの35万5,000円ということになっております。

事業自体は全体で考えますので、ほかの事業につきましては平成29年度に、ほかの施設については終了するというので、今回図書館だけ先にやらせていただくというのは、補助事業の中のスキームがそういうふうな形になっておりますので、一部工事に入らせていただくということでこのリース料のほうを計上させていただいております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番。

わかりました。事業の中のるるとして、事業効果は早期にということがあると思いますので、そういった形になっているんだろうと思いますが、トータル的な枠として総事業的なものを11月にほぼ決定したということでもありますので、この事業の規模としてはどのぐらいのもので、そのうちの何%がここだと思ってしまうんですけども、ですから、トータル的な何千万とか3,000万、6,000万とか私わかりませんが、そういったもののうちの35万5,000円という形で、その全体的なリース料率の中でこれも算定された1カ月分ということになってくるわけですよね。

ですから、私が気になるのは、リースというとならば60回とか84回とかになっているじゃないですか。ここだけ、1つだけ前に出て、そういった事業のモデルになっているものではないと思うんですけども、その辺がすごく気になるんですけども、それが事業のモデルとして問題ないのであれば、トータル的な金額というのはどれぐらいの事業として省CO<sub>2</sub>化推進モデル事業というのはなっているんですか、決定した額というのは。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） この事業につきましては、それこそまだ調査のほうで、これから細かい金額については示させていただくというような形になるんですが、これはあくまでも概算ではじいたお金ということになっておりますので、金額につきましては詳細につ

いては今後説明していくということで考えております。

リース期間とかにつきましても、今後調査の中で決めていくというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） わかりました。概算額を上げてあるだけなんですね。リース期間についても今後検討していくということで。それなら納得しました。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

以上で、第61号議案についての質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第2、第67号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本件について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時32分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会12日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。

本日は会議を撮影し録画するため、関連機器の持ち込みを許可しておりますので、あらかじめご了承願います。

なお、本日の録画は議会の運営資料とするため、質問者を中心とした議員席に限定して撮影することを確認しておりますので、あわせてご了承願います。

それでは、会議に入ります。

---

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（大塚邦子君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 遠 藤 孝 子 君

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

〔4番 遠藤孝子君登壇〕

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤孝子です。

私は、平成28年第4回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおりです。

質問事項は、一つ、防災公園の利用と防災意識の向上。一つ、高齢者が住みなれた地域で暮らすことについての二つを町長にお伺いいたします。

我が町は津波防災町づくりに着手し、15基の津波避難タワーを完成させました。さらに現在、安全を確保するために最も重要なシーガーデン、海浜回廊のことですけれども、の整備が進められています。また、防災公園も完成いたしました。

そこで、さらなる地震、津波災害の備えとして、次のことについてお伺いいたします。

1、災害時に、避難者は避難場所から仮設住宅に移ることになりますが、防災公園においては、現在68棟の仮設住宅をつくるというふうに予定されております。そのほか、仮設住宅を建てる際の関係施設のイメージはありますか。

二つ目、平常時、防災公園についてですけれども、防災公園は防災情報の発信拠点としてどのような機能を考えておりますでしょうか。

三つ、東日本大震災の教訓として、防災意識の有無によって生死を分けた地域もあります。防災意識の向上を図るため、吉田町の第5次総合計画前期基本計画では、防災講座、それから地域防災指導者、ジュニア防災士養成講座等の継続的实施というふうに明記されております。どのような継続を考えていますか。

2、第5次吉田町総合計画前期基本計画では、高齢者の社会参加及び生活支援サービスと福祉事業の充実を重点としております。特に、一般高齢者の引きこもりや介護予防の一つとして、気楽に集うということが出来る居場所づくりが進められています。

そこで、次のことについてお伺いします。

1、一般介護予防事業として、居場所づくりの取り組みとして立ち上げに関心のある人たちがおります。その支援策はどのように考えておりますか。

2、社会福祉協議会等でボランティア講座が開催されていますが、受講者と居場所づくりの連携は考えておりますでしょうか。

三つ、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及び日中独居の高齢者が増加しております。また、高齢者ドライバーの事故が頻発している現状があります。そのような状況の中で、我が町では高齢者が買い物や通院等の移動手段の要望があります。対策についてお考えはありますか。

以上が、私の一般質問の要旨です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 防災公園の利用と防災意識の向上についてのうち、1点目の災害時に避難者は避難場所から仮設住宅に住むことになります。防災公園に68棟が予定されていますが、そのほか関係施設設置イメージはありますかについてお答えします。

まず、防災公園の整備の考え方について御説明させていただきます。

御承知のとおり、当町の津波防災町づくりは、「命を守る対策」、「財産、生産活動を守る対策」、「被災時の生活支援対策」の三つの対策を柱とするものでございます。

この中の「命を守る対策」につきましては、平成25年度末までに15基の津波避難タワーを整備するとともに避難路の整備なども着実に進め、おおむね完了することができました。

現在、当町の津波防災町づくりは、命を守る対策から町民の皆様が被災をせずに安心して住み続けることができ、また企業の生産活動も中断することのない環境をつくるための「財産、生産活動を守る対策」に取り組んでいるところでございます。

この町民の財産や企業の生産活動の対策につきましては、海岸線において想定をされるレベル2の大津波を防御するために海岸線全体にシーガーデンを構築しようとするものであり、その一環として、本年8月から漁港区域内における多目的広場の整備に着手しているところでございます。

しかしながら、万が一被災した場合の対策も怠りなく進めなければならないという認識から、被災時の生活支援対策の一環として防災公園を整備したものでございます。

防災公園には、「財産、生産活動を守る対策」が完了する前に被災した場合や、想定を超える災害に見舞われた場合への備えとして、68戸の仮設住宅を建設できる多目的広場を初め、耐震性貯水タワー、マンホールトイレ、かまどベンチなどの被災者を支援する防災施設の整備をいたしました。

また、防災公園を避難場所や仮設住宅建設用地としての単なる防災拠点としての整備にとどめず、防災公園に仮設住宅が設置されるような事態を迎えた場合、その仮設住宅に生活物資が潤沢に供給できるような仕組みをあらかじめ備えたエリアづくりを目指し、「内陸のフロンティアを拓く取り組み」のうち、物資供給拠点確保事業を防災公園を中心に展開することといたしました。

具体的に申し上げますと、防災公園を中心とした物資供給拠点を形成するため、この「内陸のフロンティアを拓く取り組み」の物資供給拠点確保事業区域に誘致した企業と有事における物資供給の支援協力に関する協定の締結を行うことにより、物資供給拠点としての機能の確保を図ろうとするものでございます。

この物資供給拠点確保事業区域の96ヘクタールのうち、ふじみスクエアという愛称を付した県から内陸のフロンティア推進区域の指定を受けた7.7ヘクタールを中心に、防災公園の整備を初め、商業施設の誘致などの事業を展開しております。

この内陸フロンティア推進区域に出店いただいたマックスバリュ東海株式会社、株式会社ノジマとは、10月に災害時物資供給支援協力に関する協定及び災害時荷捌き拠点に関する協定を締結したところでもございます。

町は、今後ともこの「内陸のフロンティアを拓く取り組み」の物資供給拠点確保事業推進区域へ、災害時の支援協力に関する協定を締結くださる企業の誘致に努め、防災機能がより一層強化されるよう、さらなる防災体制の構築を図ってまいります。

ただいま申し上げましたとおり、町はさまざまな状況に対応できるよう、事業を展開しているところでございます。

次に、2点目の平常時、防災公園は防災情報の発信拠点としてどのような機能を考えていますかについてお答えします。

防災公園に来園する方々が防災について考えていただく機会を増やすため、防災公園の管理棟であるオアシス館に、町の防災情報を発信するツールとして、80インチの大型タッチパネルや町の防災拠点施設が一目でわかる床面グラフィックをエントランスホールに整備をいたしました。このタッチパネルや床面グラフィック機能を活用し、町の防災に対する取り組みの紹介や最新の防災情報の提供を行ってまいります。

また、防災公園における町民の皆様の防災に関する意識向上を目指した取り組みとしまして、オアシス館の研修室において防災指導員養成講座を初めとするさまざまな防災講座の開催、オアシス館エントランスホールや多目的広場を活用し、防災関連機関などと連携した防災資機材の展示会、非常食の試食体験を初めとするさまざまなイベントなどの事業を、防災公園に整備しました防災施設を活用しながら展開してまいります。

次に、3点目の東日本大震災の教訓として、防災意識の有無によって生死を分けた地域もあります。防災意識の向上を図るため、吉田町の第5次総合計画前期基本計画では、防災講

座、地域防災指導者、ジュニア防災士養成講座等の継続的实施と明記されていますが、どのように訓練に生かしていきますかについてお答えします。

まず、防災講座についてでございますが、町民の皆様へ防災について正しい知識を習得する場と防災について考える機会を提供することにより、防災への関心をより一層高めていただくことを目的に開催しているものでございます。

昨年8月に開催した防災講座では、東日本大震災の際に岩手県山田町の危機管理室長として災害対応の最前線で活躍された白土靖行氏をお迎えし、当時の経験について御講演いただきました。

また、これまでも当町の津波ハザードマップの作成にお力添えをいただきました、地震学者で元東京大学地震研究所の準教授である都司嘉宣氏にも御講演いただくなど、町民の皆様の防災に関する意識啓発に努めてきたところでございます。

次に、防災指導員養成講座についてでございますが、平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災のような大規模災害時には、自主防災組織が災害対応における中心的な役割を担っています。

町としましては、これらのことを踏まえ、災害に強い町づくりを推進するためには地域防災力の向上を進めることが重要であるとの認識から、地域防災の担い手である自主防災組織に対して平時からきめ細やかな指導、助言ができる地域防災リーダーの養成を図っているところでございます。

また、地域住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成などによる地域防災力の強化と底上げを目的とする活動を行う方々の地域における立場を明確にするとともに、地域の防災活動に関与しやすくするため、平成27年3月に吉田町地域防災指導員認定要領を制定いたしました。

町が認定する地域防災指導員に期待する役割としまして、自主防災会長を補佐することや地域住民への防災訓練の指導、防災意識の普及、啓発などがございます。地域における日常の防災活動を活性化し、自主防災組織のさらなる強化を図るためには、地域防災指導員が自主防災組織の役員はもとより、地域の住民と協力をして活動することが重要であると考えており、町としましては今後、自主防災組織の構成員として編成していただくなど、地域防災指導員の活用について自主防災会と協議をしてまいります。

なお、町は、地域防災指導員が地域において効果的な防災活動を行っていただけるよう、地域に関する知識や技術を継続的に習得していただくためのフォローアップ研修を開催するなど、地域防災指導員へのサポートをしているところでございます。

また、ジュニア防災士養成講座についてでございますが、子供たちが身近に起きる危険を予測、判断し、みずから進んで安全に行動できる能力を身につけることや、将来の地域防災リーダーの担い手を育成することを目的として開催しているものでございます。

こうした防災講座を開催することで、防災意識や知識の向上を図るとともに、地域防災指導員養成講座を継続的に開催することで地域防災リーダーとなる人材を確保し、それぞれの自主防災会において、防災訓練の企画から実施まできめ細かな指導や支援をしていただきたいと思います。

町としましては、今後も町民の皆様へ防災について考えていただく機会を増やし、一人一人ができる減災につながる対策や災害への備え、また自主防災組織への参加の一層の必要性、重要性を啓発しながら地域防災力の向上に努めてまいります。



続きまして、2点目の御質問であります、高齢者が住みなれた地域で暮らすことについてお答えいたします。

国では、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、団塊の世代と言われる方々が75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケアシステムを構築することで、住民が主体的に参加をし、みずからが担い手となるような地域づくりを目指しております。

住民主体の地域の支え合いの体制づくりには一定の年月を要することから、できる限り早期に取り組んでいく必要がございます。そのため、平成26年の介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に制度改正され、要支援認定の方が受ける予防サービスのうち訪問介護、通所介護につきましては地域支援事業へ移行することとなり、市町の実情に応じた取り組みができることとなりました。

新しい総合事業は、既存の介護保険サービス事業所に加えてNPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援していく体制を制度化しており、高齢者が支え手側に回ることも想定し、社会参加を促し、社会的役割を持つことで生きがいや介護予防へとつなげることを目指しております。

それでは、1点目の一般介護予防事業として居場所づくりの取り組みがあります。その立ち上げに関心のある人々がいますが、その支援策をどのように考えていますかについてお答えします。

町では、平成27年度に、高齢者の皆さんが元気で生き生きと自分らしく暮らしていただけるよう、介護予防体操としてのSUN・サン体操を作成いたしました。日常生活の中で健康を意識し、多くの方々に体操が習慣となるよう周知活動を行い、広く地域の方になれ親しんでいただいております。この介護予防体操をツールに高齢者中心の通いの場が徐々に生まれ、現在、町内8カ所で居場所づくりの活動が行われており、住民主体の地域の支え合い体制が構築をされ始めております。

具体的に申し上げますと、傾聴ボランティアが実施するおしゃべりサロン・カフェ、毎週土曜日開催のはまっこの家、コーヒーを飲みながらのんびり過ごす喫茶杉のこ、介護福祉士や介護支援専門員が主催する野いちご、手芸を楽しみながら集う手芸を楽しむサロン、懐かしい名作映画の鑑賞とティータイムを楽しむシネマ倶楽部、個人宅を開放したみんなの居場所ふつか会、自家栽培の作物を販売し、地域の方々と集うフレッシュとさまざまな形で皆様が活動を行っております。

町では、居場所の必要性を地域の皆様に理解していただき、活動の輪が広がるよう、既に居場所づくりの活動をされている方々をお招きし、さわやかクラブや介護予防体操INはあとふるなどの場におきまして居場所の立ち上げ方法や活動内容などを紹介しております。

また、居場所づくりの活動を行っている方々にお集まりいただき、座談会を開催いたしました。この座談会ではお互いの活動について意見交換がなされ、参加された皆様の共通の御意見として、町内各所に歩いて通える居場所が必要との御意見をいただきました。

町では、このような居場所づくりを展開する皆様に対しまして積極的に支援することで、地域の支え合い体制づくりを構築してまいりたいと考えております。

次に、2点目の社会福祉協議会でボランティア講座が開催されています。受講者と居場所づくりの連携を考えていますかについてお答えします。

町では、新しい総合事業の実施に向けた体制を構築するため、地域ニーズの把握、資源開発、さまざまな生活支援を行っている方との情報交換などを目的とし、自治会、民間事業所、ボランティア、シルバー人材センターなどの方々に出席を依頼し、高齢者の生活を支え合う会を平成27年度に開催いたしました。

この高齢者の生活を支え合う会では、町の現状や課題、今ある資源について検証するとともに、ボランティア等の生活支援の担い手の養成や発掘、地域資源の開発やネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターの配置について検討し、平成28年4月から吉田町社会福祉協議会へ生活支援コーディネーターを配置いたしました。

この生活支援コーディネーターが中心となり、9月27日に「より暮らしやすいまち、吉田町に」と題し、吉田町の高齢化の現状、吉田町の元気を支えている資源、より暮らしやすいまち吉田町といった内容でボランティア養成講座を開催いたしました。

この講座のグループワークでは、参加者の皆様が感じている当町のボランティア養成に対する課題につまみまして意見交換を行いました。さらに、参加者の皆様から関心のある分野をお聞きし、吉田特別支援学校などへのボランティア活動へ結びつけることができ、この講座が地域の福祉活動のために有効な活動となっていることを実感しております。

今後、開催を予定しております講座は、高齢者介護編としてコミュニケーション技術の習得、認知症の方への対応方法、介護技術の習得、居場所の必要性等の内容で、専門の講師のもと講座を開催してまいります。この講座の中で、現在、ボランティアの活躍の場として開催されております居場所やはつらつ講座などを紹介していく予定でございます。

次に、3点目のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及び日中独居の高齢者が増加しています。また高齢者ドライバーの事故が頻発している現状があります。そのような状況の中で、我が町では高齢者が買い物や通院等の移動手段の要望があります。対策についてお考えがありますかについてお答えします。

町では、高齢者の閉じこもりを予防し、社会参加を促すとともに、地域住民が共助し暮らせる地域づくりを形成することを目的として、移動に支援を要する高齢者を送迎支援ボランティアが目的地まで送迎する吉田町高齢者移動支援事業を、平成24年度から社会福祉協議会へ委託し、実施をしております。

この事業の利用対象者は、65歳以上の要介護認定、要支援認定を受けた方で、町、社会福祉協議会またはさわやかクラブが実施する行事や医療機関等への通院、官公庁におけるサービス利用の手続等、社会生活上、必要不可欠な外出に対してご利用いただけるものでございます。また、65歳以上の一般高齢者の方でも、町や社会福祉協議会またはさわやかクラブが実施する行事等への参加に対してご利用いただけるものでございます。

しかしながら、本事業は登録していただく移動支援ボランティアが少なく、加えて活用できる範囲も限られておりますことから、これまでの事業を利用しやすいものとなるよう見直し、移動支援ボランティアを増やすための講座を開催するなど、多くの皆様方に御理解いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、現在、タクシー助成として実施しております重度心身障害者移送費助成事業もございまして、この事業と一体的に捉え、新たな日常生活移動支援事業とし、高齢者や重度障害者のための移動支援について総合的な福祉政策の観点で事業内容を見直し、利用者にとって利用しやすく、満足度が高い事業を展開してまいりたいと考えております。

一方で、外出の目的として希望の多い買い物支援につきましては、現在、一部地域に民間事業所が移動販売車を運行して町内を巡回し、希望する高齢者のお宅まで日常生活品や食材などを販売する取り組みが行われており、実際の品物を見ながら御自分で選んで買い物ができるような環境が確保されております。

民間事業者のほかに高齢者の買い物を支援している取り組みといたしましては、一般社団法人吉田町シルバー人材センターにおいて家事援助サービスを実施しております。

町といたしましては、この家事援助サービスにつきまして、在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方々に、軽度な日常生活の援助を安価で提供するワンコインサービス事業などを検討しております。

町では、今後も高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、自治会、民間企業、ボランティア、シルバー人材センターなどの生活支援サービスを担う事業者の方々と連携し、民間主体でより活動しやすい体制整備を構築してまいりたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

ありがとうございました。

まず、防災のほうについてお伺いしたいことがありますけれども、仮設住宅の件なんですけれども、熊本では仮設住宅をつくるまで13日間かかり、阪神大震災では3日後、新潟中越では4日後というふうにして、東日本大震災では8日後に仮設住宅が建てられているわけですけれども、先ほど答弁がありましたように、予定地においては68棟が予定されているわけですけれども、すぐに仮設住宅をつくるというふうなことが、工事の着工の予定といたしますか、すぐ使えるような形にするような計画はありますでしょうか。計画というか考え方というか、大まかなことで結構なんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 仮設住宅用地でございますけれども、今の防災公園の中でもございますし、町内、ほかにも用地を確保しているところもございます。

そんな中で、災害救助法の手引であるとか吉田町の地域防災計画の中では、地震発災後から20日以内に着工をするというような計画を持ってございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

20日以内に着工というふうなことでございますけれども、すると大まかな計画がされていて、避難地からいつごろできるというふうなことで考えてもよろしいでしょうか。20日間はまだ無理ということですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 仮設住宅用地の建設でございますけれども、この建設をする機関につきましては、町というよりも静岡県の方で建設をしていただくということになります。

もちろん吉田町、被害を受けまして、どれくらいの住宅が必要なのか調査をしなければい

けないですし、そうしたものも、被害状況も県のほうに報告をしながら、用地を確保しているところにどれだけの住宅の戸数が必要かというところを県に知らせていくというところになります。

もちろん、広域的な大規模災害になりますと、吉田町だけではなくてほかの自治体につきましてもそうした取り組みが行われてきますので、一概に、計画では20日というような計画を立てておりますが、そうした状況を報告しながらやっていくというところでございまして、町としてもより早く県のほうにお願いをするというところで努力をしてまいりたいと思っておりますけれども、計画の中でもその20日以内というものを延長できるというようなところも決めてございまして、そこら辺のところはちょっと一概には言えませんが、町としましてはできる限り早く建設が始まるような努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

県と連携をとりながら早期のうちに進めることが確保する、できるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 結構でございます。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

次に、オアシス館についてなんですけれども、時々立ち寄らせていただいているんですけれども、現在、パネルがありますね、先ほどお話がありました大きいパネルがありまして、そのパネルに情報発信基地としてかねてから計画がありました防災のことについて、それから町のことについてそのところに行けば一遍にわかるような形が準備されておりました。

その中で、防災についての情報なんですけれども、あそこのところから発信されると思うんですけれども、先ほどのところだと、答弁にありましたところなんですけれども、オアシス館でこれからそのところを整備をするというふうにして準備をしているというふうなことなんですけれども、特に防災のほうの情報というのは、なるべく早いほうがよかろうかと思うんです。でも2カ月しかまだたっていないものですから、大変無理なところはあると思うんですけれども、これからどのような防災についての情報発信を予定しているかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災公園オアシス館に置いてありますパネル、情報発信の件でございますけれども、現在、防災というカテゴリーからいろいろなものを今、入れて、そこに訪れる方々に防災情報を発信させていただいているところでございますが、具体的に申し上げますと、まずハザードマップ。津波、それから洪水、土砂災害、そうしたハザードマップをそこでタッチパネルで見られるように載せてございます。また、それに付随しまして、町で全戸配布をしている防災ガイドブックの内容であるとか、避難所、避難の場所、それから津波の避難場所、こういったものもそこで一目で見られるような形をとっております。

また、タッチパネルだけではなくて床面グラフィックもございまして、そこでもそうした

情報を見られるというようなことです。それから、また過去の災害、こういうことがあった、こういったものが教訓であるというものもそのタッチパネルで見られるという形になってございます。また、一方で原子力防災のほうに移りましても、そのタッチパネルから県のホームページのほうにリンクをさせて、そうした情報も見られるというようなこともございます。

そうした防災情報の発信だけではなくて、学習もしていただきたいというところで、防災のクイズなども初級編、中級編、上級編という形で3パターン載せてございまして、そこで、タッチパネルで学習もできるというような情報発信もしております。

防災につきましては、そうしたタッチパネル、床面グラフィックも含めまして、先ほど町長から答弁がありましたとおり、いろいろな防災講座であるとか学習会をオアシス館の中で開催しまして、町民の皆様の防災意識を高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

ありがとうございました。

今、お答えがありましたように、私も時々行ってみますと、家族連れが来てあのタッチパネルで様子を見ているというふうな姿があります。特に、北区のほうではあそこに行く機会が多くて、期待をしているところがあるわけですが、防災の発信として、これ以外にどんなふうに町民に知らせたいのかというその内容について、もしお考えがありましたらお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災に関する発信というところでお答えをさせていただきたいと思いますが、もちろん今のタッチパネルであるとか床面グラフィック、今、申し上げたとおりでございます。

ほかにも、このオアシス館には指定管理者、公社のほうも入っておりますし、そうした方々、それから今、職員でも12月1日から町と公社のほうと指定管理者と調整をする職員も行っておりますので、そうした方々にも訪れた町民の皆様、町外の皆様に防災の情報を発信をしていただく役割を担っていただきたいというふうにも思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり、そのオアシス館の中の施設、それから防災公園の中の防災に関連する施設を利用しながら防災の意識を啓発する場として考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

町のための施設ですけれども、特に北区にあるものですから、北区のところでも期待しているところ大きいですから、よろしくをお願いします。

次にですけれども、4日、防災訓練等に関することなんですけれども、防災訓練が4日に実施されまして、私、大幡の地区なんですけれども、この地域におきましては中学生と高校生が25人ぐらいでしょうか、参加しまして、それぞれ役割がありまして、消火の訓練、それから炊き出しのところ、それから日赤のほうのグループに分けまして、本当にきびきび動く姿が大変に私たちとしてはありがたい状況を見たわけですが、こういうふうな訓練が

なされて、意識を高めるというふうなことが町では言っているわけですがけれども、これを継続していくことが、体の中に覚えて、そしてさらに力となるわけですがけれども、私が感じるころでは、幸いといいますか、この町では津波の経験、それから大きい地震の経験がないわけですし、いざとなったときのその怖さからどういうふうに自分が行動していいのか、そして自分の身を守り、それから周辺を守るといふようなことがなかなか難しいといいますか、イメージできないといふとか、ちょっとわかりにくくてすみません、ところがあるんじゃないかと思うんですけれども、継続して強い意識化、体験と似たような意識化をさせるにはどういふふうなことをお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 議員おっしゃるような実災害に対する啓発というふうなお話だと思いますけれども、職員に関しましても、4月の熊本地震が発生した際に、被災地の支援をするという形で支援に行ったところをごさいますして、そうした経験、それから現実に現場でやってきた業務、周りの被災の状況、そうしたものを防災訓練のときに、一部の自主防災会でごさいますけれども、そういったほうに出向きまして状況を説明したり、そうした実災害の状況を広めていながら、防災訓練もそうですし、中学生もそうですし、そうしたところの啓発をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

先般、私も東北のほうの町に行って、実際の津波があった地域、それからその津波を防いだ地域等、行っているいろいろと学んできたわけですがけれども、一つ言えることは、この今、私たちのこの町が、防災に対しての確かな構えがもうおおむねできているという。これは大変に、私たち東北に行って確認してきたわけですがけれども、さらにそここのところで私たちが学んだのは、継続して意識を持たせるということなんです。持たせるといふとちょっと言い方が悪いですがけれども、一人一人が常に危機意識といふとちょっとオーバーですがけれども、そういうものを持ち続けるといふ、そういうことが大事だといふふうなことを学んだものから、今、答弁の中にもありました、それから今、お答えの中にもありましたように、そのところをまた高めていっていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それから、次をお願いいたします。

高齢者のことについてですがけれども、先ほどお答えがありました中で、一つの支援策についてなんですけれども、支え合う体制づくりができればよいといふふうなお答えがあったわけですがけれども、実際にはどのような支援策をお考えか、あればお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 居場所づくりにつきましては、地域の方々の自発的な意識といふかそういうものでかかわっていただいて、高齢者の通いの場が受け皿になって、安心して暮らせる地域づくりにつながっていけばいいなといふふうに思っております。

その中で、町が居場所づくりにかかわっていただいている方々にお集まりいただいて座談会もやらせていただいて、そういう中での御意見であるとかも参考にしているわけでごさいます。やっぱりそういう中で、隣近所で居場所ができるほうがいいといふふうな共通の御意見をいただいているわけで、そうなるいふようなための支援策といたしまして、私どもの

ほうでは、まずかかわっていただける方々の人材、人材を増やしていきたい。人材の発掘と人材の養成をまずしていきたいというところがまず一つあります。

御答弁の中にもございますけれども、生活支援コーディネーターを中心としたボランティア養成講座なども開催しておりますし、専門の講師をお招きしまして研修会や勉強会も今後、開いていきたいなというふうに思っています。そして、町民の方に安心を持っていただけるような居場所づくりを展開できればいいなというふうに思っております。

そして、地域の方が主体になるというところでは、自治会や町内会の方々にとっても御理解をいただきたいなというふうに思っております。そして、歩いて行ける範囲での居場所が確保できるように町内会単位での施設のほうで居場所みたいな形で施設をお借りできればいいなというふうに思っておりますし、なるべくそういった近くにある集会所や公会堂をお借りできるように、町といたしましても自治会、町内会に働きかけていきたいなというふうに思っています。そして、そのところには椅子や机等もありますし、一様に管理されているところでは、高齢者が集うには適当であるなというふうに思っておりますので、そういったところの場所での開催もお願いしていきたいなというふうに思っています。

そして、それをやってみようという関心のある方々につきましても、開設へのガイドブックみたいなものをおつくりして、そこでこんなものが必要で、こういうふうな活動をしていくのが重要だよといったところの指示書みたいなものをおつくりして、皆さんに活用していただければなというふうに思っておりますし、支援策を考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 今、ありがたい言葉があったんですけども、今、関心のある人たちがかなりいるわけですけども、そのガイドブックというのは大変有効かと思っておりますので、その辺のところもお願いしたいと思うわけですけども、ボランティア講座をされていると、このボランティア講座の人たちが意識が高かったり、その中でいろんなグループができていると思うんですけども、そのボランティア講座の中のグループがいろんな居場所の形、先ほどの八つの形はそれぞれもう特色があるわけですけども、さらにこれから考えるとなると、例えば簡単に食べられるところであるとか、それから本当に一服するところであるとか、またはちょっと豊かな気分になって一服するところだとかいろいろあると思うんですけども、そういうふうなグループづくりまで考えているのかというふうなことと、じゃまずそのこと、まず考えておりますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） それぞれの特徴のある居場所ができればいいなというふうには思っておりますけれども、グループというふうなお話でございましたけれども、グループを形成していくためにも、養成講座なり研修会を開催して、その中でこんなことがやりたいよという意見が協調できるような人たちが集まればグループ化にもなるし、今、議員が言われたように食べるとか一服とかというところの居場所も、そうしたことをやってみたいなという人たちがいれば私たちもそういう方とマッチングさせて、していただけるように努力をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤です。

ありがとうございます。

そのほか、今、居場所で取り組んでいる人たちの中で、場所が、個人的なうちを使っている場合はいいかもしれないんですけども、公の施設を使っているところがあると思いますけれども、そういうふうなところの具体的な支援を自治会等と連携をしてというふうなことですけれども、今後、特に来年度に向けて一般高齢者の介護者、その地域介護予防活動支援事業の中の一般の人たちの活動を支援することが特に強固になると思うんですけども、その中でそういうふうな自治会等との連携策は今後、考えていついていただけるのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） まずは地域の方々がそのような意識を持っていただきたいというところがありますので、やはりそういうふうな自治会とか町内会の皆様に、私どものほうから働きかけをしていかなきゃいけないというふうに思っております。仕掛けをどういうふうにするかというところを実は私たち今、考えているところではございますけれども、一般の高齢者が気軽に集まれる場所といったらやはり公の施設、あるいは町内会が管理する施設だと思っておりますので、そういうところで今、老人憩いの家というふうな名前で町内会の施設にも看板が掲げられているようなところもありますので、そういうふうな形で老人の憩いの家みたいな形になっていけばいいなというふうに思っておりますので、町内会の皆様に働きかけをしていくのと同時に、御支援していただけるような、要はお話をさせていただく場面をつくっていききたいなというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

次に、高齢者の移動についてなんですけれども、今、展開されているところで課題として挙げられているのが、一般高齢者の方たちを移動する制度の中で、ボランティアが少なくこのところが課題であるというふうにして挙げられていまして、それらを補完するのに人材センター等を利用してワンコインで家事作業も含めてというふうなことが今、答弁の中でありましたけれども、特に家事とそれから移動のことについてが問題となると思いますけれども、移動について、すみません、これがもう少し人材センターと連携をしながら、山手線というようなわけにはいかないでしょうけれども、気楽に何というか移動させてもらえるようなことが、来年度は可能でしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 気楽に移動するというところで、気楽に利用できるというふうなものかと思うんですけども、今、私どもが行っている移動支援ボランティアを活用した高齢者の移動支援事業でございますけれども、それがもうちょっと気楽に使えるようなものになればいいなというふうに思っています。せっかくボランティアさんがやっただいて移動支援でございますので、それをもうちょっと発展させるような形で、もっともっとボランティアさんができるような形にはしなきゃいけないと思っていますし、今の移動支援を使いやすいもののように制度設計をしていききたいなというふうに思っています。

ただ、それが今、言われたようにボランティアさんが足りないというところではありますので、そのところを皆さんに御理解いただかなければならないとは思っておりますけれども、移動支援がもっと使いやすいものになっていけるように考えていききたいなというふうに思っております。



○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 発言を許可したいと思います。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） いろいろと御答弁ありがとうございました。

我が町が、本当に安心して暮らせる町というふうに日々感じることもあるわけですが、さらに安心が確保されて、町民が住みやすい、住み続けたいというふうな町になるように一緒に励みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

---

#### ◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大塚邦子君） 続きまして、9番、増田剛士君。

[9番 増田剛士君登壇]

○9番（増田剛士君） 9番、増田剛士です。

私は、さきに通告した町のICT利活用の取り組みと公衆無線LAN環境整備について一般質問を行いたいと思います。

平成28年、マイナンバー制度導入により、行政事務の効率化を目的としてICT利活用の取り組みが急速に加速しております。

個人においても、スマートフォン、タブレット端末、ソーシャルメディア、クラウド等の普及は、私たちのライフスタイルの幅広い場面において変化をもたらしております。

ライフスタイルの変化に対応する住民サービスとしての公衆無線LAN（Wi-Fi等）環境整備は不可欠であり、情報提供及び公開、観光、起業の面においても有益な事業であると考えております。

また、東日本大震災で庁舎が損壊し、行政情報の流出が生じた経験を踏まえ、行政情報の保全と災害事故発生時の業務継続の確保が重要な課題となっている中で、平成25年6月に世界最先端IT国家創造宣言が閣議決定され、地方公共団体の具体的な取り組みとして、自治体クラウドについて今後4年間を集中取り組み期間と位置づけられており、複数の自治体が情報システムを集約するとともに共同で外部データの保有、管理する自治体クラウドの導入を促進しております。

クラウドコンピューティングの利用形態を導入することで、情報化の推進及び保全が図られ、大災害が発生した際の業務継続及び住民へのサービス提供の観点からも自治体クラウド導入が必要であると思います。そして、情報の収集、公開に当たり、職員の事務効率化促進のためにICT利活用の環境整備も必要であると考えております。

そこで、町のICT利活用の取り組みと公衆無線LAN環境整備について、以下、質問いたします。

- 1、自治体クラウドについて、当町の現状と今後の施策は。
- 2、各課パソコンのインターネット接続環境の現状と職員のICT利活用に関する対応は。
- 3、公衆無線LAN環境整備について、公共施設等への整備の施策は。

4、町の情報公開に関し、SNS等ソーシャルメディア活用についての考えは。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町のICT利活用の取り組みと公衆無線LAN環境整備についての御質問のうち、1点目の自治体クラウドについて、当町の現状と今後の施策はについてお答えします。

まず、当町の行政情報の管理について現状を申し上げますと、庁舎内にサーバーを設置し、稼働確認、セキュリティー対策、障害発生時の対応等のシステム運用及び保守を、業者委託も行いながら実施しております。

また、災害等により情報システムが停止しないための対策として予備サーバーを設置し、随時バックアップを行っており、さらには暗号化した情報データを県外に分散保管することで、予備を含めた全てのサーバーが使用できなくなる事態に陥っても、確実にデータを保存できる体制を構築しております。

しかしながら、現状では当町にシステムエンジニアが常駐していないため、システム障害等が発生した際、保守業務の受注業者が到着後、障害の原因解明作業等を行うこととなり、大規模災害時には予想される交通機能の低下を考慮しますと復旧には一定の時間を要し、住民サービスの低下を招くおそれがございます。

このため、当町では来年度から行政情報の保全機能をさらに強化し、業務の継続性を確保する観点から、堅牢な建物構造を有する外部のデータセンターを活用したクラウドサービスの導入を予定しております。

このクラウド化に伴い遠隔地のデータセンターに情報システムを設置することによる効果としまして、まずは災害時に庁舎とデータセンターの同時被災を免れることができますので、現状と比較しますと速やかに住民サービスが再開できることが挙げられます。当然のことながら、データセンターにつきましては津波の浸水区域外に立地され、免震構造とする条件を付す予定でございます。

また、データセンターの入退室管理に際しましては、常時、有人による監視体制が整備されていることに加え、最新の技術を導入した機械警備により、高度な情報セキュリティー水準が保たれるという利点がございます。

以上のことから、クラウド化につきましては、情報データを保全するためのよりよい仕組みとして早急に進めていく予定でございます。

なお、クラウド化に際し、御質問にあります自治体クラウドとして他の自治体との共同利用とすることにつきましては、町単独でのクラウドの運用と比較しますと運用経費が削減できる利点がございます。

現在、この自治体クラウドの導入に関しまして県と協議を行っているところでございますが、共同利用する相手先を初め、クラウド化する業務範囲や導入時期、システムの機能及び仕様の詳細なすり合わせが必要となりますので、安全性はもちろんのこと、費用対効果を考慮しながら検討してまいります。

次に、2点目の各課PCのインターネット接続環境の現状と職員のICT利活用に関する

対応はについてお答えします。

当町では、現在、インターネット専用のパソコンを各課に1台配置をしております。この端末では、主にメールの送受信やホームページの情報更新業務及びインターネットを利用した情報収集業務を行っております。現状では、各職員が自席で使用するパソコンにつきましてはインターネットに接続をしております。

これは、インターネット接続端末と各職員の端末を物理的に分離をすることで、町民の皆様の個人情報等の重要な行政情報をウイルスやサーバー攻撃による脅威から遠ざけ、情報漏えいを確実に防止するための措置でございますので、今後もこの方針を変えるつもりはございません。

さらに、県単位で各市町のインターネット接続口を集約化し、セキュリティー監視の共同利用を行う情報セキュリティークラウドが、静岡県によりまして来年度から運用を開始いたします。現在のところ当町も参加する予定であり、より高い水準のセキュリティー対策を講じてまいります。

次に、3点目の公衆無線LAN環境整備について、公共施設等への整備の施策はについてお答えをします。

さて、公衆無線LANにつきましては、平成27年10月に策定いたしました吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び本年4月からスタートいたしました第5次吉田町総合計画前期基本計画において記載がございます。

総合戦略では、5つの基本目標のうちの一つ、「本町への新しいひとの流れをつくる」における外国人対応力の強化として、通信環境の整備と施設における滞在環境の充実という二つの具体的な施策を掲げ、通信環境の整備におきましては、重要業績評価指標、いわゆるKPIを無料Wi-Fiスポットの設置数として10カ所と掲げております。

また、本町の総合的な指針である第5次吉田町総合計画前期基本計画では、「第4章 魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」を実現させるため、にぎわいづくりの具体的施策であるシティープロモーションの推進において情報発信機能の充実を掲げ、分野の主な目標としてWi-Fiスポットの設置数を掲げております。

なお、現在のところ、町立図書館と、当町が進める新たな安全と新たなにぎわいを創出するシーガーデンシティ構想の一環として、内陸のフロンティア推進区域内の物資供給拠点確保事業推進区域に整備した北オアシスパークの2カ所において、Wi-Fiによるインターネット接続を提供しております。

図書館は、1階の公開書庫内に設置しておりますビジネス支援コーナーにおける補完的な役割として、北オアシスパークは、当町を訪れる皆様の玄関口としてさまざまな町の情報を発信する情報発信拠点となるほか、有事の際には沿岸域で被災された町民の皆様の避難の受け皿となり、その際、電話よりもインターネットのほうがつながりやすいことが想定をされますことから、Wi-Fiによるインターネット接続サービスを提供しているものです。

将来的には、防災対策とにぎわいの創出を図るシーガーデンシティ構想を中心に魅力ある地域づくりに取り組み、本町への新しい人の流れを促す手段として、公衆無線LANの整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の町の情報公開に関し、SNS等ソーシャルメディア活用についての考えはについてお答えします。

現在、町の情報発信の主体的な手段としては、広報よしだ及びホームページを活用し、イベント情報やお知らせ等さまざまな行政情報を発信しております。そのほか、新聞やラジオ等のマスメディアに御協力いただくとともに、チラシやポスターの掲示等、多様な手段によって情報の幅広い周知を図っているところでございます。

一方、御質問のSNSにつきましては、共通の関心を持つ人々の相互交流を通じ個人間のつながりを支援するインターネット上のサービスであり、代表格であるフェイスブックや類似するサービスであるツイッターは、近年の普及状況や震災時に果たした機能の有効性を受け、相当数の自治体においても新たな情報発信の手段として導入され、今後も一段と利活用が増加していくものと思われまます。

SNSの特徴といたしましては、複次的に伝達する拡散性を有することが挙げられ、人々の共感を呼べば、短時間で広範囲に情報が伝達いたします。これは、発信した情報に対し受信者が返信し、さらには受信者同士が情報交換を行う双方向の情報伝達が可能となっていることからでございますが、反面、事実と異なる情報でも同様に拡散されてしまうおそれや、情報漏えい、プライバシー侵害、自治体への中傷、風評被害等の危険性もはらんでおります。

こうした状況を踏まえては、町では、来年度中にスマートフォンによるアプリケーションを活用した情報発信が可能となるよう検討しているところでございます。

現在、検討しております事業は、若者に限らず幅広い年代で広く利用されておりますスマートフォンに、当町の最新情報を届ける通知機能を利用し、情報発信を行うものでございます。

発信する情報には、告知性の高さや速報性を活用し、町のイベント開催や延期、中止等の情報、説明会等の開催情報のほか、乳幼児の検診及び予防接種のお知らせ等、町民の皆様の生活に身近な情報を想定しております。さらに将来的には、現在、配信を開始しておりますよしだ防災メールと連動させることも検討してまいりたいと考えております。

従来のホームページでは、ほしい情報についてみずからが検索し、閲覧するといった能動的な取得となりますが、これに対し検討しているアプリケーションでは、利用しているスマートフォン等の端末に自動的に情報が飛び込んでくる受動的な取得となり、利用する町民の皆様が町の旬な情報を即座に知ることが非常に容易と思われる利点がございます。

このアプリケーションでは、先ほど述べた理由から、双方向の情報伝達といった相互交流の要素ははらんでおりませんが、今日、皆様の生活において非常に身近なスマートフォンへ速報性の高い情報を発信することで、町のさまざまな施策を効果的に広報できることから、多くの方に利用していただけるものと考えております。

また、その一方で、今後、ソーシャルメディア等ICTの技術が革新されましても、情報の発信手段が偏りますと、高齢者などふなれな方々への情報伝達が不十分になりかねませんので、広報紙等の紙媒体と電子媒体との適切な役割分担を図りながら、両者を一層充実させていくことが肝要かと考えております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 御答弁ありがとうございました。

まず、一番最初のことでありますが、自治体クラウドということではありますが、町のほうではもう29年度、来年度からということ以外クラウド導入を予定されているということ

あります。

そうした中で、単独ではなく共同のクラウドシステムを利用するということではありますが、なかなか相手先を探すのは大変だというようなお話も答弁の中にもありましたが、まず最初、共同で行う相手先というものはどういった観点での募集と言ったらおかしいんですが、お願いをしていくのかなというのがありますので、ひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 自治体クラウドの関係でございますが、現在、単独または共同ということで今、両方の検討をしているところでございます。

この共同利用の自治体クラウドにつきましては、例えば基準であります、基準といいますか、一つは規模であるとか、それからあと今現在の使用している行政サービスの内容というのがまず大きくかかわってくるものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 規模というのは、町の人口であるとか敷地、地域ということ。あと環境、この海岸線にそれぞれ地震、津波対策ということでありますので、海岸線の形、自治体ばかりじゃ心配だなということで、山間部であるとかいろいろあると思うんですが、その中で、幾つぐらいの自治体で共同ということで考えておられるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） これは、今現在、県内の自治体があるわけでございますが、各それぞれ自治体ごとにも単独で入れるというところでもう既に表明しているところもございます。現在、当町では二つ以上の共同利用ということで今、県と協議をしているところでございます。

ちなみに、県内では今、自治体クラウドを共同利用しているのは伊豆の方面が1カ所のみとなって、4町で行っているというところというふうに伺っております。

現在は、二つ以上の自治体ということで今、協議のほうを進めているところでございます。以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 県内で共同でやっているところが少ないというか、伊豆地域ということであります。ほかの自治体、静岡市であるとか、あと湖西市あたりは単独でやられております。その中で、L G W A N、今ありますよね。それを利用してやっているところもあるというような情報もあります。

そういう中で、どういった形が一番いいのかなと。コストの面もあるんでしょうが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今現在の方向性といいますかしておりますのは、共同利用で行きたいというふうに考えております。L G W A Nとかでは、これは他の情報システムであるとか、また国のシステムになってまいりますのでそちらとは切り離しをしまして、現在、町が利用して……。もともと当町では物理的に全てのシステムには、マイナンバー制度も含めて分かれておりますので、これはあくまでも今現在、使っている行政情報システム、税情報であるとか住基情報、そういった福祉情報であるとか、そうしたものの観点でクラウド化を図

っていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 了解しました。

続きまして、2つ目の質問についてですが、各課にあるインターネットが通じるパソコンは1台である。増やす予定もないということで、その理由として情報漏えいであるとかというようなことも答弁の中にありました。

逆に、先ほどもL G W A N云々で、情報をもう遮断してやっている。それはそれ、そっちを一つにして、各課の自席でのインターネットをつなげる。そのほうがメールのやりとりであるとかというのは、非常に各担当で時間的にもできるのではないかなと思うんです。1台でやって、いろんなメールがあちこちから各課で入ってくる。それをその担当の方が一々そこまで行ってチェックして、それでまた返信するなら返信するでまたそこへ行ってやらなきゃいけない。非常に時間的にも不合理だと思うんです。それが自席でメールができるような環境があれば、その場でできて時間的にも非常にスムーズにいくのではないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） まず、インターネットの使えるパソコンを増やすつもりはないという答弁は、先ほどしていないと思います。いわゆる切り離しを行って、自席で行うところではネットの、要するに各職員一人一人配置しておりますパソコンのほうにはネットはつながないということでしておりましたので、台数自体を増やさないということではお答えはしていないと思います。ちょっとそこだけ1点あります。

まず、今、各課に1台、インターネットの端末が今現在ございますけれども、これは一番は、やはり情報漏えいというところとセキュリティ対策というところの一環で、自席におけるメールとあえて隔離をしているというのがあります。自席のパソコンには通常使います内部の行政情報がたくさんありまして、ネットワークを組んでおります。ですので、そこと外部とのメール等のやりとりが接続することによって、これまで物理的に遮断をしていたというところが崩れてしまうというのがまず1点ございます。

それから、内部のメール情報については、その庁舎内LANでその自席の席でできますので、その点については特段問題ないと思っております。現状の業務の中であっても。

ただ、一つ今、議員のほうからおっしゃられたように、外部とのメール等のやりとりで、自席にあったほうが早いんじゃないかというところがございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、一つは情報漏えいの問題と外部との接続というところが一つ課題があります。

それからもう一つは、現行の中で、ネットを見たりというのは、始終ネットを見るわけではないものですから、今のところ各課1台で何とか足りているというのが現状としてあります。

ただ、外部とのメールというのは、一番多いのは県です。県とのやりとりのメールが多いわけですが、これは一つは中の情報、確かにその電子の中で電子決裁であるとかそうしたものを導入していけば、一つは可能になってくると思いますが、現行の担当同士のメールのやりとりをそこにつなげてしまいますと、意思決定等の決裁手続、判断手続のところが入ってこないという危険性もはらんでいます。ですので、今現在は分けている体制で行いた

いと。

なお、他の市町でもそうなんですけれども、これまで自席でインターネットのほうをやられていたところもこれまであったところもありますけれども、そこも今、切り離しをかけていると、自席でネットが見られないという環境にしているというところもあるというふうに聞いておりますので、一応そのようなことで、今のところ自席でのパソコンで外部とつなげるということは、今の現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

ある程度理解はさせていただきました。

そうした中で、今、電子申請というかそうした話もちよっと今、出たわけで、オンライン申請ということでお伺いしたいと思いますが、今、現状、当町では静岡電子申請サービスというほうにホームページから飛んでやっております。その中で、7件ぐらい、7件でしたっけ、実施しておるわけですが、そうした中で、これからもっとそうした電子サービスというのか電子申請のサービスというものを当町の中で、そのホームページの中で完結するということであつたり、もっと申請のものを増やしていくというような、そうしたお考えはあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） ただいま議員からお話ありましたとおり、現在、電子サービスが7件あります。これは今、総合計画の前期中では10件ということで目標値、目標設定31年度に10件まで引き上げたいということで今、目標設定しておるところでございますし、今後、この申請件数も内容等も含めて増やしていきたいというふうに考えておりますし、また今、議員おっしゃられたとおり、当町もホームページから申請等ができるような形をとというのは考えたいということで、ちょっとこの今すぐというわけではないですけども、こちらのほうは進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 自分で勧めていて非常に聞きづらいことなんですけども、現状は今、7件のサービスをされている中で、利用度というのか、それはどのような状況であるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 電子申請につきましては、ほとんど利用ございません。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 利用がないということではありますが、その点についてどのような協議というか検討というか、なぜないのだろうかとか、もっと使いやすくするのか、PR、住民に対してこういうことで使えますよというような、そういったことはされているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

こちらは、まず一つは、電子申請というところのくくりであれば今、7件ということになります。実際にやっている内容的に、住民サービスの特に住民の皆さんの直接直結するようなどころまで今、踏み込んでおりません。ですので、今後そこを、住民の方が直接申請等、役場に来られるような、そうしたものを選別しながらこちらのサービスを増やしていきたいと。やはり住民の利用度というところがやはりここは視点になってくると思いますので、そこを中心に今後、進めていきたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 町民サービスという意味で、どれくらい利用されるものがあるのかなというのはあると思います。

そうした中で、図書館は既に予約であるとかそういったものをネットを通じてやっておられると思うんですが、その実績というのはどのような形になっておりますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 数字は今、持っておりませんが、ほとんどいつも予約されている方は当たり前のように使っているという状況で、若い方はほとんどやられていると思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そういった意味で、使えるものは非常に若い人はすぐ使うということでありますので、ぜひ利用しやすいものと、あと常にできるような形のものを申請できるというようなものを選んでやっていただきたいと思います。

次に行きたいと思います。

無線LAN、Wi-Fiに関してなんですが、第5次総合戦略であるとか総合計画の中でうたってはございます。

そうした中で、図書館と北オアシスにWi-Fiありますよというようなあったんですが、図書館は確認できたんだけど、北オアシスパークは、どこでWi-Fiが使えているのかなと。私、行ったんだけどなかなかわからなかったんですが、ちょっとまず1点、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

北オアシスパークのオアシス館の事務所の中にルーターがございまして。そちらに機械のほう置いてあるというような状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ということは、そのオアシス館の中に入らないとWi-Fiはつながってこないということよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） すみません、私も実際にどこの範囲までというのは、触ってというのはちょっとないんですけども、設置場所によっては、当然その影響する距離も変わってまいりますので、周辺というふうにお考えいただければ確かだと思いますけれども。

以上でございます。



○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

このW i - F iに代表されるこの無線L A Nなのですが、今後目標が10カ所、総合戦略の中ではうたわれているわけですが、これは外国人対応というか観光目的だけではなくて、災害時にも非常に使えるものであるというのはもう皆さん御承知の中だと思います。

そうした中で、現在、避難タワーが15基あって、そこに太陽光を利用した外灯もついております。資料にもつけさせていただいたんですが、太陽光を利用してこのW i - F iもつけられるというようなシステムも今、開発されてもおります。

その中で、今後、こういった災害対策にも使えるということで、このW i - F iというのは非常に大事なかなと思いますので、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） まず、総合戦略、あるいは総合計画で記載されておりますW i - F iの設置云々というものに関しましては、基本的に本町に訪れた人に確実に町の観光情報とかイベント等の情報が手に入るようにし、その来訪者が町内の各所に誘導して滞在してもらうようにする、その仕掛けづくりとしてW i - F iをというような考え方が根本にございます。ですので、ここで言う10カ所の想定というのは、基本的に観光目的であるというふうに私どもは考えております。

それと、もう一点、今、議員のほうから本日の資料でもおつけいただきましたW i - F i環境の整備促進という、これは総務省の補助制度でございます。実は、こちらにつきましても当町、総合戦略、総合計画等で掲げているものですから、こういった制度も使えないかというようなことで、この事業につきましましては検討させていただいた経緯がございます。

これは、実は2種類、観光・防災W i - F iステーション整備事業と公衆無線L A N環境整備支援事業ということで二つの事業がございまして、それぞれ補助金の交付要領というものがございます。

この中の公衆無線L A N環境整備事業につきましましては、本日、議員がお示しいただいた資料の中の施策の概要と、真ん中の右側のあたりに施策の概要という大きなところの一番下の米印のところにも書いてございますけれども、公衆無線L A N環境整備支援事業については、観光拠点は対象外というふうになっておりまして、そうなりますと観光・防災W i - F iステーション整備事業というものは使えるのかなということで、これもちょっといろいろ検討して見たんですけれども、これも要綱を見ますと、例えば世界遺産でありますとか、あるいは自然公園ですとか、文化財でありますとかそういった拠点を中心としたもので、その拠点に1カ所ということで、当町が想定しているようなW i - F iの設置場所に設置するのに使用するのはちょっと難しいのかということと、この補助制度につきましましては1カ月間の提案期間がありまして、その後外部有識者の審査があって、採択された団体のみが申請できるというような制度でございましたので、この制度につきましましては、使えることができましたら大変よかったですけれども、ちょっと内容を確認いたしまして、当町が考える制度にはちょっと難しいのかなということで断念した経過がございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 観光関連ですと、やっぱりそのような縛りというかあるのかなという

のは思います。

だから、我が町はこの津波防災町づくりということでやってきていると思っている中で、やはり防災に特化して考えた場合は、避難所であるとか避難場所にもこのW i - F i の設置というのは今後、やっていかなきゃいけないのかなというのが非常に自分は思っております。

現在、避難場所においては全国でW i - F i 設置というのは0.1%程度、避難所においても1%ぐらいしかW i - F i が、無線LANが引かれていないという中で、当町は非常に先進的に防災関係やっておりますので、ぜひ設置のほうをしていくべきだと私は思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 現時点において計画、あるいは総合戦略等で掲げているその設置というものにつきましては、先ほど私のほうで御説明させていただいたような観光的なにぎわいの創出という部分においての設置というふうに考えております。

防災については、現在のところ、計画上は予定されていないということでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 計画されていないから答弁はできないかもしれないんですが、防災面で考えて、どのようにお考えかということをお聞きしていますので、その点について御答弁のほうお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） このW i - F i の設置、例えば避難所であるとかということでございますけれども、今、企画課長のほうからも御説明がありましたと思いますが、もちろん現時点では総合計画にも計画は載せてございません。ただ、必要性とかそういったものを検討していく一つのものだというふうには認識をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 国であるとか県であるとかの補助のメニューがなかったら、こういうことはやりませんよというようなふう聞こえてしまうんですが、その点はいかがですか。我々独自で、町独自の施策としてやっていくというようなお考えはございませんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 補助事業がないからやらないとは誰も言っていないくて、必要性、緊急性があれば当然、町が独自にやりますよ。

ただ、議員がおっしゃっているその避難施設であるとか津波避難施設に今、W i - F i が必要かといえ、もっと先にやっつくほうがあるでしょうということではないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 避難場所であるとか避難所というのは平常時、体育館であるとか、ほぼ体育館なんだろうが、その平常時にもこのW i - F i というのがつながっておれば、総合体育館にしても小学校の体育館にしても、町民の皆さんがそこで何か競技をやっているときの情報を伝える、そういったものにも使えるんですよ。だから、防災にも必要なんだけど、平常時は平常時で使い道は十分あると思うんですよ。その点についてはどうですか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議論が変わってきているんですが、最初、議員は防災の観点から入れたらどうですかと。にぎわいづくりの観点からといえば、観光拠点10カ所にまずW i - F iを整備すると我々総合計画で言っているわけですから、議論をずらさないでいただきたいんですよ。防災に必要であれば必要な場所に十分検討すると防災課長は言っているし、ほかのにぎわいづくりに必要な部分については企画課長から答弁したとおりでありますから。

財源があれば幾らでもやりますよ、無限にあれば。ですから、必要性のあるもので総合計画に規定したものについて適切に我々行ってまいりますと言っているわけですから、誰も必要でないなんて言っていないで、あればいいのに決まっているんですよ。それは全部、全町無線LANがあったほうがいいでしょう、それは。ただ、なかなかそれは効果も経費も見合ったものにならないんじゃないんですか。

それは、議員が必要なところを、こういうところにW i - F iがあるべきだとかの一般質問の過程で、どこに必要かということ、十分効果があるということ、質問していただければ検討していくんじゃないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） こういうところであれば効果があるというようなことなんですが、だから防災面に関しても、だから防災面と言ってしまうと、もうその緊急時になってしまうんですよ。でも平常時も使えますよということで御提案させていただいておるわけであって、具体的に言えば体育館であるとか公民館、そして自治会館、学習ホール等、そういったところでも使えるでしょうということで御提案をさせていただいております。

先ほどの話なんですが、北オアシスパーク、オアシス館の中では多分使えるだろうというようなお話だったんですが、せっかく新しく防災公園という形でできたわけです。そういう中で、じゃ公園内ではそれが使えないとか電波が届かないのかわからないんですが、そうしたものを最初からもうそれを織り込み済みでやるべきだったのではないかなとは思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） まず、もともと北オアシスパークにW i - F iを設置するという段のときに、公園の隅から隅までそれが通じるような可能性を持った設置の仕方というのを考えたかどうかという、それはちょっとわかりかねます。

議員御承知のとおり、W i - F i等の場合に、その設置場所、あるいは機械等によって、その賄われるというかW i - F iが使える範疇というのは変わってまいります。そういったこともございまして、北オアシスパークにおいてはあの事務所1カ所に設置させていただいているというような状況でございます。それが全て網羅されていなければ用を足さないかという、必ずしもそうではないのかなという。

もともとあそこに設置したというのは、情報発信拠点というまず第一義的なあその公園、オアシス館の位置づけがまずございましたので、あの室内は確実に恐らく使えるんであろうと、当然その機能的には建物周辺も、先ほど周辺と申し上げたのは、ある程度周辺にも、建物周辺はご利用できるのではないかなというふうに考えておりますけれども、全部網羅的に公園内全てで使えるようなというふうなちょっと考え方はなかったというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうすると、今のお話は、情報発信拠点ということで、防災だけでなく観光面ということでもよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 防災公園北オアシスパークというところが、にぎわい創出の情報発信拠点という位置づけの中で、そういった機能も付加しているというふうに考えておりますので、そういった意味では観光という意味で、それは間違いではないというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） わかりました。

W i - F i というか公衆無線LAN環境というのは、今後本当に必要になってくるかなと思います。その中で目標として10カ所は挙げられておるわけですが、防災の面も考えていただいて、今後、増えていけばいいなということでもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町の情報公開に関しということで、SNS等ということで挙げてございます。そうした中で、先ほどの答弁の中で、これから新しいアプリが開発されて出てくるというようなことではありますが、まだ来年度ということなんですが、具体的に聞いちゃっていいのかわからないんですけども、お答えできる範囲で、どこまで行けるかということでもお願ひしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 先ほど町長のほうから答弁がありましたとおり、来年度中には導入したいということで現在、検討しているところでございまして、現在、検討している内容では、先ほどもちょっと町長からも具体的な出ささせていただきましたが、いわゆる告知性の高さ、それから速報性という利点を活用いたしまして、町のイベントの開催情報であるとか、それから延期、中止、それからあと説明会であるとか、あとは行方不明者であるとか防災行政無線でやりますけれども、そちらのそうした情報等を皆様のほうにお知らせしていきたいと、身近な情報をお知らせしていきたいというふうに今、考えているところでございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 内容はお伺いしました。日程的なものと、あと当然、委託とかどこかでもつくってもらおうようなことであるかと思いますが、そうした経費的な面にも説明をいただければありがたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 現在、まだ当初予算のほうは確定しておりませんで、金額的、それから日程についてもまだ現段階では明確な時期というのはちょっと、また金額も申し上げられるところではございませんが、極力アプリ等で低価で幅広い情報、あくまでもこちらから情報発信をするということですので、相互のやりとりというのは今回、そこまで今、含めておりませんので、そうしたことで費用対効果を考慮しながら、来年度に向けて今、進めているところでございますので、その点、ちょっと御理解いただければと思います。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 了解です。

新しいアプリができるということで、新しい情報としていただきましたので、本当にありがたいと思います。

そうした中で、先ほどの2番にも関連してくるかなとも思うんですが、情報漏えいであるとかそういった面で、非常にインターネットを使うとそういった面が心配だよというようなお話も答弁の中でございました。

そうした中で、職員に限らず我々もそうなんですが、情報漏えいとかそういった問題にはいろいろ気を使うわけでありますが、この町の中で、町の中とか職員さんの中で、そうしたものに関してルールとか、そういったガイドラインとか、そういったものが設置されているところも、浜松市なんか非常にそういったことに関して、個人的に職員がやるSNS等に関してガイドラインをつくってある程度のことをされているようなんですが、そういったことというのは当町ではあるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 当町におきましても、吉田町情報セキュリティの基本方針、それから実施の対策基準等も制定されておりますし、またネットワークも、実際に今、職員が使っていますネットワークの運用要領も全て整えてございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

わかりました。その中で、大丈夫だよということであればそれで結構でございます。

今回、ICTと、非常にICTというと広がってしまって、何でもかんでも今、ICT、ICTというような形になってきておるわけですが、そういう中で、もちろん紙媒体のものも必要であるというのはもう十分理解しております。

そういう中で、ICTを使った町づくりとか、そういったものも今後、出てくるのかなど。実際、アプリのほうもつくっていただけるということでもありますので、高齢者の方にもそういったものの扱い方というものをだんだん説明して、使っていただけるようなことも必要かなとは思いますが、そういった点について、PR及びその拡散の仕方ということは何か考えておられるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 現時点では、今、導入の方向で話を進めている状況でございますので、その中でPR方法についても一番の。ただ、実際に先ほどのアプリが入れた、仮に入れたとしましても、それを今度使いこなす、使うとかそういったことも当然必要になっていきますし、そこをいかにその登録をたくさん増やすかというところがやはり課題となってくるというふうに思います。

現時点もその段階も、そのPRも含めて今、検討しているところでございますので、ただこれまでに、ただ単に紙ベースでこうありますというのではなくて、例えば積極的に説明会等も交えながらとか、そうした中でこうしたPR、使い方も含めてPRしていきたいと。そうした中に高齢者の方もあり、また子育ての方もいらっしゃるし、そうした多様な方法を考えたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 了解しました。ぜひ上手にを使って、また町民の方も使いやすいようなアプリを開発していただければありがたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 以上で、9番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、13名です。

---

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

10番、藤田和寿君。

〔10番 藤田和寿君登壇〕

○10番（藤田和寿君） こんにちは、藤田和寿でございます。

静岡新聞の11月28日の朝刊を今、手元に持っておりますけれども、この社説の中に、自治体のBCP策定急げ、万全の備えをとという記事がございました。折しも、私が21日に提出しました一般質問の通告の内容と同じ内容であったため、町の御答弁を大変期待しているところでございます。

それでは、さきに通告したとおり、業務継続計画、BCP策定について一般質問を行います。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、災害対応対策の司令塔となるべき自治体の職員や庁舎自体が被災するなど、これまでの想定を超えた広域大規模災害が発生しました。行政機能の喪失、低下などにより、被災地住民は行政サービスを受けられないなどが起きていました。

また、本年4月14日、16日に発生した熊本地震は、最大の震度7クラスの大地震が続き、人吉市、宇土市、八代市、大津町、益城町の5市町の庁舎が使えない事態となり、役場機能を移転し住民サービスを提供していました。

そして、10月21日には鳥取県中部地震が起きるなど、日本列島で地震が頻発している状況でございます。

そうした中、内閣府防災担当では、平成26年に有識者による地方公共団体の業務継続の手引改定に関する検討会において、地方公共団体がより業務継続計画の策定に取り組みやすい内容になるよう手引の見直しを進め、あらかじめ策定していただいた事項をまとめた市町村のための業務継続計画作成ガイドを平成27年5月に策定し、市町村の業務継続体制の強化を促しております。

私は、大規模災害が発生した際、災害対応の主体として重要な役割を担う町が、災害時、人、物、情報などの制約があっても継続しなければならない多数の業務を的確に行うために業務継続計画を策定し、業務の継続性を確保することが必要であると考えております。

そこで、以下、町の考えをお伺いいたします。

1、防災計画にやるべきことは書かれておりますが、各種の災害対応マニュアルにおいて、どのようにやるかを明確にしていますか。

2、被災自治体が災害時に業務実行できない例として、庁舎、設備、人員の準備不足、庁内全体の災害対応業務への当事者意識不足、災害時の業務の優先順位の不明確さ、訓練、マニュアルなどが抽象的などの課題が紹介されております。それらの課題に対し、どのような準備を行っていますか。

3、災害時において業務継続のためには、業務を行う人員が求められています。そこで、職員の安全確保、生活、安否確認などについてはどのように行う予定ですか。

4、一般社団法人日本防火・危機管理促進協会の地方自治体における災害時BCP作成に関する調査結果によりますと、策定で最も苦勞した点として、全庁的な理解を得ること、前提とする災害状況の設定、非常時優先業務の選定における庁内調整、資源確保策の検討が困難などが挙げられております。BCPの策定に向けた我が町の取り組みはどのような状況ですか。また課題がありますか。

以上について、御答弁をお願いいたします。

なお、本日、参考資料といたしまして、先ほど通告した内容にもございましたBCP、業務継続計画についての詳細な説明、内閣府から出ている説明が1ページから3ページ。3ページには策定する要素ということで6目のことが書かれております。

また、平成27年度12月1日現在の県内の業務継続計画策定状況調査結果もつけてございます。下から2段目が吉田町でございます。

また、実際に現地に行ったときの状況の写真、2カ月後でございますけれども、6月25日の写真、行ってきました益城町の様子もつけてありますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 業務継続計画、BCP策定についての御質問のうち、1点目の地域防災計画にやるべきことは書かれていますが、各種の災害対応マニュアルにおいてどのようにやるかを明確にしていますかについてお答えいたします。

吉田町地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、町が災害に対処するために策定している基本的かつ総合的な計画でございます。

地域防災計画では、平常時に防災知識の普及や各種防災資機材の整備を初めとする災害予防対策、災害発生時においては避難救出、物資の供給、応急仮設住宅の建設を初めとする災害応急対策、そして災害発生後においては被害を受けた施設の復興や生活再建支援を含む災害復旧・復興について、それぞれのフェーズごとに対応すべき業務を明記しております。

また、地域防災計画を補完するものとして、それぞれの対応業務をさらに具体化するために、職員動員の配備基準や配備態勢を定めた初動活動に関するマニュアル、避難勧告等の判

断と伝達に関するマニュアル、医療救護活動の実施方法に関するマニュアル、遺体収容所の開設、運営などの遺体措置に関するマニュアル、町内の家屋被害状況調査の実施方法に関するマニュアル、災害時の広報の内容などについて定めた災害時の放送に関するマニュアル等を作成しております。

こうした災害対応マニュアルは、災害対応業務を円滑に実施することを目的として作成しているものであり、業務内容や業務の実施方法について具体的に明示をしております。

次に、2点目の被災自治体が災害時に業務実行できていない例として、庁舎、設備、人員の準備不足、庁内全体での災害対応業務への当事者意識不足、災害時の業務の優先順位の不明確さ、訓練、マニュアルなどが抽象的などの課題が紹介されています。それらの課題に対し、どのような準備を行っていますかについてお答えします。

まず、庁舎、設備、人員の準備不足という課題に対する備えについてお答えします。

吉田町役場の庁舎は耐震基準を満たした建物であり、停電の際にも業務の継続が可能となるよう、非常用発電機の整備はもちろん、防災行政無線や各地区本部が保管しております各種の防災資機材などの整備につきましても、保守点検や取り扱い訓練を実施しているところでございます。

また、大規模災害時において、人員や物資に不足が生じた場合に備え、他の自治体や複数の企業と災害時支援協定を締結しており、災害が起こった際も通常業務及び災害時業務を滞りなく実行していく準備を万全に整えているところでございます。

次に、庁内全体での災害対応業務への当事者意識不足という課題に対する準備についてお答えします。

御承知のとおり、私を初め職員は町民の皆様の奉仕者であり、災害が発生した際におきましても直ちに参集し、災害対応業務に当たるという意識を全員が持ち合わせていることは当然のことでございます。

また、当事者意識のさらなる醸成のため、町では各種の災害対応マニュアルに基づき、実効性のある訓練を実施しております。直近の例を申し上げますと、今回の地域防災訓練では、吉田中学校体育館におきまして医師会、歯科医師会、薬剤師会及び榛原総合病院の御協力のもと、医療救護計画に基づき負傷者の受け付け、トリアージ、応急救護、救護病院までの救急搬送の流れを確認する医療救護訓練を実施したところでございます。

続きまして、御質問内容のうち、災害時の業務の優先順位の不明確さについてでございますが、災害発生時には、当然災害対応業務を優先するものでございます。通常業務におきまして優先度の高い業務の継続につきましても、今後、業務継続計画を策定する過程において精度を高めてまいります。

最後に、訓練、マニュアルなどが抽象的という課題に対する準備についてお答えいたします。

1点目の質問に対する回答の際に述べましたとおり、災害対応マニュアルは、業務内容や業務の実施方法を具体的に記載しております。

また、こちらもさきに述べましたとおり、町は災害対応マニュアルに基づいて実効性のある訓練を行っておりますが、訓練を行う中で課題が生じた場合には災害対応マニュアルを改め、常に実情に合ったマニュアルとなるよう修正しております。

次に、3点目の災害時において、業務継続のためには、業務を行う人員が求められます。



そこで、職員の安全確保、生活、安否確認などについてはどのように行う予定ですかについてお答えします。

各職員は、災害発生時はみずからの身を守り、その後に参集することになりますが、具体的な職員の配備体制とその基準及び動員につきましては、吉田町地域防災計画及び災害時等の初動活動マニュアルに定めているところでございます。

災害対策本部の設置が必要となる大規模災害発生時を例に挙げますと、町はこれらに基づき、本部及び15の部から構成される吉田町災害対策本部を設置し、災害対応に当たることとなります。

勤務時間中であれば、庁内放送及び電話により各職員に動員指示が行われ、直ちに災害対策本部が設置されます。また勤務時間外は、あらかじめ定めてある連絡網に沿って動員指示が行われるとともに、各職員が状況を判断し、配備場所に参集いたします。

各職員は参集後、要員を報告し安否確認を行うとともに、各部で連絡を密にとり合い、みずからの所在を明らかとすることとしており、この連携をより確実なものとするため、人事異動により災害対策本部の改編が行われる毎年度4月には、職員参集訓練を行っているところでございます。

最後に、4点目の一般財団法人日本防災・危機管理促進協会の地方自治体における震災時BCP作成に関する調査結果によると、策定で最も苦勞した点として、全庁的な理解を得ること、前提とする災害状況の設定、非常時優先業務の選定における庁内調整、資源確保策の検討が困難などが挙げられています。BCPの策定に向けた我が町の取り組みはどのような状況ですか。また課題がありますかについてお答えします。

内閣府が策定したガイドラインである市町村のための業務継続計画作成ガイドによりますと、業務継続計画を策定する上で、首長不在時の代行順位と職員の参集体制、代替庁舎の指定、非常用電源、水、食料等の備蓄、通信手段の確保、行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理の6項目の設定が重要要素とされております。

当町におきましては、内閣府のガイドラインに従い、これら6項目について、既に定まっているものも含めさらに内容を充実させるための作業を行っているところでございまして、業務継続計画の内容としましては、第1章を総則とし、計画の目的や位置づけ、基本方針を示し、第2章では被害状況の想定、第3章は業務継続における課題と対策、第4章は非常時優先業務の検討とし、第5章では今後の取り組み方針を示した計画として、本年度中の策定を目指しているところでございます。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） それでは、再質問をさせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

今、御答弁いただいた中で、業務継続計画、BCPにつきましては本年度中の策定を目指しているということで御答弁いただきまして、今、作業中であるということでもありますので、今12月でありますので、あと3カ月間でございますので、ある程度の方向性は見えていると思われまして、それについても聞いていきたいなと思います。

実際、本日お配りしました参考資料のところにも書かれているんですけども、内閣府としては、こういった作業をしても、丸二つ目の一番下なんですけれども、業務継続計画をど

のような文書体系にするかは各市町村の実情に合わせればよく、必ずしも独立した計画書でなくてもいいということで、必ずつくれということには言っているわけではないんですけども、やはり先ほどお話ししたとおり、つくる過程においてそれぞれのモチベーションを上げて、しっかりとしたことを実際に備えるということが必要ではないかなと思います。

そうした中で、やっぱり考え方として、実際に遭って御苦労された職員の方々がいらっしゃると思われるものですから、そういった言葉、先ほどの同僚議員の一般質問の中でもございましたけれども、実際に被災したところに応援に行ったときに、いろんな情報を聞いてきたと思われるんですけども、そういったものはどのような形で原課として把握して、この今回のBCPの計画を立てるに当たって反映されているかなど、その辺の土台となるベースの部分、実際の業務を遂行するに当たっての苦労話とか、そういうのを調査されていると思うものですから、ちょっと紹介していただけますでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 今回、熊本地震があった際に、うちの職員も現地に県と一緒に支援に行ったというところでございます。

そんな中で、当初、早い段階で職員も行ったという中で、向こうで行った業務というのが罹災証明の発行に係る業務というところも手伝ってきました。時間がたつにつれて避難所の運営に関してもそこまで手を伸ばしてやってきていただいたというところもございまして、向こうの現地では、藤田議員も御承知で御説明もいただいたというところもございまして、庁舎のほうはやはり使えなくなったというようなところで、別の場所で業務を行ったという市町もございます。

そういったところも含めて、職員のそういった経験、それから、それこそ内閣府から出ているような資料の中に、それぞれの全国的な各自治体がBCPをつくられた職員の苦労話とか、そういったところも紹介されているところもございまして、そうしたのも含めて、私どものBCPの策定に向けた一つの目安として、そういったものも参考にしながら策定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

今、そういった先進地事例、実際の応援、災害応援された方々の声を聞きながらやっていくということでもあります。

実際に、庁舎がもう耐震性が劣っているということに比べますと、うちの町は非常用発電もありますし、免震ではありませんけれども十分クリアな形になっていると思うんですけども、そういったところで業務をやっていくときに、実際に建物は丈夫でありまして、移動、こうやって地震が来ますと、津波はまた別の問題とあれですけども、地震として捉えたときに、机とかパソコンとか書庫とかそういったものの固定というものがされていないと、実際、その復旧だけに時間がかかってくるという形があると思います。

これは実際にBCPをつくるのに当たってベースになるものだと思いますけれども、先ほど御答弁でいただきました災害対応マニュアルのほうにそういったものも明確になっていると思うんですけども、今、その辺のところはもうクリアされているということで、先ほど万全であるというような、人員に関しては万全であるということなんですけれども、そういった人員が来ても、実際に作業ができないとなると困りますので、そういった庁舎の機能確保

的なものとしてはどういった状況で、今後、どのような方向を目指していくのか、考えられているところがありましたら御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 例えば各フロアにある書庫であるとか、そういったものについては固定をしております。それから、重要な情報、防災情報もいただくような無線設備の部屋につきましても、耐震といますか、対策を施してあるというところであります。

ただ、もう一度、こうしたBCPも策定する過程の中で再点検をして、万全な体制をとっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 冒頭、私は今回質問するに当たって、つくっていない、あるということじゃなくて、やはりその途中経過においていかにして吉田町の役場がまとまって、非常に向かって進んでいくかということが重要だと考えて質問しておりますので、そういったところで考えたときに、物に関しましては再点検を含めてもう一度やられるということになります。

こういったものは、担当課だけがやってもなかなか難しいものだと思います。限られた人材の中で200名の職員、非常勤、臨時の方々を入れれば相当の人数の方々がいらっしゃるわけで、そういった人たちの一人一人の意識というのが積み重なっていくことが必要だと考えるわけでありまして、この策定に当りまして、行政改革なんかだと推進本部というものを設けまして、課長クラスの会議でそういったものについてある程度すり合わせしながらやっていくと思われるんですけれども、今、町はあと3カ月で策定するということになりますと、そういったものはもうある程度済んでいて、実務のほうに今、入っている段階になっているんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

現在、作業を進めているBCPに関しましては、まず地震対策編というふうに位置づけをさせていただきまして、防災課主導で策定を進めているというところでございます。

今回のBCP地震対策編につきましては、想定する被害につきましても、今、南海トラフの巨大地震のレベル2の被害ということではなくて、まず例えば災害救助法には適用されない程度の、例えば震度5弱くらいのときに被害があった場合にどんなものか、こういった災害時の優先業務が必要なのかというところを洗い出しながら、まずはそこから始めて、そこからだんだん広げていききたいというふうに考えておまして、まず今年度策定するものに関しては、そうした方向で各課とちょっと連携をとりながら策定をしていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしますと、先行して防災課がその地震、震度5クラスの地震を想定してある程度のBCP計画をつくり、それを来年度以降、今年度中に策定して来年度以降、ある程度各課の調整をしながらもう少しレベルアップしていくという考え方の持っていく方をするといったこ

とですね。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） はい、基本的にはそういうふうを考えておりまして、今年度策定するBCPにつきましても、防災課が主導するというものではありませんが、優先業務につきましても、各課に照会をしていきながら各課と一緒につくっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） ぜひともそういったところをお願いしたいと思いますが、実際にどういった地震を想定するかということもあるんですけども、先ほど御答弁いただいた中に、直ちに全員参集するという形で、さきの12月に行いました地域防災訓練の中においてもそういった形でやられたということですけども、実際起こってしまったときにやはり、そのそれぞれの地震によってイメージというんですか、そのイメージがしっかり明確になっていないとなかなか難しいと思われるんですけども、参集する職員のそれぞれの状態というのが、皆さん、吉田町内に住んでいる方もいらっしゃるだろうし、他市町に住まわれている方もいらっしゃるというところで、その状況、例えばご家族がけがをされたりした場合にはなかなか困難になるだろうし、また昼間とか起きたときに、ご家族がいる場合にはそのそれぞれの、高齢者の方がいて福祉施設にいるとか、お子様が学校にいるとかいったときに、そのケアが必要になってくる職員もいるだろうし、そういったところの判断基準というのはそれぞれの職員、そのマニュアルの中で指針というものが示されていて、それぞれの独自の判断で参集してくると。

しっかりと自分のこともできて、仕事に専念できるときになって集まるのか、とにかく集まると、その辺のところはどういう形で今、災害対応マニュアルはなっているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 職員の参集体制の件でございますが、先ほども御答弁にあったように、町としましては、災害が発生した際に職員の配備基準、それから配備体制、さらには配備内容という形で初動活動マニュアルというものを整備しておりまして、その基準に基づいて職員が参集をするという形になります。

ただ、今、このマニュアルにおきましては、とりあえずこうした基準に基づいて全職員が、場合によっては全職員ではなくなりますが、一部職員であるとか事象によって集まる要員も決めてありますが、そうした要員、参集する要員につきましては、それぞれ全て参集するという形で考えてございます。

ただ、今、議員おっしゃられるような、例えば自宅でご家族が被災されてけがをされて、それから参集途中に何かあったというような細かい指針につきましては特にこのマニュアルでは定めてございませんけれども、今後、BCPの策定の中で、そうしたことも含めて検討していかなければならないということは認識をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 細かいケースというのは想定すればきりがありませんけれども、や

はり基本的な考え方、吉田町の職員であるというところの、公の職員という形での指針というのはそれぞれ教育されていると思いますので、その中で判断していただければ、間違っている、普通の行動をしていただければ万全だとは思いますが、そういったときに、さっき罹災証明等発行の業務が喫緊な課題であるというところで考えたときに、やはりその発行窓口となるところは税務課になるんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 課で言いますと、福祉課サイドになります。以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 福祉課がそういった対応をされるということになりますと、福祉課も非常に分野が広いということで、高齢者の方々も含めまして範疇が非常に、こういった非常時においては仕事が大分集まってくると思うんですけども、そうなってくると、先ほど御答弁にもあったんですけども、人事異動をされたときには4月の頭にそういったところの教育もされているということで、やはり多機能職員じゃないんですけども、いろんなことである程度オールマイティーな職員のためには、ある程度JRというんですか、人事異動、いろんな仕事を経験させていただくということだと思いますけれども、その福祉課職員の経験者等を含めて、今の想定でしっかりとした形での罹災証明等が果たせるようなご経験を積んだ方々がそれぞれの課にまた分散されていると思われるものですから、そういった履歴とか、この30人のうち10人ぐらいが来なかった分の補充にする優先順位、じゃあなたはあっちに行きなさいよというところのところまでもしっかりと形づくり込んでいくんですか。そういったものはわかっているんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 罹災証明の発行担当部署などについてですが、例えば先ほど申しあげました熊本地震への派遣をした職員、こういった職員に罹災証明を発行する部署に対しまして、こうした課題があったとかこうしてやってきたよというような話もさせていただきます。

また、被害調査の担当をする税務課の職員につきましても、県で行われるような研修会に参加をしていただいたり、そういったところで知識を深めていただいているというようなところでございます。

また、人的なことにつきましても、例えば県の行政書士会と協定を結ばせていただいて、被災者の支援の協力をしていただくと。こうした罹災証明の発行にも人的協力をしていただくというような支援協定も結ばせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 人員に、やはり実際には人の問題が一番ネックになってくるだろうと思われましても、そういった形でさまざまな団体、民間も含めました形での団体との連携もされているということでもありますので、それを今後においてこのBCPの中に落とし込みをしていくということであると思います。

災害対応マニュアル、先ほど御答弁あって、そういったところでありまして、一応訓練をされているということでもありますけれども、改定なんかはそういったものは全て改定、11改

定とかそういった形で改定版で、少しずつどんどんいいような形に防災マニュアルをされていると思うんですけども、その最終的なものがBCPのようにしっかりとまとめられてくると思われますけれども、そういった改定業務というのは行われておりますか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 今、策定をしているBCPのほかに、それぞれ地域防災計画を補完するそれぞれの対応マニュアルも策定をしているというところでございます、町長の答弁でもありましたとおり、救護マニュアル、そうしたものも、そういったものに基づいた訓練を実施して、訓練で出た課題をまたマニュアルに反映していくというような作業をそれぞれ行っているというところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 今後、このBCPを策定したときには、ある程度こういったものやるとするのは町民に対して示される予定でしょうか。それとも策定しましたよというところで終わるのか、それについてどのような、今後の予定はなっているでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） このBCPが策定されれば、今年度はまだ小規模といたしますか、スタートラインというところで考えておりますけれども、もちろん防災会議とかそういったところでも報告事項の案件の一つであるとは考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そうしますと、昨年かな、防災会議という形で条例を策定しましたよね。そういったところのその防災会議の出席者に説明するというので、あえてそういったもので町民の方々にお示しするということはないということですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 地域防災計画であるとかそういったものももちろんでございますが、町のホームページで載せるようなこともちょっと検討をしていきたいというふうには思っておりますけれども、そこが、載せるだけの精度を持ったものかということも含めまして検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） これは精度を上げてつくろうとすれば相当あれだと思いますけれども、やはり先ほど私が言ったように、やはりこれは全職員がこの意識を持ってやらないとまずいと思われま。

何で今回、こういった一般質問を、防災先進地であるうちの町として、ハード的なものはある程度はもうどんどん進んでいるんですけども、物に頼るのではなくて、やはりそこをしっかりとクリアしていくということには、やはり職員の皆様方のしっかりとした職務遂行によって担保されると考えておまして、防災課1課でやるのではなくて、それぞれのところが連携して、すばらしいものをそれぞれのところでやはり想定をされて考えていただきたいなということがございまして、今回、質問させていただきました。

突っ込んだというか具体的なことも用意していたんですけども、それを聞いたところで

どうかなというところもありますので、そういった意識を持って今後、本年度末に策定され、来年度以降も改定もどんどんやっていくよというお話でありますので、そういった形で進めたいと思いますので、本日、大変短いですが、一般質問を終了したいと思います。

- 議長（大塚邦子君） 以上で、10番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。  
ここで、暫時休憩とします。  
再開は1時とします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 零時59分

- 議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は13名です。

---

◇ 大 石 巖 君

- 議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。  
3番、大石 巖君。

〔3番 大石 巖君登壇〕

- 3番（大石 巖君） 3番、大石 巖でございます。

私は、さきに通告をいたしました介護保険サービスの低下を招かないための施策について、町の考えを質問いたします。

2014年に成立をしました医療・介護一体改革の法律に基づいて、介護保険制度の改革が昨年からはじめました。この改革によりまして、介護予防・日常生活支援総合事業、以下、総合事業と略しますが、吉田町では来年4月からスタートすることというふうになっております。

介護保険法の要支援1、2の認定の方たちの訪問介護、通所介護のサービスが介護給付から外され、町の総合事業となり、サービスの基準、内容、単価、利用料などが各自治体によって異なってくるのが予想されます。介護、福祉のサービスが低下をしないか、切り捨てとしないか、以下の点について質問をいたします。

- 1、総合事業に移行するための体制や制度設計はできているのでしょうか。
- 2、自治体によってサービス内容が異なってくるのが予想されますが、吉田町のサービスが他の市町より低下しないための施策はどうでしょうか。
- 3、窓口での基本チェックリストによって、要介護、要支援の認定申請を抑制するということにならないでしょうか。

以上、御答弁のほどよろしく願いいたします。

- 議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。  
町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 介護保険サービスの低下を招かないための施策についてお答えいたします。

初めに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業について御説明申し上げます。

新しい総合事業は、町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画をし多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを旨とするものでございます。

また、従来、予防給付として要支援者へのサービスを提供しておりました介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、全国一律のサービスから地域の実情に応じて実施する新しい総合事業へ移行となり、町がサービス単価や自己負担額の決定、サービス実施主体の指定もしくは委託、利用者の給付管理、介護予防ケアマネジメントの導入などを実施することとなりますので、現在、移行のためのさまざまな事務処理や体制整備に取り組んでおります。

それでは、1点目の総合事業に移行するための体制や制度設計はできているかについてお答えします。

新しい総合事業の基本的な枠組みは、国の地域支援事業実施要綱及び介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン等で示されており、町はサービスの基準、単価といった詳細な仕様を決定することとなっておりますことから、平成28年3月に町内の介護サービス事業所を対象に、従来のサービスより緩和された基準によるサービスを提供することについての意向をお聞きしてまいりました。

また、国の示したサービスの類型は、現行の訪問介護相当、通所介護相当と、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスや住民主体による支援、保健、医療の専門職が短期集中で行うサービス、いわゆる多様なサービスと大きく二つに区分され、サービスの提供主体であります事業者のサービス単価は、どちらも現行の予防給付を上限とすることと定められております。そのため、当町におきましても、現行のサービスを利用されている方が、平成29年4月以降も訪問介護及び通所介護事業者からこれまでと同様の利用者負担で継続してサービスが提供されるよう、同額のサービス単価にする方向で検討しております。

この新しい総合事業のサービスを利用できる方は、平成29年4月以降に新規、区分変更、更新により要支援認定を受けた方と、これまで二次予防事業対象者の把握に活用していた基本チェックリストを用い、事業対象者と判断された方であります。

基本チェックリストは、階段を手すりや壁を伝わらずに上ることができるかなど25の質問により生活機能の低下を判断する全国共通のチェック項目となっております。この基本チェックリストに基づく判定により生活機能の低下が認められた場合は、必ずしも介護認定を受けなくても、デイサービスやヘルパーといった通所型、訪問型サービスも利用することが可能となりますことから、利用対象者の拡大や迅速なサービス提供につながるものと考えております。

当町で要支援認定を受けている方は、平成28年10月末現在で255人でありますが、この要支援認定者が平成29年4月に一斉に新しい総合事業に移行するのではなく、認定期間が満了する際、順次、要介護認定の判定を実施し、1年をかけて全員が新しい総合事業へと移行することとなります。



厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、介護が必要となった原因のうち、要支援者では関節疾患が20.7%、高齢による衰弱が15.4%、骨折や転倒が14.6%と運動器の機能低下に関係するものが全体の5割を占めております。

このようなことから、平成27年度に作成いたしました介護予防体操のSUN・サン体操には、爪先立ちや片足立ちといった転倒予防につながる動作を取り入れて、運動器の機能向上を図ってまいりました。

新たな事業であります多様なサービスにつきましては、現在、二次予防事業として実施しております運動器の機能向上教室、口腔機能の向上教室、栄養改善教室を通所型サービスC、いわゆる短期集中予防サービスとして提供してまいります。

また、これまでも理学療法士等が講師を務め、3カ月間の短期集中プログラムを実施する運動器の機能向上教室を社会福祉協議会やコミュニティーケア吉田、はいなん吉田病院に委託し、身体機能の向上を図ってまいりました。これらの運動器の機能向上教室参加者の参加前と参加後を比較しますと、多くの方の身体機能に改善傾向が見られ、一定の効果が得られたものと認識をしております。

しかしながら、現在のサービス体制では、介護予防教室終了後の効果を継続しにくいという課題がございました。このため、新しい総合事業では、短期集中予防サービスをコミュニティーケア吉田、はいなん吉田病院の2会場で実施し、これまでどおり専門家の指導を受け、3カ月から最長6カ月のプログラムで自立支援につなげていきたいと考えております。また、社会福祉協議会に委託して実施しているパワーリハビリ教室は、今後、一般介護予防事業に位置づけ、短期集中予防サービスを終了した方々の運動器の機能を維持する受け皿として引き続き実施していく予定でございます。

今後、新しい総合事業についての周知方法といたしましては、広報よしだでお知らせするほか、要支援認定を受けている方については、認定の有効期間の終了する前に、地域包括支援センター及び担当ケアマネジャーから制度の変更点を個別に御説明いただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

また、今月22日に介護予防訪問介護、通所介護事業所、ケアマネジャーの属する居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどサービス事業所を対象に新しい総合事業の説明会を開催いたしまして、4月からの事業開始が円滑に行えるよう、周知を図ってまいります。

次に、2点目の自治体によってサービス内容が異なってくることが予想されるが、サービスの低下を招かないための施策はどうかについてお答えします。

現行の訪問介護相当、通所介護相当を実施するに当たり、国において、新しい総合事業への円滑な移行を目的とし、平成27年度末において介護予防訪問介護及び通所介護の指定を受けていた事業所は、新しい総合事業に係るみなし指定を受けたものとする規定が設けられております。

町内の介護保険サービス事業所は、平成29年度においては予防給付による指定と新しい総合事業によるみなし指定を受け、二つのサービスを提供することとなりますが、現在、介護サービスを提供している事業所は引き続き新しい総合事業に携わることから、利用者の皆様にとりましては、円滑に同様のサービスを受けることができます。

また、当町では、町内の介護保険サービス事業所に対しまして、毎月1回、研修を受けた介護相談員を派遣する事業を実施しております。介護相談員は、利用者の声を聞き、利用者

と行政、サービス事業所をつなぐ橋渡し役として問題解決への支援を行っていただいております。利用者は相談員が来ることを心待ちにしているとお聞きしております。予防給付から現行の訪問介護相当、通所介護相当にサービスが移行しましても、引き続き介護相談員を派遣することで現在のサービスを維持するよう、きめ細かな対応に努めてまいります。

次に、新たに導入するサービスの一つであります基準を緩和した多様なサービスでございますが、第5次吉田町総合計画前期基本計画で掲げております生活支援サービスと福祉事業の充実を実現するため、高齢者向けワンコインサービスの導入等を検討しております。

新しい総合事業では、訪問型サービスAに該当する緩和した基準によるサービスとして、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯に対して、現在ホームヘルパーが担っている訪問介護のうち身体介護を除く買い物、掃除、衣類の洗濯など軽度な日常生活の援助を安価で受けられるようなサービスを考えております。

このワンコインサービス事業は、一般社団法人吉田町シルバー人材センターへ委託する予定で現在、準備を進めておりますが、シルバー人材センターの事業拡大を初め会員増員への一助となるほか、高齢者の皆様が地域で安心して働き続けることで、高齢者自身の介護予防や健康維持につながるものと期待しております。

次に、3点目の基本チェックリストによって要介護、要支援認定申請を抑制することとしないかについてお答えします。

新しい総合事業では、心身の状況や希望するサービスによっては、要支援認定を受けることなく、基本チェックリストの確認のみでサービスの利用を開始することが可能となっております。

国では、基本チェックリストの実施機関として町と地域包括支援センターを想定しておりますが、対応者が誰であっても介護認定申請の必要性が判断できるよう介護相談チェック表を作成し、新しい総合事業の実施に伴う相談受け付けの体制整備を行っているところでございます。

今回の制度改正では、予防給付の訪問介護及び通所介護のみが新しい総合事業に移行し、通所リハビリテーション、福祉用具貸与等のサービスは引き続き予防給付としてサービスが提供されることとなります。このため、利用者が希望するサービスによっては要支援認定が必要となることから、相談受け付け時には、つえや車椅子等の福祉用具のレンタルを希望されているのか、デイサービスやヘルパー派遣を希望されているのかといったサービスの確認をしながら、適切な対応に努めてまいります。

また、新しい総合事業の開始に当たりましては、地域包括支援センターとこれまで以上に連携し、実施する必要があるとございます。現在、地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、主任介護支援相談員といった専門スタッフにより、高齢者の多様な総合相談に対しましても的確な支援がなされており、今後、新しい総合事業に移行した後も中心的な役割を担うこととなります。

町といたしましては、高齢者の皆様が要支援、要介護状態にならないよう介護予防に努めるとともに、要介護状態になるおそれのある高齢者並びに要支援者に対し適切に新しい総合事業サービスを提供し、住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援してまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石でございます。

それでは、今、町の施策について詳しく説明をいただきました。

私は、町民の皆さんから、介護に対して今後いろいろ制度が変わってくるんじゃないか、それからもし自分がそうなった場合、家族がいた場合、やはり本当にサービスが充実しているのかどうか、そういう点での心配事といいますか、相談をたくさんいただいております。そういう観点から、ぜひ町民の皆さんにこの制度の中身についてまずよく知っていただきたいなというふうに思いまして、その点でもこういう場をおかりして、中身についてぜひ町民の皆さんが理解をいただくような説明をぜひお願いしたいなと思います。

介護保険制度、皆さん御承知なんですけど、40歳以上の方が保険料を払ってございまして、全国で約7,300万人が加入をしているというふうにも言われております。しかし、実際に利用できる人というのは、先ほどお話がありましたように、要支援、要介護の認定を受けた人、いわゆる介護保険証を持っている方ということになりますよね。この方たちが全国で約600万人ほどいるというお話です。

この中には、家族の方が要介護という状態になったために仕事を辞めざるを得ないというような、介護離職という言葉もありますし、そういう方が今は約10万人いるというふうにある雑誌では言われております。また、特別養護老人ホームへの入所待ちということで、これも全国で52万ほどいるというふうな数字も出ておりますし、介護難民という言葉も今、言われている状態です。

そうした中で、その介護事業所や施設で、この中では職員がなかなか集まらない、人手不足だということも今、続いているわけですので、そうした状況は、この吉田町の中でも例外ではないだろうというふうに思います。

先ほど255人という方の数字をいただきましたが、私も含めて2025年には高齢化率がピークに達するというような話がありますし、吉田町の場合、この2025年あと9年後、想定をされる要支援、要介護、そういうふうな人たちがどのくらいの人数になるのか、そういうふうな見込み的な数字があれば教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） ただいま議員がおっしゃられるように、2025年というところで、要支援、要介護になる方がどのくらい見込んでいるかというお話ですけれども、町では第7次吉田町高齢者保健福祉計画、第6期吉田町介護保険事業計画を策定してございまして、そのときの見込み人数が出ております。そして、2025年のときの見込み人数といたしましては、要支援、要介護認定者が1,223人、そのうち要支援認定者を331人になろうと推計しております。

以上です。

○3番（大石 巖君） 大勢の……

○議長（大塚邦子君） 発言の許可を求めてください。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） こうした認定者が大分増えるという状況の中で、やはりそうした施設整備、それからサービスの内容の点についてもこれからもっともっと充足、充実をしていく必要があるというふうに思いますが、厚生労働省のこの総合事業の中で、先ほど話がありま

したが、介護保険制度の中のサービスということで、財源的には構成は変わらないわけですよ。

それから、要するに形式が変わる、その制度の枠から外れるというようなことだというふうに理解をしておりますが、この介護保険制度スタート時、2000年、そのときに介護給付、それから予防給付というような枠組みでスタートしたと思うんですが、2006年に市町村が実施する事業ということで地域支援事業が始まったというふうに思います。そして、介護予防事業、それから地域包括支援センターの運営事業と、それから任意事業といろいろ事業が拡大をしてきました。

この介護保険制度の中でも、給付という言葉、医療保険もそうですが、受けた場合には給付という形になるわけですが、地域支援事業での事業という性格になりますと、これは給付ではない事業という形になるわけですよ。こうした給付とそれから事業との性格的な違いについて御説明をひとついただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 介護保険制度の中の事業でありますので、給付と地域支援事業というのは、あくまでも介護保険事業制度の中の事業として位置づけられているわけです。介護保険事業につきましてはどちらも、総合事業も介護保険制度に位置づけられて、国・県・町の交付金を受けて、あと1号、2号者の介護保険料を財源として事業を進めているので、介護給付とは余りそう変わっているところはないと思っております。

給付と事業の違いと言いますと、介護保険は給付が全国一律のサービスです。全国一律のサービスで制度の中で動いているものでございます。それに対して総合事業につきましては、現行の予防の訪問と介護が、通所が緩和の基準したサービスとか多様なサービスを実施することになるので、そこが事業というふうな形に変わってくるわけでございます。ですので、財源としては変わらないというところではありますけれども、その事業の違いはございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

申しわけありません。ちょっと抽象的な質問で申しわけなかったんですが、今、お話がありましたように、介護保険制度上での給付というのは、これは国の保険制度ですので全国一律の基準と、それからサービスももう決まっているんですよ。ですから、その認定者が受けるそうした給付については、一定のそうした基準があるものですから安心してそれは受けられるということなんですが、逆に言いますと、事業というふうになりますと、これはその事業主、この総合事業では各市町がその事業者というふうになりますが、事業者の判断でサービスの内容が変わってくるということになるんじゃないかなと思います。

この介護保険の給付と事業者のサービスと内容が多少違ってきても、これは事業者の判断ということになるわけですよ。ですから、ちょっとその介護保険制度から外れて総合事業になると、各市町の状況で変わってくるという心配が多々出てくるというふうな心配があるわけですが、そうした点でも、先ほど御答弁いただいたように、町は多様なサービスということでその点もフォローをしていくというふうに私は理解をするわけですが、やはりこれからの事業ですので、なかなか心配がつきまとうということで幾つか質問をさせてもらっているわけですが。

先ほどのお話ありましたように、来年の4月からスタートということにはなるわけですが、この制度、非常に中身的には大変難しい中身になっていると私は思います。資料の最初のところに介護サービスの利用の手続ということで、要介護1から要介護5、それから支援1、2、それから非該当というような区分けでサービス内容が書いてありますが、こうした表を見て、じゃこれからどうしようかというふうに思う人もそうたくさんはいないと思うんです。いざという、自分が、家族が直面をしたときにどうしたらいいんだろうということでこの制度の中身を勉強するという人も多んじゃないかなと思うんですが、そうした点では、先ほどのお話ありましたように、事業者への説明、それから認定者への説明等、もう少し幅広く、町民の皆さんが余り今、該当しなくても、制度の基本的な中身についてある程度理解をしていただくと、そうした目でそういうふうな介護の問題についても見ていただくというような幅広いやっぱり認識をもっと広める必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そういう点では、来年の4月からのスタートという、総合事業のスタートになるわけですが、町民に対する周知、そうした問題をもっと早めに広報なり説明をしたほうがいいんじゃないかなと私思いますし、昨年から実施している市町の様子を見ましても、実施の2カ月前とか1カ月前に事業者や、それからそうした認定者への説明というようなところも、ケースもあったわけですので、そうした点で、もう少し町民の全体に対する理解を広めるという意味で、広報なり説明をもう少しわかりやすくしていただけたらどうかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 新しい総合事業への理解を十分町民に知らせたほうがいいのではないかというお話だと思います。広く皆さんに理解していただくためには、もっと早めに広報するのではないかというふうなお話だと思いますけれども、新しい総合事業に移行するには、やはり中身といいますか、制度設計がすごく重要になってまいります。その中で、どのような単価で皆さんに御利用していただくのかとかサービスの内容、多様なサービスというところが非常に資源を開発していくのが大変難しい事業ではありますけれども、そういうところで決めていくのがなかなか時間がかかるというところではありますけれども、適切に広報はしていかなきゃいけないというふうには十分承知しております。

今後、広報よしだについてもお知らせしていきますし、あと今、要支援を受けている方については、当然2カ月前から更新の手続に入ることができますので、そういったときに、パンフレットもうちのほう、作成しますので、そういうものを入れながら書面にて更新手続をするときに、担当ケアマネジャーとかそういう方々の口からお知らせをしていただくとか、あと説明会も準備しようとしておりますので、そういうふうにご利用者が安心してサービスが使えるように周知していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 今、デイサービスなど利用されている方、大変ありがたいという感想をいただいておりますし、家族の方も非常に助かるということで、この今制度、非常にやっぱりいい内容だし、正直そういう点でも、もっと充実をしていきたいなと私自身も思っているわけですが、一方、そういう施設の介護職員の方が大変今、不足をしているということで、なかなか聞いてみると、重労働で腰を痛めるとか、それから肩が痛いとかそういうことで、

非常に大変な仕事だというふうなことも伺っております。

安定的に事業が遂行できる、それから安心して利用できるという施設、あるいは事業所をもっとやっぱり育成をしていく必要があるんじゃないかなと思いますが、町としてそういうふうな事業所に対する、施設に対する育成、あるいは援助というものはどういう形でできるのか、その点もひとつ伺いたいんですが、どうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） サービス事業所への援助ということだと思いますけれども、その前に介護職の不足というところがやっぱり問題となっております。そんな中で、援助となるかどうかはちょっとわかりませんが、住吉杉の子園が介護職の研修をやっていただいておりますので、そういうところで当方からは保健師のほうを派遣させていただいて講師を務めていただいたりとか、そういうできるところは支援していただいておりますので、そういうところで住吉杉の子園が介護職を増やしたいという思いを私たちが酌み取って支援していったという例がありますので、そういうところで手助けができるかなというふうに思っています。

安心して事業所が使えるかということになりますけれども、それにつきましてはやはりちゃんと県の指導も入っておりますし、認定されるのはみなし事業所でありますけれども、最初の認定は県が認定をしてくれておりますので、そういう指導も入っておりますので、そういうところで基準がちゃんと定められている中で事業所は事業を実施していただいていると思っております。

また、その中に、先ほども答弁の中で申し上げましたが、介護相談員が施設を回っておりますので、そういうところで気になったところについては私どものほうに報告も上げていただいておりますので、そういうところで皆様が安心して通える事業所になればと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） なかなか人材が集まらない、あるいは経営が苦しいといった事例が町外の施設からもいろいろお話を聞くわけですが、もしこれがもう深刻化した場合、休止とかあるいは閉鎖と、撤退というようなことが事業所で起こり得る可能性もあるわけですが、そうした場合、そうした事業所への具体的な経営に対する援助というものは、一つのラインは違うと思うんですね。町のほうからのそういうことは、財政的な援助というのはこれは難しいと思いますよね、事業所に対する。

ですが、やはり地域のそうした福祉、それから介護施設を維持していくというのは、町のそうした、町の事業としても大事な問題ですので、そうした事業所が健全な経営をしていくというのに対する町としての何かそうした援助的なものというのは何かありますか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 事業所への経営のための援助というのは今、考えてないんですけれども、策としては検討しておりませんが、その中でも、現行の訪問と通所がそのまま移行できるように、皆様を同じように同じ単価で同じ自己負担で利用できるようにということで、同額の同一基準で利用をさせていただくように町は決めていますので、そういうところで経営が大変にならないような単価基準、現行の単価基準を設定していきたいと思

っております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 先ほど、御答弁の中で厚労省の総合事業のガイドラインということでお話がありました。住民が参加をする多様なサービスということで、その中の仕組みとしては、老人クラブや自治会、それからボランティア、NPOなどそうした担い手を育成していくというようなことも、これからの生活支援というか介護予防の主体として位置づけるというような、そして厚労省のガイドラインに入っております。

専門家の人から、こうした地域のボランティア等を中心としたサービスという多様なサービスということになりますと、サービスの低下とか、それから専門性が低下するんじゃないとか、そうした危惧があるわけですが、そうしたサービスやその専門性を下げさせないような、そうした住民参加という形での受け皿というのはできるのでしょうか。また、そういう低下させないために、そうした住民が参加するための一つの教育なり、それから受け皿をしっかりといただくということでの町の何かそういうふうな考えがおありでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 多様なサービスのところの点で、不安を感じているというふうな御意見だと思うんですけども、住民主体による支援というところでは、主にボランティアさんがやってくれるような事業になるかと思っておりますけれども、現在でもその住民主体による事業を継続的に行っていただけるようにこちらも考えているわけですが、その中で、今、介護予防体操を非常に広く皆さんに使っていただいております、そのような方々が自主的な活動の場で予防に努めていただけるような場も広げていきたいなというふうに思っていますし、今、教育というふうに議員のほうから言われましたけれども、ボランティアさんを育成するための養成講座も開催しておりますので、そういうところでちゃんとボランティアとしての役割も身につけていただきたいと思っております。

そして、緩和したサービスとはいいいながらも、今まで介護をやってきた経験のある方も一緒に支援していただいきたいなというふうに思っておりますので、そのような形で事業が展開していくと思われま。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 先ほど、その介護保険の財政的な運営、これについては引き続き介護保険ということの中の範疇に入ってくると思っておりますが、先ほどの御答弁いただいた中に、この今度の総合事業の事業費について、上限があるというふうな説明をいただきました。私が調べた範囲ですと、この上限というのは事業開始の前年度の介護事業費の総額をベースにして、伸び率は75歳以上の高齢者の増加率によるというふうなことで理解をいたしました。

そうしますと、これからもっと介護予防の事業というのはもっともっと充実をしていく、先ほどもお話ありましたように、該当する人数も増えるということもありますが、内容的にももっと充実してほしいというふうな希望もあります。当然、費用も自然増的な費用の増加が見込まれるというふうに思いますが、こうした充実しようと思っても、その費用の伸び率が後期高齢者、75歳以上の伸び率に連動するということでは、事業費が頭打ちになるという状況が生まれるんじゃないかなと思います。

そうしますと、どうしても今のサービスよりも費用的に低いサービスに切りかえていかざ

るを得ないんじゃないかなと、財政的な面から。そうした心配が持たれるんですが、そうした財源の頭打ちという問題に対して、内容を充実させるという二つの矛盾点を私、感じるんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 財源の頭打ちということでおっしゃったかと思えますけれども、財源につきましては、29年度、30年度というところでどの程度の伸びが示してくるかというところをまだ試算ができておりませんが、大方現在、事業が行われているそのものが、大体試算したところによると、今ぐらいの上限でできるのではないかというふうには見ております。

その中で、国も個別判断を取り入れているような話は聞いておるわけですが、今、議員がおっしゃっていたように低いサービスを使ってというふうなことでございますけれども、やはりそのようなサービスが適しているのであればその方はそういうサービスを使っていたかなきゃいけないと思えますし、町といたしましても、そのこの上限が伸びていかないようにするには、やはり介護が必要とならないための介護予防を充実させていく必要があると思えます。介護予防体操をつくったのもその一つだと思っておりますので、そういったところで介護が必要にならない人を増やしていくというところで目標を設定していております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） これまで、そうした介護が必要ということの御家族がいる場合、窓口で相談に来られると。そういうときに介護認定の申請をすれば、そうした条件が合えばサービスが受けられますよという説明をしてきたと思うんです。

ところが、このサービスの利用の手続という資料の説明の中に、今、これからの新しい総合事業になりますと、一番下の黒くなっているサービス事業対象者というところがこれから加わってくるわけですね、総合。ずっと右に行きますと総合事業というように書いてありまして、訪問型サービス、通所型サービスも含めてかなりの部分がこの総合事業に加わってくるという説明になりますが、この総合事業というのは、これまでの地域支援事業という形がこの総合事業にかわってくるということになると思えます。

この厚労省のガイドラインでは、この資料の左の頭の上のところには第4、サービスの利用の流れというふうに書いてあるその下に、米印で小さく、明らかに要介護認定が必要な場合、予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合ということで窓口からそのまま要介護認定申請のほうに行っていると。これが従来の形だったと思うんですが、今度は一番下に行きますと、下の米印に行きますと、明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合等、こうした極端に下に、介護サービス事業対象者よりも外のところにいきなり行ってしまうような、こうした窓口の判断というのはかなり大きく左右してくるんじゃないかなと思います。

窓口の相談行けば、このチェックリストというもの、これが必要であるわけですが、この資料の次の裏を見ますと、基本チェックリストという中身がありまして、これは私の場合でも判断できるんですが、難しいものではありませんね。はい、いいえということで二者択一で、それでどのくらいあればどうだという点数も自己判断もできるわけですが、こうした窓口のこうしたチェックリストの判断で、要するに要介護認定の申請に行くのではなしに、そ



の下をチェックリストによってサービス事業対象者の方向、要するに総合事業のほうへ判断を回されるんじゃないかなという心配があります。

そうなりますと、これまでの要介護、要支援という認定申請、これが絞られてくるんじゃないかなと。そうしますと認定者が減って、総合事業対象者が増えると。そうすると、先ほどの事業費のほうも増えてくるということが予想をされるわけですが、窓口に来られる方というのは、やはり何かいい介護の方法はないのかなということでの相談も含めて来られる場合が多いわけですし、先ほどお話ありましたように、福祉用具とか入浴の介護とかそういうことも必要だということで説明をしていただくというお話がありましたが、窓口でこうした親切的な相談を受けて説明をしてくださればいいんですが、簡単なチェックリストだけで振り分けられると、そうした認定ではなしにサービスのほうに回されてしまうと。

それから、私は今度、認定の場合にはお医者さんの意見や、それからケアマネの聞き取り等、そうした丁寧な内容も含まれておりますけれども、そうしたことも含めて御家族がちゃんと納得いくような形で相談に応じるということも必要だと思うんですが、このチェックリストだけでそうした判断にするのか、それから町としてその相談を受けた、あるいはそうしたチェックリストで判断をした場合に、どういうふうにこの表から見ると右のほうに振り分ける場合、チェックリストだけではなしに、町としてどう対応するのか、その辺についてもひとつ伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 相談に来られて、窓口の判断によって左右されるのではないかなというふうな御意見だと思うんですけども、チェックリストは、先ほども申し上げましたように福祉課及び地域包括支援センターで実施するようになっております。その際、相談をじっくり、今でも介護申請したいというふうな相談が来られたときには窓口でじっくりお話を聞いて、どんなサービスが受けたいのかとかどんなサービスが適しているかというふうな御相談も受けております。しかも、地域包括支援センターのほうに参った場合には、適切な指導もしていただいておりますので、そういうところでは、単にチェックリストで振り分けるということは一切ないと思っております。

そして、御相談に来られたときに、ちゃんと窓口のほうでも介護相談用のチェック表を用意して、それに当てはまっているかどうかというところをちゃんと見きわめながら、チェックリストが適当であるのか、やはり介護申請をしていただいたほうがいいのかというところの判断をさせていただきます。ですので、受け付け体制というのも本当に重要になっておりますので、そのところにはちゃんと整えていきたいなというふうに思っています。相談者が利用するサービスをしっかり使えるようなものにしていかなければいけないと思っております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） なかなか介護で相談にそうした窓口に向うというのは、ふだん余りそういう経験がない人も多いものですから、いろいろ心配事が先に立ってしまうということで、やはり親切的な、丁寧な説明、そうしたケアも大事だからなと思います。

もう一つ、先ほどから同じような水準でこれからやっていきますよというお話は何回も伺っているわけですが、介護予防とか生活支援、そうしたしっかりやっていくという中でいわゆる町としての、施策の中での歯どめといいますか、町としてやっぱりこれ以上のサービ

スの低下はさせませんよ。あるいは皆さんが安心してこういう施策について十分な保障をしますよという、ちょっと言葉はおかしいんですが、そうした低下をさせないということをひとつ町の皆さん、町民の皆さんに安心してくださいというような、そういう何か言葉的な説明的なことは何かいただけるのでしょうか。ごめんなさい、抽象的で申しわけないです。

○議長（大塚邦子君） 福祉課長、久保田明美君。

○福祉課長（久保田明美君） 本当にサービスというところでは、皆さんご心配しているサービス低下というところはやはり思われているかと思えますけれども、住民主体のサービスを創出するにもやっぱり時間もかかりますので、そういうところでじっくり検討していく必要はあるかと思えます。そして、サービスの担い手となる事業所とか担い手となる方、そういう方も今までのように基準を緩和したサービスの中でしっかり担っていただきたいというふうに私どもは思っているわけでございます。

そんな中で、歯どめをかけるというところで、サービスの低下に歯どめかけるというのは、やはりそういうことがあってはならないことですので、高齢者が望むサービス、あるいは多様なサービスの中で一人一人が介護予防に意識を持ってしていただくのが一番だと思います。そして、サービスのかわりに居場所を地域にできるように今、努力しておりますので、そういうところで高齢者が引きこもりにならない対策とかそういうところもとりながら、町として考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

先ほどの回答の中にもありましたが、第5次吉田町の総合計画前期基本計画の中でも、2章のほうで誰もが健康で生き生きと暮らせる町づくりという項目がありまして、その中で介護保険制度の適正な運営ということで、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう、介護予防事業の充実や適正な介護保険サービスの提供が求められていますというふうに規定をされています。

そして、この前期基本計画の中では、4年後の姿として、住民が介護保険制度を正しく理解し、公平、公正なサービス利用や介護予防に取り組むことにより住みなれた地域で安定した生活ができ、適正な制度運営が確保されていますということで4年後の姿が目標ということで表現をされています。

これらをまとめますと、施策の方向性としては、介護保険サービス、介護予防事業の充実ということになると思います。吉田町がこうした町民の声を反映をさせていただいて、よりよい町になるということで皆さんは希望していますので、ぜひそうした点に沿った目標を達成できるように、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大塚邦子君） 以上で、3番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は14時5分とします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時03分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は13名です。

◇ 八 木 栄 君

○議長（大塚邦子君） 続きまして、11番、八木 栄君。  
〔11番 八木 栄君登壇〕

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

私は、平成28年12月の吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますように、町民に対するサービス向上について質問をいたします。

役場が行っている吉田町民に対するサービスは、町が行っている事業そのものであると思います。このような中で、今回、私は町民から町に寄せられた要望の対処ということで、身近な問題について質問いたします。

町民の方からの要望は、毎年多くのものが町に寄せられていることと思います。すぐに対処できるもの、多少の時間と予算がかかるもの、しっかりと計画、設計しなければならないものというように、その内容にもいろいろあると思います。こうした中で、以前に意見を言わせていただいたこともありますが、ある程度少額の予算で早急に対処できる要望は、何とか実現できないものかと思えます。

町は、地震津波防災に力を入れ、あしたにも起こるかもしれない災害から町民の生命、財産、企業の生産能力を守るための事業を行っています。これは当町に暮らす人たちにとって大切なことであり、必要なことであると理解をしています。

一方、当町に住んでいる人たちにおいて、毎日の暮らしの中で不都合を抱いたり、問題に感じたりするところがあり、これらのことが要望として上がってくるものと思えます。

要望にもいろいろな分野があると思いますが、土木事業に関する要望書によって出されたものを対象と考えます。

住んでよかったと言える町づくりのため、町民へのサービス向上へつながるよう、以下、質問いたします。

- 1、町民から出された要望書は、どのような手順を経て実施されていくのか。
- 2、1年間に出了された要望書に対して、対処できる割合はどれくらいか。
- 3、要望書に対処するための予算配分はどのようになされているのか。

以上、質問いたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。  
町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町民に対するサービス向上についてのうち、1点目の御質問でございます町民から出された要望書は、どのような手順を経て実施されていくのかについてお答えいたします。

御質問の要旨において、土木事業に関する要望書によってなされたものを対象と考えます

とのことでありますので、土木要望につきましてお答えいたします。

町に対する要望につきましては、要望書などの書面によるもののほか、担当課の窓口での依頼、電話やメールなどさまざまな方法で行われておりますが、土木要望につきましては、土木事業等要望箇所調書によるものが一般的な方法となっております。

それでは、各自治会を通じて行われる土木事業等要望箇所調書による書面での土木要望が、どのような手順を経て実施されていくのかにつきまして御説明いたします。

まず、住民の皆様から要望事項がありますと、土木事業等にかかわるものは、隣組の組長から町内会長を通じまして各自治会へ土木事業等要望箇所調書が提出されます。その後、各自治会におきまして内容を御確認いただいた後、総務課へ提出することによって町が要望を受理することとなります。

総務課では、各自治会から提出されました土木事業等要望箇所調書を受け付け、内容を確認した後、担当課へ要望箇所調書を配付し、対応を指示いたします。

担当課では、要望箇所調書を受理した後、実際に要望箇所の現場等を確認しまして、安全性や緊急度、効果等の視点をもとに対応を協議し、直ちに対応できるものについては対処いたしますが、予算措置や他の関係機関との調整が必要となるものにつきましては、必要な調整を行った後に対応することとなります。

なお、担当課では、要望箇所調書に対する対応の方向性などを記載した回答書を作成し、総務課経由で各自治会へ回答する手順となっております。各自治会では、町からの回答を受けて、町内会長を経由して隣組の組長へお知らせをし、最終的には要望されたご本人にお知らせいただくこととなっております。

これは、昨年6月の議会定例会における三輪美由紀議員による一般質問の土木要望等に対して処置するまでの手順はに対する答弁の中でも申し上げましたとおり、繰り返しとなりますが、町への土木要望は、個人的なものから地域に関係するものまで多岐にわたっており、その要望内容によっては不利益を受ける方が生じるおそれがございます。また、自治会を初め地域の皆様が知らないところで要望がなされますと、円滑なコミュニティ活動に支障を来すおそれもありますので、原則としまして各自治会を通じて要望書を提出いただくようお願いしているものでございます。

例えば、道路の新設、拡幅の要望などは用地など個人の財産に関係し、また地域住民の皆様にも深くかかわりがあるわけですが、地域での話し合いもなく、一個人や関係者の一部の意見で要望書が提出されることのないよう、これまでの町と各自治会とのかかわり合いの中で確立されてきた要望方法でございまして、町と各自治会とがそれぞれ窓口を一本化することにより責任の所在を明確化するとともに、地域の総意を受けた要望をそれぞれが共有するシステムとなっているわけでございます。

続きまして、2点目の1年間に出された要望書に対して、対処できる割合はどのくらいかについてお答えいたします。

まず初めに、平成27年度の1年間における要望実績を申し上げますと、町内の各自治会から総務課に提出された要望書は、合計で232件でございました。

提出された要望書を担当ごとに分類をしますと、都市建設課が最も多く191件、次に防災課が45件、その他6件の合計242件となります。各自治会から総務課に提出された要望書は232件でありますので、合計で10件の差がございますが、これは要望書によっては、複数の

課に関連する内容が含まれている要望書もありますことから生じているものでございます。

この中で、最も多くの要望書が提出された都市建設課に関するもののうち、要望に沿って対応できた割合につきまして、平成27年度実績をもとにお答えいたします。

都市建設課の集計によりますと、191件中148件、率にいたしますと約78%の要望に対し、対応を完了させております。

また、要望内容によりましては、地元の皆様や関係機関との調整が必要なものがあり、対応が難しい場合もございます。これらの場合にも、要望された方には対応の方向性をお知らせしており、全ての要望に対しまして回答をしております。

続きまして、3点目の要望書に対処するための予算配分はどのようになされているかについてお答えいたします。

町では、町民の皆様からの土木要望に対処するため、道路維持費、河川維持費、公園維持管理費などの予算で対応しておりますが、本年度からは、町民の皆様のご生活に身近なものである河川の草刈り、道路、公園の植栽管理などに早期対応するため、環境保全費においてマンパワーによる予算措置を行うなど、新たな試みも行っております。

町内の道や川の草刈りを例に申し上げますと、今までボランティアなど町内の環境美化に御協力いただいていた皆様が御高齢になられ、環境美化活動に取り組んでいただける機会が減少しているなど、環境維持活動に変化が生じていることは周知のことと存じます。これらの変化に対応する試みの一つとして、マンパワーによる予算措置を行ったわけでございますが、人員を確保することが難しい状況が続いております。

草刈りなど、地域の皆様に密着した土木要望により一層お答えするには、町の役割に加え、町民の皆様のご理解と御協力が大きな力となってまいります。

これらの状況を地域全体の問題として捉え、要望に対する満足度向上を目指し、自治会の皆様と調整を行いながら、官民一体となった有効な対策の実現に向け今後、取り組んでまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

では、再質問させていただきます。

何をすることも予算が必要ということで、それは納得しております。そういった中で、私はこういった第5次吉田町総合計画の中にも、住民本位の行政を推進するという中で、役場はサービス業の精神に基づき、お客様イコール住民の皆様が目線に立ち、住民の都合に合わせた行政サービスの提供に心がけ、住民に信頼され、喜ばれる役場づくりを目指しますということで、大変私もこれはいいなと思っております。

それで、最初、お話というか私、話させていただきましたが、役場がやっている事業そのものが、全て住民に対するサービスということで受け取られております。そういった中で、地震津波防災、かなり大きな事業をやっているということではありますが、私が今回、こうして要望のことを言いましたのは、どちらかというとかゆいところに手が届くといえますか、小さなことでも少しずつ町民の皆さんが気になっていることを、全部が全部できるとは言いませんが、少しでも片づけていただければ、毎年の要望も積み重なっていくのじゃなくて、ある程度こなしていった数が減っていくんじゃないかな、このように考えたからでござ

ございます。実際にそういうような話をするような方もおりましたし、するものですから。

ということで、いつだか私が、決算のときでしたっけ、町の決算をして、歳入歳出の差引額がかなり残って、それを塚本理事のほうで結局それは基金に回すよというようなお話があって、その中の少しでもいいから、小さな要望でお金が少しかからないものでいいですから少しでもそういうやれないかと言ったら、基金に回すようになっているものでというくらいの答弁をいただいた覚えがあります。

その後、細かいことをちょっと聞いてもないものですから、もしあれなら塚本理事のほうからその辺のこと。自分が、予算がなければそういうこともできないよという中で、この残ったお金をほとんど基金に回しているというような形であったものですから、その辺でちょっと説明がいただければと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 過去に議員のほうからそういう御質問をいただいて、答弁をさせていただいた記憶がございます。

そのときに、基金に回すことになっていますというような、そういう答弁はしなかったように思いますが、結果として基金に回すと、こういうことにはなりますけれども。町の予算というのは、年度当初に議会の議決をいただきまして、総計予算と申しまして、3月までかかるものを見込んで、それで予算措置をさせていただきます。そのほかに、年度途中で当初見込めなかった部分については補正予算という形で、年度当初で補正予算を議会にお認めをいただくと、こういうようなそういう中で事業を執行させていただいております。

今回、先ほど町長答弁の中で町長申し上げておりますが、この土木要望に対処するためには、特に道路維持費、それから河川維持費、公園維持管理費、こうしたところに箇所なしの、御要望があったようなところに優先的に予算執行ができるような、そういう予算措置ということも配慮いたしまして予算を執行させていただくわけでございますが、これが年度末の決算時期になってからは、お金がよそのところ、この費目以外のところで余ったからといってそのところにまたお金をつけて、3月、土壇場になって執行できるかということになりますと、執行ができないということになりますので、その場合には次年度予算で繰越金として残すか基金に積んで財政調整基金等で残すか、どちらかの方法になります。

繰越金で残すということになりますと、最終的には決算議会、9月になりますので、翌年度の9月まで行かないとなかなかちゃんとした予算措置はできないと。それよりは財政調整基金に積んで、3月の補正予算で積立金を予算措置させていただいて、翌年の当初予算から予算、財源として使えるというような、そういう予算措置を行うのが最も財源を効果的に運用する道であるというふうに、そういうようなお話をさせていただいたと思いますが、それでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） そこまで細かく説明していただいた覚えはありませんが、今の説明で十分理解できました。

それから今、先ほど私がお話しさせていただきました役場はサービス業、これは私もそう思うんですけれども、これ町長の持論とするところだと思います。

そういう中で、今回、私がこの要望を少しでも減らすことはどうですかと、予算をどうで

すかというようなことで質問をしているつもりですが、その町長の思うところの役場はサービス業と私のこの今、質問しました要望の対処、先ほど答弁の中ではある程度道路維持費、河川維持費、公園の維持費という形でそれを執行していきますよということで伺ったわけですが、その関連性といいますか、それを言われればそれで終わっちゃうかもしれませんが、町長の持論とする役場はサービス業であるということと、私のサービスの向上といいますか、この要望を少しでも町民に、要望を少しでもこなして行って、町民にサービスをしていってくださいと。今よりももう少しずつ、多少なりともやっていってくださいということの関連といいますか、その辺のことでちょっと伺いたいですけれども。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員はちょっと考え違いをされているじゃないですか。私が申し上げたのは、役場というものは町民お一人お一人、全体をですよね、町民に対するいわばサービスというものを基本的な存在価値とするいわば役所であると、こういうふうに答えているわけで、昔、議員がまだ最初の議員だったころ、2回目の議員だったんでしょかね、例えば単純な話、建設業者に対して99.何%で落札するような、そういう特定の人間たちに対していわばサービスするものではないということです。公平公正透明にあると。議員、昔そういう質問をされたことございませんよね、議会で。議員、今のような質問をされたことはございませんよね。議事録を見ればわかりますから。

それで、基本的に単純な話、この土木要望等に対して全て対処することが議員の皆様に対するサービス産業としての役場のあり方かと、これ違います。以前の、午前中の質問で副町長、答えておりますけれども、町が金があり余れば、何でもかんでも全部やれるでしょう。はっきり申し上げて。しかしながらそれはあり得ないことです。限られた資源をどのように配分するかというものは、最終的には私の権限であるわけでございますけれども、それは全部が全部のいわば要望を応えるという意味ではなくて、先ほど理事が答えたように、基本的に限られた資源を年度当初でそれなりに見積もって、いわば予算を組み立てて、その範囲内においていわばサービス、そういう意味です。おわかりでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 私、何もその要望に対して全て応えてと言っていることではございません。先ほど話したように少しでも、ある程度かかるお金が少ないものがあっても、少しずつできるだけ1年の間に数をこなしていってくれば、ここに暮らす町民の方たちが、毎日生活していく中でちょっと問題に思うところとか不都合に思うことをやっていってくればそれでいいなということで質問させていただいておりますので、何も全部やりなさいと言っていることではございません。

それで、先ほど町長が言われた質問、何かしたというのはちょっと覚えがないものですか、私、その都度自分が思ったことを質問しているものですから、答弁の中でいついつ答弁したよと言って何も答えてもらえないという記憶はすごい自分の中には心に残っているものでそれはありますけれども、それ以外に私がこういう質問に対しては、そういうことに対してのその都度その都度、自分で思っているものでちょっとわからないですけれども。

先ほど、三つの土木のことについては道路維持費、河川維持費、公園の維持費ということで、それを使って今以上に町民の要望に応じていくよというような答弁があったものですから、本来ならそういうことが聞ければ、私の質問はもう用がなくなっちゃうと思うんですけ

れども、そういう中で少しでも、先ほど予算、決算でのお金のことをお話ししましたが、当初の予算の中に要望をこなすだけの、こなすとは全部ではないですよ、少しでも今以上に要望をこなすだけの予算が、この先ほどお伺いした三つの維持費というものの中から捻出されて、皆様方に少しでもサービスの向上ができるという、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議員がおっしゃられた三つのいわば費目の中でどの点が問題となるか、具体的な数字を上げて言っていただけますか。

○11番（八木 栄君） 何ですか。

○町長（田村典彦君） 議員が今おっしゃられた三つの予算の費目の中で、一体全体どの部分が問題なのか数字を上げて言っていただけますかということです。

○11番（八木 栄君） 私は……

○議長（大塚邦子君） 発言。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） すみません。11番、八木です。

特別要望書の一つ一つ読んだわけじゃないものですから、どの辺が問題なのかというのはちょっと数字を上げてということではちょっとわかりませんが、比較的全体に、先ほどお話があった中では土木の要望で建設課に関することが多いよということで伺いました。

そういった中で、この建設課に係る道路の維持費、それから河川の維持費、そして公園の維持費、これらが次年度より執行をある程度上乗せできるような予算をつけてくれますよと今、答弁があったものですから、それならそれでいいことですねということを言ったわけです。別にどこかに問題があると私、言ったわけじゃないですよ。だもんで、そういうちょっと私の言ったことに対してちょっと変わったことを言われても私もわかりませんけれども。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、一般質問をされているわけですよ。

○11番（八木 栄君） そうです。

○町長（田村典彦君） そうですよね。問題がなければ一般質問やる必要ないじゃないでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） ですから、私の質問に対して、要望があって、お金がないからそういった要望はなかなかできませんといったようなお話だったものですから、そういう中で来年度からは道路の維持費、河川の維持費、公園の維持費を増やしてやっていただくということで答弁をもらったもので、ありがとうございますというような、それで私の質問に対することが少しでもできているということで納得をしたわけです。それで話をしたら、それに対して突っかかってきたので、何だか私も言うことがちょっと困っちゃったわけなんですけれども。

だもんで、私が言わんとしていることは、とにかく町民から出てきている要望を少しでも減らしていただきたいと、こういうことでお話をしているもので、そういう中で次年度から予算をつけてそういうものを減らしていきますよという答弁いただきましたので、それで結構なんです。結構なんです。

○議長（大塚邦子君） そういう答弁しましたか。



理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員の今の御質問の中、御質問だと思われる御発言の中に、来年から予算をつけてというような、予算を増やすようなイメージで御発言をされたような気がしますが、町長答弁の中でも私も、来年から予算を増やすとかいう話はしておりません。そこはお間違いのないようお願いをいたします。土木要望に対応するためにそうした箇所なしの予算を今もつけているし、来年度予算についてもそうした予算措置は行っていくところまでのご認識いただいて構いませんが、予算を増やすとか増やさないとかいうところに言及しているつもりはございません。

それと、先ほど三つの道路維持費と河川維持費、公園維持管理費、この三つの費目について申し上げましたけれども、町長答弁の中では、それにプラスして環境保全費の中でマンパワーによる環境整備等の、そうしたところでの要望になりやすいようなところへ対応するというような、そういう予算措置も行っているというような答弁でございましたので、そうしたいろいろな仕組みも取り入れながら、要望の内容にもよりますけれども、より多く寄せられるような除草とか道路の穴ぼこ対策とか、そういうものに対してはそういう形でできるだけ即時に対応できるような、そういう予算もそうだし仕組みも取り入れながらやっているということで御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） きょうからこの試験でやっているわけですけども、まず議員が質問のイントロとした、年度末にお金が余れば基金に入れると、私はその中でも町民の要望に応えたらと言ったにもかかわらず、やっぱり基金に積み込みますといったような、言ったこともないような答弁をする。それから、単純な話、予算を増やしますと言ったこともないようなことを言う。これ情報の世界でいうところのいわば情報操作なんですよ。

なぜかという、こういうふうな、いわば映像で配信されたときに、基本的にいわば情報の世界、情報リテラシーというものが、専門に学んだ情報系統にいた人間からすれば、議員は情報操作をしているんですよ。最もいけないことなんですよ。これが流れたとき、それを聞いた人はやってくれるんだと、その1点だけをいわば頭の中に焼きつけて、それ以外のことを忘れるんですよ。そうしたときに、いわば単純な話、議員は情報操作することによって、いわば当局に不信を抱かせるようなことをやるわけですよ。結果ですよ、これ。もし議員がそこまで確信的にやるんだったらこれはすごいことですけどもね。

この映像リテラシーの怖さというのを議員は御存じないんですか、それ。イラク戦争のときに一体何が起きたのか御存じですか。そういうふうな専門的な映像リテラシーについて勉強してくださいよ。映像を流す怖さというのはそこにあるんですから。流れたら最後なんですよ。もう取り消すことできないんです。

それと同時に、今、言っているのはうそのよう、はっきり言えば議員は言ったこともないようなことをさも言ったかのように言う、それによって聞いた人は、見た人はその映像の、映像というものは単なるいわば言語媒体とは違って、活字媒体と違って情報量が物すごく多いんですよ。そうすると、それが正しいか正しくないかそういうことよりも、見た瞬間、また聞いた瞬間、いわば映像ですよ、映像といわば言語が一緒になっていくわけですから。

○11番（八木 栄君） 議長。

○町長（田村典彦君） ちょっと待ってください。

○11番（八木 栄君） わかりました。

○町長（田村典彦君） そのときにどういうことが起きるかという、あなたは結果として情報操作をすることになるんですよ。とにかくそれを使わないことやるでしょう。だから、よく気をつけて発言をしていただきたい。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

別に私は情報の操作をすとか何とか、そんなことも全然頭の中で考えてやっているわけではなくて、ただ単純に以前に聞いたことがこういうことを聞いたんじゃないかなということ、先ほど理事に伺って、細かいことを聞きたかったものですからちゃんとしたことを伺って、それで自分が納得いたしまして、それから今は、道路維持費、河川維持費、公園の維持費というのも予算をつけてくれるんですねと言っちゃったのはそうじゃなくて、今もついているそういう予算を優先的に執行できる予算とすると、そういうことで伺ったということ。

だもんで、私が余分につけてくれと言ったのは、私がちょっと頭の中にあったのが、余分につけてほしいということが表に出ちゃって、余分につけてくれと言っちゃったということで、それはちょっと取り消していただきます。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） いや、議員がいわば情報リテラシーの専門家、いわばそういうふうな情報リテラシーを完全にマスターした確信犯としてやっているとは思いませんよ。おそらくそんないわば経験もないでしょうし、そういう世界に住んでいる人間でもないでしょうから。

問題は、そういうふうなことを全く知らない人間がそういうことをやることのほうがもっと怖いんですよ。わかりますか。議員というのは基本的には選良なんですよ。いわば性善説に立った人間なんですよ。性悪説ではないんですよ。性善説に立って選ばれた選良としての人間が、そういう確信犯的ないわば情報操作の意図もなく、ただ普通によかれと思ってやったことが結果としてとんでもないことを起こすということが情報リテラシーの問題なんですよ。よく勉強されてください。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） はい、わかりました。よく勉強しておきます。

それで、本当に、今カメラで撮っているということを全然意識していなくて今、質問したものですから、大変それが自分にとって、皆さんに迷惑かけたというのはちゃんとした謝罪を申し上げます。

とにかく、要望がたくさんあって、そのうち少しでも減らしてほしいということが私のこの気持ちだったものですから、そればかり何回も同じこと言うようですけども、そういう中で、結局は先ほど道路維持費、河川維持費、公園維持費がありますよというようなお話を伺いましたが、最終的にはそういうものを多少なりとも幅を広げていただけないかなということをお伺いしたいですけども、そういうことはいかがですか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） ただいま、この御質問の中でも、あるいは答弁の中でも出ておりました道路維持費、河川維持費、公園維持管理費等、先ほど来、何度も申し上げておりますけれども、まず当初予算においては一定の金額を、箇所づけされていない金額をそれぞれの

事業費の中に積みさせていく中で、年度内にいろいろな維持修繕等に対応させていただいているというようなことがございます。

ただ、実際に要望等が年度内に出てまいります。そういった中で整理させていく状態としては、先ほど平成27年度の状況をお聞きいただきましたとおり、その約78%については御要望に対してお応えをさせていただいております、その他がもろもろの関係機関との調整でありますとか諸事情によりまして、対応を少し先延ばさせていただいているものもあるというような中でございまして、具体的に予算がついていけばというようなお話がどういったことを指しているのかは私わかりかねますけれども、物によって箇所づけされていないその予算の中で実際に執行が難しというような場合には、例えば先ほど塚本理事からも話がありましたように補正予算というような中で、またその事業をやるべきかどうかというようなことをまた中で精査された中で、場合によっては予算づけされるし、あるいはその対処法を考えていくというようなことも考えられると思います。

具体的に、全体枠を大きく広げるというのではなく、現行の予算の配分の中でまず努力してみることがまず第一義だと思っております。具体的に、その中でおさまらないような事例は全くないということではないかと思っておりますので、それはそのときにまた検討して、原課においてまず検討して、それからその予算が必要なら予算づけをどうするかというようなことがまた次の課題となってまいりますものであると思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

今、企画課長から答弁といいますかいただきまして、大変よく理解できました。

あと、マンパワーということで、住民の力をということでお話がありました。静岡県の話をしては申しわけないですが、静岡県のほうも道路の維持管理とか河川の維持管理、要は雑草の問題がかなり、町もそうだと思いますけれども、出ていると思うものですから、そういう中で県のほうも地元の人をかりて、多少ボランティアでやってもらって、その謝礼をするのか何か知らないけれども、それに対する何かの見返りをするというようなことを伺ってきたんですけれども、町のほうも今、そういうことを考えてこれからやっていくということで伺ったもので、大変地元の人たちは、そこに住む住民の人が、やっぱり自分たちがそれをやっていかなきゃいけないということで思っておりますので、ですけれども……。マンパワーでやっていくということなかったですか。

[発言する人あり]

○11番（八木 栄君） これからじゃ、やっていくための予算をつけて、これから進めていきますよということですよ、確か。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 大変、質問の途中で申しわけございませんが、先ほど引用させていただいた環境保全費のマンパワーの予算措置というのは、環境保全費の町の予算の中で人を雇い上げをさせていただいて、それで作業効率を上げていくというような、そういうマンパワーの話でございまして、ボランティアのマンパワーとはまた違う話でございまして、ちょっと捉え方が異なっているのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番です。

大変申しわけございません。だとしたら自分がうっかり勘違いしましたが、とにかく町のお金で全て要望を受けてやるというのも大変、財政の関係から大変だとは思いますが、今、言ったのはそういう地元のボランティア的な力を使って、自分たちの住んでいるところも多少、自分たちが要望をしたことではありますが、その自分たちの力で自分たちの住んでいるところをよくしようという、そういうことも大事だと思うもので、今の話だと、とにかく町が要望に応えるのは当然であるというので自分は質問したんですけども、なかなかそれも大変だということもわかっておりますので、逆にそういうような形で、要望に応え方は町が全てお金を出して応えるんじゃないかと、そういう地元の方、そこに住んでいる方とそういうようなものを対処していくというような、そういう考え方というのはいかがですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まさにそういう議論がほしいところをごさいますて、最初、議員の御質問をお伺いさせていただいたところ、住民の皆様方からの要望というのは全て100%達成すべきだと、しかも行政で、行政サービスとして達成すべきだというような論調でございましたので、町ではこうしていますよというところの、町長の答弁もそういうところになっております。また、それ以降の答弁も町がどうしていくべきかと、町が行政サービスとして、そういうことをごさいますたが、これをどんどん発展させていきますと、町はどんどんそういうところにお金を使うだけと。将来につながるころというのはなかなか投資できないような、そういう財政運営になってくるというふうに思っております。

したがって、吉田町の運営に対して、将来につながる運営を考えたときにどこにお金を使うべきかということ、当局と議会の皆様方は少なくともそこは共有されていなければいけない、いてほしいというところをごさいます。

また、町民の皆様方も、そうした投資にならない部分にお金をどれだけ使うかというところをよくよく議論をし合いながら、どういう町の経営がいいのかというところを考えていかなければいけないと。

そういうところで、町政報告会とかそうした機会を捉えながら住民の皆様方とどういう、本当に例えば草刈りに全てお金を使ってもいいと、全部草刈りでいいよという御要望であればそういうことも検討しなければいけないだろうし、いや、そういうただ一過性のものであれば住民もボランティアの中でやってもいいですよと言ってくださいるのであれば、その分は次の投資につながるものに使えるというようなそういうことにもなりますので、そうした町の運営というのは今、議員御質問されているところが本当に革新的な中の一つであるというふうに思っていますので、そうしたところについては、今後とも町の運営をどうしていくのかというところを広く議論しながらその手法は探っていくべきであろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 調子が悪いかもしれないですけども、ちょっときょうはなかなか、私も自分なりに質問して考えるところもありましたけれども、とにかく住民の方に対するサービスということで、先ほどいろいろ答弁の中でもとりあえず対応していくこともありまし

たので、私としてはそれを続けていただいて、それからもう少し、本来申し上げたいのは予算の枠を広げて何とか少しでもということ、何回も言いますが、そういうことで要望を減らしていただきたいたいということが本当の私の言いたいところだったので、なかなかそれを言うにもちょっと、言い方が悪かったのかあれでしたけれども。

ということで、いろいろ質問に対する御答弁で理解ができたこともたくさんありますので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 以上で、11番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は14時55分とします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時55分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

#### ◇ 山 内 均 君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

6番、山内 均君。

〔6番 山内 均君登壇〕

○6番（山内 均君） 山内 均です。

私は、通告に従い、地震時の災害拠点施設整備計画と避難対策について質問をいたします。

質問をする前に、皆さん、ことしの4月1日の午前11時40分ごろ、これは朝日新聞の記事なんですけれども、三重県南東沖のマグニチュード6.5、これが緊迫という記事です。これが東南海震源域70年ぶりの境界型と、要するに東日本大震災で起きたのと同じ形の地震が4月1日。これをちょっと聞いていただきたいんですけれども、2016年4月1日午前11時40分ごろ、南海トラフ巨大地震の震源域の三重県南東沖でマグニチュード6.5の地震が発生した。1944年に起きた昭和東南海地震、マグニチュード7.9の震源域のすぐ近く、暫定的な解析はプレート境界地震の可能性を示していた。南海トラフ沿いのプレート境界がずれ動いた。関係者に緊張が走った、これは大変なことが起きたなど、東京都千代田区大手町の気象庁の発表です。こういうことが4月1日に起きました。それを前提にして質問をさせていただきます。

現在、環太平洋火山地帯での地震が多発をしています。ニュージーランドでマグニチュード7.8の地震、三重県を震源とする地震、11月22日の朝も福島沖でマグニチュード7.4の津波を伴う地震が報道されています。

熊本地震では、新耐震基準に適合した建物が倒壊する被害が報告されています。鳥取地震では活断層の存在が不明確であることが改めてわかり、絶対安全とは言えないことが明確に

なりました。被害への備えは、想定範囲を拡大し、災害拠点施設整備計画や災害対策、避難対策等を再認識する必要があると思います。

そこで、質問いたします。

1、庁舎周辺整備計画について。

予想される発生した際、庁舎周辺の交通規制などの計画はあるのですか。

2、駐車場の使用管理も非常時の準備として大切です。最近では庁舎付近の駐車場の管理に成果が出ていると聞きました。成果とともに緊急時に備えた計画は考えていますか。

3、周辺整備の中に防災倉庫の計画が記憶にあります。現在は県立吉田特別支援学校の5階を利用していると聞きました。特別支援学校には学校としての役割、非常時には避難所にも指定されています。それぞれの機能の確保は計画的になされていますか。

4、地震災害時には近隣住民の力が大きな役割を果たすことを過去の経験から学んでいます。現場に即した近隣住民の連携が必要と考えますが、実施していることや計画はありますか。

二つ目、庁舎について。

議会を結ぶ4階の連絡通路、議会傍聴席を結ぶ5階の連絡通路が大地震により機能不全に陥る可能性があると思います。町では安全対策を考えていますか。

2、4階と5階には避難器具が設置されています。災害に対し対策をしておかなければなりません。避難器具を使った訓練は実施されていますか。

3、吉田町役場庁舎の建設は平成6年で、22年が経過しています。定期検査だけでなく建物診断をする必要があると思いますが、計画を考えませんか。

それから、質問の二つ目です。町が使用する中型バスの小型化について。

現在使用している中型バス、三菱エアロミディは平成8年の購入であり、使用開始から約20年経過しています。エアコンの性能低下など、経年劣化による性能の低下やメンテナンスなどの維持管理費も以前より多くなっているのではないのでしょうか。

乗車定員は29人ですが、今では乗車人数も15人前後が多いのではないですか。もう少し小型でもよいのではと思います。最近では二酸化炭素削減も世界の要求ですし、ハイブリット車や技術開発による燃料消費の効率性も有利です。近隣の市町を見ても小型化してきています。

そこで、お伺いします。

総合的な評価を考え、小型バスへの買いかえを考えませんか。

以上、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 地震時の災害拠点施設整備計画と避難対策等についての御質問のうち、庁舎周辺整備計画に関する1点目の予想される地震が発生した際、庁舎周辺の交通規制などの計画はあるのですかについてお答えします。

最初に、災害発生時における交通規制について御説明申し上げます。

緊急時の交通規制には、災害対策基本法第76条第1項による一般車両の通行禁止、道路交通法第4条第1項による通行車両の規制、また道路法第46条第1項による通行禁止がございます。

東日本大震災の例で申し上げますと、発災した翌日に東北自動車道、常磐自動車道及び磐越自動車道の一部区間を警察庁が緊急交通路として指定し、災害対策基本法第76条第1項に基づき一般車両を通行禁止とし、救急、消防、警察等の緊急自動車、自衛隊車両、そして緊急物資の運搬車両のみの通行を許可したところでございます。

御質問にあります庁舎周辺の交通規制などの計画についてでございますが、吉田町地域防災計画では、気象庁が発表する東海地震警戒宣言が発令された際、避難路を確保するために幹線道路等において交通規制を行うこととしております。

また、県地域防災計画では、災害時における人命救助や物資輸送を円滑に行うことを目的に、当町においては東名高速道路、主要地方道島田吉田線、国道150号の3路線を緊急輸送道路として定めております。

なお、地震発生後、庁舎周辺道路に亀裂や陥没等の被害が生じた場合は、道路法による通行禁止の規制が考えられることから、その時点の状況に即した対処を図ってまいります。

次に、2点目の駐車場の使用管理も非常時の準備として大切です。最近では庁舎附属の駐車場の管理に成果が出ていると聞きました。成果とともに緊急時に備えた計画は考えていますかの御質問にお答えいたします。

大規模災害時における庁舎周辺施設の利用計画について申し上げますと、庁舎東側の公用車駐車場は、災害対策基地として吉田町地域防災計画に位置づけております。隣接する吉田町中央公民館及び吉田中学校第2グラウンドにつきましては、自衛隊を中心とする応援部隊の活動拠点として計画をしております。

また、庁舎西側の来客用駐車場は、安否確認を含む災害情報の取得、道路、水道等の復旧についての相談、また生活再建に向けた罹災証明発行等の手続のために、町民の皆様が利用することとなります。

次に、3点目の周辺整備の中に防災倉庫の計画が記憶にありましたが、現在は県立吉田特別支援学校の5階を利用していると聞きました。特別支援学校には学校としての役割があり、非常時には避難所にも指定をされています。それぞれの機能の確保は計画的になされていますかの御質問にお答えいたします。

県立吉田特別支援学校は、旧県立吉田高等学校の校舎を改修し、平成27年4月に開校したところですが、町は校舎5階部分を町が使用することについて県教育委員会に申し入れ、災害対策用物資保管場所とすることに御承諾をいただいております。

現在、このスペースには防災倉庫、組み立て式トイレ、避難生活用間仕切りセット、非常食等、被災者を支援する物資を中心に備蓄しております。

また、避難所としての県立吉田特別支援学校の使用であります。また、体育館を避難所として、また福祉実習棟を福祉避難所として開設させていただくこととしており、自主防災会、学校、行政による防災連絡会を定期的開催し、円滑な避難所運営に向けて情報交換を行っているところでございます。

次に、4点目の地震災害時には近隣住民の力が大きな役割を果たすことを過去の経験から学んでいます。現場に即した近隣住民との連携が必要と考えますが、実施していることや計画はありますかの御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、近隣住民との連携の一つとして、災害発生時、自主防災会、学校、行政が避難所の運営等において円滑な連携のもとに活動できる体制づくりを目指し、

避難所となる各学校では防災連絡会を開催しております。

また、町では地域の防災意識の高揚や地域防災力の強化を図るため地域防災指導員養成講座を実施しており、自主防災会のリーダーとなる人材の確保、育成に努めているところでございます。今後、地域の防災リーダーであります地域防災指導員を初め、消防団や自主防災会と連携した防災体制を構築してまいります。

次に、2つ目の質問項目の庁舎についてのうち、1点目の議場を結ぶ4階の連絡通路、議会傍聴席を結ぶ5階の連絡通路が大地震により機能不全に陥る可能性があると思います。町では安全対策を考えていますかについてお答えいたします。

まず、当町の庁舎の耐震性につきましては、議員からの平成28年第2回吉田町議会定例会における一般質問の中でお答えをしておりますので、詳細は省略させていただきますが、庁舎建設時の構造計算を行う際には静岡県建築構造設計指針に準拠し、1.5の係数値を乗じて計算を行っておりますことから、熊本地震の報道のあった一部倒壊した市役所庁舎の耐震基準と比較しますと、高い耐震基準が設定をされております。

また、本庁舎は地盤改良や基礎ぐいを必要としない安定した地盤に建築されておりますので、想定している大規模地震に対する耐震性は確保されているものと考えております。この点につきましては、議員も承知されているものと思っております。

議員からは、庁舎の耐震基準の現状の中であっても、4階及び5階の連絡通路部分が心配であるとのお考えで御質問をいただいておりますものと受けとめておりますが、先ほど申し上げました庁舎の構造計算に基づき、連絡通路部分も含めて設計及び工事施工を行っていることに加えまして、4階については議場棟と通路との取り付け部分に、5階については庁舎棟と通路との取り付け部分に、それぞれローラーの回転によって可動するローラー支承を設置し、地震時の揺れにも対応できる構造になっております。

このため、仮に大規模地震が起こった際にも、議員が御心配する躯体そのものが崩壊し、通行できなくなるような機能不全に陥る可能性は極めて少ないものと認識しております。

次に、2点目の4階と5階には避難器具が設置されています。被害に対し対策をしておかなければなりません。避難器具を使った訓練の実施はされていますかについてお答えします。

庁舎の4階及び5階においては、議員も御承知のように、避難器具として避難はしご、緩降機がこの議場内にも設置されております。現在、これらを使用した訓練は行っておりませんが、災害の際には即座に使用できるように点検を実施しております。

しかしながら、議員が御指摘されておりますように、点検だけではなく実際に使用する訓練も必要であると認識しておりますので、今後の防災訓練などの機会を活用しながら、避難器具の実地点検とあわせて実施することも考えてまいります。

次に、3点目の吉田町役場庁舎の建設は平成6年で、22年が経過しています。定期検査ではなく建物診断をする必要があると思いますが、計画を考えていますかについてお答えします。

現在、庁舎におきましては、災害時に係る設備の定期点検として、消防法に基づく消防用設備点検を年2回、建築基準法に基づく特殊建築物点検を年1回実施をしております。これらの点検を実施することによりまして、建物の内外装や避難器具を初め消火設備、誘導灯、排煙設備、非常用照明等設備の劣化状況の的確な把握や問題の早期発見に努め、状況に応じて応急措置や小規模な修繕を行い、対応しているところでございます。



御質問の建物診断でございますが、現在のところ、先ほど申し上げました庁舎の耐震性を踏まえて、定期点検を継続して行い、必要に応じて小まめに手をかけることにより長寿命化を図っていく予定でありますので、現時点では改めて耐震性の診断を行う計画はございません。しかしながら、今後、施設の老朽化を念頭に、効率的な長寿命化を図るため、庁舎施設の管理計画の策定を検討してまいります。

続きまして、二つ目の町が使用する中型バスの小型化についてお答えします。

まず、当町の中型バスにつきまして近年の使用実績を申し上げますと、年間の使用日数は40日から50日前後、行き先は主に町内や牧之原市等の周辺市町であり、全て静岡県内となっております。また、1回当たりの乗車人数は平均20人となっており、定員の29名を下回っている状況でございます。

使用頻度につきましては、中型バスの購入時に比べますと大幅に低くなってきております。これは平成16年に吉田町社会福祉協議会がマイクロバスを購入しておりまして、これまで当町の中型バスを使用されていた団体が社協のバスを利用することになったことが一つの要因として挙げられます。また、近年では使用団体数の減少や視察等が廃止されていることによるものと考えられます。

購入時に比べまして使用頻度が低下している一方で、整備費等につきましては、議員が御指摘のとおり各部品の劣化が進行し、車検時は恒常的に修繕が必要となっている状況でございますが、現状としましては中型バスが使用できないという状況下にはありませんので、必要な修繕を行いながら運用をしております。

しかしながら、議員がおっしゃられるように、中型バスは平成8年の購入時から約20年が経過しようとしております。現行の1回当たりの平均乗車人員を鑑みますと、バスの小型化への転換は非常に有効であると考えますが、議員がおっしゃるような総合的な評価が必要であると思っております。

このため、今後の中型バスのあり方につきましては、これまでの使用実績等を踏まえ、効率性、経済性の観点から、新規購入を初めバスの借り入れや委託など、最良のサービス調達方法を慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

少しずつ確認をさせていただきます。

まず、一つ目のところで、さきの防災倉庫設置計画、なぜこれを今、聞いたかといいますと、対策本部となった本部と防災倉庫、支援物資の集積、配送場所である総合体育館などが、今言われた150号線をまたがないで位置的にまとまっていたと。そして、それが今度、基本的には防災倉庫も含めた一体的な開発、開発というか計画がいいと思うんですけども、それが今度は県立吉田特別支援学校を防災倉庫として使用することにより、その計画区域が今言われた150号線、特別な避難路となる、通路となる計画区域が挟むことによって、国道150号と東名片岡辻3号線、多分これからの認定になりますけれども3号線と、県道住吉金谷線の交差点、要するに片岡の交差点、あそこが非常に複雑な使い方をする道路になるわけです。もちろん榛原病院へ人を運ぶための。

そのときに、その具体的な計画、具体性を持った計画というのは考えておりますか。要す

るに、その具体的なものを持たないことには、これからそれに向かって対処する方法が多分ないものですから、そういうものに対してあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

議員のおっしゃいます交通の主要道路、国道150号、それから主要地方道島田吉田線、それからその交差点付近ということでございますが、もちろん大規模災害が発生しまして、災害対策基本法によりまず道路規制が行われた場合は、緊急通行車両以外の一般の車両の規制がかかるというところでございます。

町としまして、地域防災計画において輸送活動計画であるとか、道路確保計画というものを定めておまして、こうしたあれに基づきまして実施をすることになると思っておりますけれども、ただ、ここの規制がかかったとしまして、町の公用車につきましては、緊急車両として公安委員会に指定をさせていただいておりますので、うちの公用車で緊急車両というところで何ら問題なく活動ができるという計画にはなっております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今の車両の規制に関しては、実際には、机上論では車を使って逃げるなどという話は当然、出てくるわけです。ところが、現実的にはどこの地震を見ても動くわけです。それを前提とした形での計画を持っているかどうかというのを聞いたかったんです。その辺はどうなんですか。公用車同士のそれはできると思います。ただし、民間の車の規制がどこまでできるのか、要するにそういう規制をとれる体制がとってられるのかどうかということをお聞きをしたんですけれども。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 先ほどもお話の中でも申し上げましたとおり、法的な措置がかかりまして規制がかかれば、警察等々も含めまして確実に交通規制かかりまして、一般車両の交通規制等も含めましてかかるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 先ほど町長の答弁のほうから、その規制のかかる道路が、まず東名高速道路、それと吉田町に関しては島田吉田線、それともう一つ国道150号線。基本的には今後、議会で町道認定されるときに、当然、東名川尻幹線がその対象になってくると思うんですけれども、それはそういう形での認識でいいんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員おっしゃられる主要地方道島田吉田線が今議会の上で町道認定の議案も提出させていただいておりますので、町道になるという予定でございますけれども、ここの区間につきましては、県のほうでも緊急輸送路として3路線を指定してございます。町道になりましても、緊急輸送路という形は変わらないと思います。

ただ、今、東名川尻幹線が港まで開通しました。こちらのほうを改めて緊急輸送路として指定をするような手続もとっていかなければならないというふうには思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、東名川尻幹線に関しては、恐らく一番重要になると思っていますので、できるだけ早い段階で。要するに、早い段階でというのは、先ほどのマグニチュード6.5の境界プレート型のところで起きた地震が、気象庁そのものがもう肝を冷やしたような、覚悟したような記事がここには出ているわけです。そういう意味で、できるだけスムーズにやっていただきたいと思います。そうしないと間違いなく混乱をするということですよね。

それからもう一つ、この災害拠点施設整備計画ですか、その交通規制に関しては、今言った支援物資の集積、配送、多分センターになるであろう総合体育館。総合体育館が基本的には震度7、8に耐えられるかどうか、それは非常に、わかっているとおり疑問の話です。

そうしたときに、この一番最初の前提を踏まえたときに、すぐやっておかなきゃならんことは、その代替としてどこか考えていますかということです。その辺はどうですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

現時点におきましては、総合体育館を物資の集積場所として地域防災計画にも載せさせていただいている現状でございます。しかしながら、きょう午前中のいろんな議員さんの質問にもありますとおり、今は防災公園を中心としました内陸フロンティアの事業の中で、ふじみスクエアを物資確保の事業区域という形で今、整備を進めておりまして、そこに進出している企業とも、荷捌き上の場所としても協定を結ばせていただいているというところで、まさに今、そちらのふじみスクエアの場所が物資の供給拠点という形で考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） イメージとしてはよくわかりますけれども、ただし、ここに現時点に本部ができますよね。そしてそこが緊急輸送の中での離れたところに、ますます離れたところにできるとしたら、その今回の3連動の地震に関しては、恐らく関東から九州にかけて全体的な太平洋側に当たると思っています。そういうときに、できるだけ近い、効率がいいところに、どうしてもこの近くにあるのがいいと思うんですけれども、その辺のことをちょっと伺います。

やっぱり車の通路規制、今度川尻から上がってくる道路が、そこに大きな道路がありますので、その辺の規制に関しても、やっぱりそれはそれとして規制としては当然考えていると思いますけれども、そういう規制は計画としてはあるんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

議員が今おっしゃられている話の中で、一つは総合体育館が物資の供給拠点だということろでございまして、防災公園周辺の物資供給確保事業の中でも、そのところも今、考えているというところでございますが、そこに関しましては、発災直後もそうなんですけれども、全国的に支援物資を受けて供給を受けるというような場所でありまして、このほかにも町としましては計画的に物資等の備蓄も進めておりまして、そこだけにといいことではなくて、それぞれの各小学校の場所であるとかそういうところにも緊急的な、すぐ配備できるような備品も用意をしているというところでございますが、そこだけが物資ということではなくて、発災後はすぐに避難者の支援をするための物資を計画的に配備をしているという形でございます。

ます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 体育館に関しては、熊本地震で起きたことがまさに起きる可能性があるものですから。震度7、本震7が二度来たときに。それと、その二度来る可能性というのは、東海地震の後に東南海沖地震が何日か置いてくるだろうという予測が考えられるわけですから、そのときに同じことを同じようにやってはいかんということで、今言われた物資の供給拠点に関しては十分な計画をしておいていただきたいということです。

あと、もう一つの今、県立吉田特別支援学校に関してですけれども、最初の質問にありました大きな機能が三つそこに集中するわけです。そしてその通りが緊急避難通路として規制されたときに、この辺が非常に、それぞれの役割がうまくできていますかということを知りたいんです。

先ほどの町長の答弁では、自主防災会と行政と自治会かな、そんな話があったんですけれども、現実的に、自分が勉強にいった中では、1人のそういうけがをした人を助けるのに、ある先生は10人ほしいという話を学んできたわけです。そうすると、そこで今言われた、とてもじゃないが三つだけでは足りなくて、地元の人たちにいかに助けてもらうかというより力を出してもらうか、それとももちろん方向性も含めて。

それを考えていくと、地元の人と、住んでいるとちょっと話をしたんですけれども、結局訓練といっても、なかなか訓練そのものが目的が定まっていなから、非常に訓練そのものになっていないんです。しないとは言っていないけれども、集まってという形で。だからその辺をしっかりとした目的を持った訓練をやっておかないと、いざというときに太刀打ちできないと思うんですけれども、その辺のそういう住民の人たちを含めた計画というのは、今はないんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今の御質問でございますけれども、町長の答弁の中にあつたとおり、吉田特別支援学校につきましては防災支援物資の備蓄の場所、それから福祉避難所として使わせていただくというところの協定、覚書もさせていただいております。それから体育館のほうにつきましては近隣の住民の皆さんの避難所となるという機能を持ったところという形でございます。

吉田特別支援学校では、答弁のところにあつたとおり、年3回程度調整会議みたいなものを地元の方々、自治会、自主防災会、行政、それから学校の方々等入りまして行っております。支援学校自体もここ今年度も四、五回独自の避難訓練であるとか、火災の避難訓練であるとか、スクールバスからの避難であるとか、そういった訓練を独自に行っております。

それから、今、申し上げました連絡会議の中でもいろいろな要望とか話を承っております。来年度あたりはぜひ地域と町と一緒にした訓練をやりたいというような要望もございます。

こうした中で、やっぱり地域は地域、それから学校側、それぞれの立場を理解していただくというような場も含めまして、自主防災会を含めて、自治会を含めて訓練ができるようなことを町のほうでもちょっと、自主防災会のほうにもお願いをしながらやっていきたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） それは当然やっていただくことになると思いますけれども、今、非常に心配しているのは、そこに住民の人が具体的な目的を持って訓練ができませんかと、訓練の計画なんかはしていませんかということです。なかなか具体的なものが、目標が定まらないと何をしたいか、結果的に集まって、目的もわからずに集まって解散してしまうと。そのせっきくのやつがもったいないですから、その辺を計画があればお願いしたいし、なければそれをやっていただきたいということで答弁をお願いしたいんですけども。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今のところはまさに防災訓練、どこもそうですけれども、防災訓練を企画するときには目的であるとか被害の想定であるとかそういったものも決めながら訓練計画を立てるところでございますので、こうした皆さんが集まった中で、今回の訓練をやる目的であるとかそういったものを皆さんで共有して、そうしたものに向かってどうした訓練ができるかということも含めて訓練の内容を企画していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 当然、訓練とかいうものに関しては、こういう想定をするよと、それに向かっていかないとみんなが一体になって物事を共有するというのはなかなかできませんから、その辺のことでやっていただきたいと思います。

この建物にちょっと入りますけれども、町長の答弁からあったように、私も全体的な耐震、I sの基準はクリアしているよと、今回は静岡県全体が安全率1.2にしなさいと出ましたけれども、それを含めて訓練しているよと、耐震持っているとは十分承知の上で聞いています。

ただ、その通路自体が、あそこの今、外に見えますとおりに15センチぐらいですよ、かかっているのが。あそこの見てみてください。あそこに、その上に乗っかっている。熊本地震で最高に動いたのは、免震のときに1メートル20動いているんです、建物が。それと、その辺のそれを心配して、特にこの建物は円筒になっていますからモーメントがかからないと。それと建物自体が動かないです、こっち側。ただ、向こうはラーメンにになっていますから動きますからね。その動いたときに本来ならクリアランスをとってあってやるんですが、そういう形での、そういう意味で質問をしていますからね。

それは折れない、大丈夫なことは一番前提、それは一番安全でしょう。でももしのこと、震度7の地震車で揺られてみてもたないよと、部分的に、全体じゃないですよ、全体の計画じゃなくて部分的なものが、多分理事だとわかると思いますけれども。その辺が非常に心配な中で、もしこれから計画をするに当たって、前々回、いつかちょっと話をしたとおりに、この上と下が別々になっていてそれぞれ2本ありますよね。片一方が潰れても、もしくは不能になっても、ここが通路が何かの形でできればそれは使えると、そういうことですよ。

それともう一つは、両方使えなかったときにはこれをやらなきゃいかんですよ、オリローというやつです。緩降機と書いていますけれども、すごい怖いですよ。ロープをかけて飛び降りるだけなんです。だったらその訓練もしなきゃいけない、そういう意味での計画。

計画というか安全性というのは構造計算しかありませんからあれですけども、その辺でこれから少しでも確認ができるような形をやっていっていただきたいと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 議員からの御質問に対しまして、町長の答弁にもありましたとおり、今後、やはり必要性と申しますか、点検も含めてありますので、そうしたときにまず物の点検、それからあと設置する場所であるとかそうした確認を行っていきたいと。あわせて、そのときに行うのか、また以前は消防の関係で火災の関係で突入口ありまして、そうした中での訓練というのもあったものですから、そうしたのも踏まえながら一度実施のほうを検討していきたいということで考えております。

それからもう一点、ローラー支承の関係なんですけど、先ほど少ししか出ていないよということだったんですけど、実際にはまだあれ奥がありますので、隠れている部分がありますのでその点。それと、あと上下の振動にも対応するように一応、設計のほうローラー支承のほうされているということでしたので、一応御報告させていただきます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

その意味、よくわかりますよ。ただし、その動くキャパそのものが耐えられるかどうかだけなんです。建物、我々がつくるときにはもうあらかじめ動くことを想定してあけてありますから。それを見たときに、ん、と感じるものですから言ったまでです。

ただし、やっぱりもし安全であると言いながら両方ともやったときに、それが起きたときに、災害拠点としての機能、もう町長、副町長全てここにいるわけですから、この中に閉じ込められるわけですから、そのときに最悪の場合を想定しなければいかんと、私はそう思っているんですけども、そのときの必要性として先ほど言った、課長のほうでの安全、避難というか通路というか確保するための考え方とか何かあればちょっと言っていたきたいと思えますけれども。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 一概に全て想定しているというわけではございませんけれども、まず一つ考えられることは、片方の5階のほう例えば通れなくなったということであれば、まずここからの今の傍聴席からこちらのほうに降りる算段をまず、どちらからも、下からも上に上がれるということまず一つあります。

それから、外につきましても、この東庁舎の東側におきましては、1階のいわゆる2階部分のところになりますけれども、こちらそれと後庁舎の3階部分、こちらの使用状況に応じてまず3階に行くのか、一つ降りるのか、または二つの2階部分まで降りるのかという形になってくると思います。その状況に応じてという形です。一応、幾つかパターンというかその辺は想定していかなきゃいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

当然、そういうやつはやっておかないことには、対策本部としての機能そのものが閉じ込められるわけですから、ぜひやってください。

それと後、やはり今言われた避難器具に関して、誰かこの中で経験した人いるんですか。いませんか。ぜひやっておいてください。これはやっておいてください。本当にやっておいてもらわないと、女性はスカートはいていたらできませんけれども。怖いですよ、ロープをかけて腕が出て、オリローという名前のやつですけれども、それでロープをかけて飛び降りるわけですから。

それと後、ここのところは傍聴席の出たところの裏側に、傍聴席の方は外にそういうような器具がありますので、それは、傍聴席の外に関しては、2階の町民ホールの上が平らになっていまして、あそこは本当ははしごみたいなものがあるほうがいいんですけれども、あそこは平らになっていますので、こっちのほうが安全かもしれないです。この裏側にもありますけれども、これは怖いです。絶対怖いです。

だから、その辺の訓練というか、訓練ですよ、経験というかやっておいてくださいね。そうしないと笑い事じゃないですよ。これやったらもう大変ですから、その辺での訓練とかそれに関しての何かこれからやること、考えられることというのはありますか。やっぱりやらなきゃいかんということでしょう。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） こちらにつきましては、先ほど町長のほうから御答弁させていただきましたとおり点検時に含めて行って、そういうふうな検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） あと、皆さん、この議場に静かなときに、何かすごい違和感、多分最近、自分がこう言っていますから皆さん聞いていると思いますけれども、聞こえるでしょう。きょうは外寒いから聞こえないですね。今度静かなときに聞いてみてください。中に要するにガラスブロックといって中に芯に入っているわけです。これ基準というのは60センチ基準ですから、全部入っているかどうかはわからない。中に芯が入っています。その芯が伸びているんです。間違いなく線膨張を超えています。そういう意味で、20年たっていますから点検を試みたほうがいいんじゃないですかという話なんです。

特に、その結んでいるものがモルタルで結んでいますから、恐らく伸び縮みしている間に定着がもうなくなっちゃう可能性があるものですからちょっと怖いなということですので、その辺の点検はぜひやってください。

それと、そのときに、このガラスブロック1個1個は独立しています。約1個、どのくらいあるかな、四つで2キロ、3キロくらいかな、それが実際に落ちてきますからね。だから本当は、このくらいのときにこの周りに関しては天井も含めて、東大震災で起きた天井が落ちたことを含めて、本当はヘルメットぐらい用意しておいてほしいと思うんですけれども、そのあたりの計画は持ってもらえませんか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今、ガラスのほうのお話をいただきました。こちらにつきましては、毎年こちら建築基準法に基づいて点検のほうも行っておりますのでこちらの、私もこちらの専門家ではちょっと私はないものですから、またその点検の中にもあわせて確認をしていきたいというふうに思います。

それから、今、ヘルメットということでのお話がございましたが、こちらの、ちょっと私

のほうではどちらまで行かれているのかわかりませんが、例えば私どもは当然、災害対策本部含めてヘルメットあるわけですが、議員の皆さんもお持ちだと思われま。そういう意味では、ここのところに常時用意しておいたほうがいいんじゃないかということですか。

○6番（山内 均君） そういうことです。考えてください。

○総務課長（谷澤智秀君） それはちょっと状況にもよりますので、一つは持ってきていただいてまた置いておくというのも一つでしょうし、いろいろあると思う。ふだん使用する場合もありますので、その点はまた内容の確認をしていきたいというふうに思います。ちょっと今の現時点で、全てそろえるところまでは答弁できない状況でございますが。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今言ったのは、こういうものって限界を超えると爆発的に飛び散って、爆発的に破壊しますから、そのときに逃げる体制、下でもいいですから、とにかくやっておいてくださいということです。大体それはそれで、天井は隅が大体破壊しますから、多分するでしょう。そのために体育館全部やったわけですからね。

あとは、バスのやつに関しては、ちょっとまた考えていただくということでお聞きをしました。このあたりは、京都議定書、それとパリのパリ協定の発効、これが、パリ協定が12月4日ですか、11月、COP22の中での炭素社会からの離脱、それが始まったものですから、一応それを含めて、これからこの話題に関してはいや応なしにいろんな問題が出てくるんじゃないかと思っておりますので、それを含めた形でのバスのものについての希望というか、そういう意味でやらせていただきました。

当然、バスの通行のディーゼルの規制に関しては、今、首都圏、東京、神奈川、埼玉、千葉、中京圏、関西圏、どんどん厳しくなっています。特に11人乗り以上のマイクロバスに関しては、もう国交省から、運輸省からかなり規制が入っていますので、そういう意味で改めてバスについての省エネも含めて、それと特に炭素社会からの離脱をこの中で、パリ協定発効の中ではうたっているわけですから、それに向けてのもう一度町のバスを含めた、これに向かった考え方もしあれば最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 今回、うちの中型バスが20年経過しようとしているところの中で御質問を今、いただいております。

そうした中で、まず今、議員からおっしゃられたように、首都圏、東京等、それとかあと関西のほうも最近増えてきまして、平成15年以降、非常にいろいろな条例が定まってきました、いわゆるディーゼル規制の条例が定まってきたという中で、古いものについては中を、進入自体もできないというような条例が出ているわけですが、ちなみに当町のバスにつきましては、この条例には引っかからないという、いわゆる基準以上だということで、マフラーのほうの改善もされておりますので、今のところは今のバスでも対応は可能という中でありますけれども、先ほど来、環境関係もござい。あとは、費用対効果、やはりそうしたこともありますので、今後、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、平均乗車人員であるとかそうしたことも踏まえて、新規の購入、それからあと借り上げも一つの方法としてはありますので、いわゆる公共交通機関活用じゃないんですが、借り上げという形もありますので、そうした中を踏まえて最良のサービスの調達のほうを検討していきたいというふうに考えております。



以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） この今使っているバス、これはもう中型バスというのは、情報が入りまして、もう製造しないと。要するに製造しないということは、部品調達が恐らくプレミアムがつくか調達できなくなるか、その段階が来ていて、周りでも電気自動車じゃなくバスを、電気の動かすやつであるとかハイブリッド、結構入っています。そういう意味で、またできるだけ効率的なもの、そういうものについての適用をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で、6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時51分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会第14日目でございます。  
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎議案第62号の質疑

- 議長（大塚邦子君） それでは、議事に入ります。  
本日は、提出された第61号議案を除く補正予算に関する議案についての質疑と、追加議案の上程を行います。  
日程第1、第62号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。  
これから、第62号議案についての質疑を行います。  
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。  
また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。
- 

◎議案第68号の上程、説明

- 議長（大塚邦子君） 日程第2、町長から第68号議案 平成28年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の変更についての1議案が提出されました。  
これから、第68号議案 平成28年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の変更についてを議題とします。  
町長から提案理由の説明を求めます。  
町長、田村典彦君。  
〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成28年第4回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案概要につきまして御説明申し上げます。

今回、追加上程いたします議案は、契約の変更の締結について1件でございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第68号議案は、平成28年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の変更についてでございます。

本議案は、現在、吉田漁港の東防波堤の住吉地先に整備しております多目的広場の盛り土工事につきまして、一般競争入札により当初契約金額1億7,334万円で請負契約を締結したものとしまして、1,532万円増額し1億8,866万円で大石建設株式会社、代表取締役、大石卯吉と請負契約の変更を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程いたします1議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

産業課長、中山孝宏君。

〔産業課長 中山孝宏君登壇〕

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

追加上程させていただきました第68号議案 平成28年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページ、それから参考資料のナンバー8をあわせてごらんいただきたいと思っております。

本工事につきましては、7月13日に大石建設株式会社と請負契約を締結し、盛り土工事を進めてきております。11月末日現在までの工事の進捗状況につきましては、工程どおり順調に進んでいるところでございます。

当初の工事内容は、測点ナンバー21プラス11.5から測点ナンバー37プラス3.55までの施工延長312.05メートル、施工面積1万6,270平方メートルの範囲をTPプラス10メートルの高さまで盛り土する工事でありまして、掘削工が4万5,000立方メートル、盛り土工が7万1,400立方メートル、のり面整形工が8,450平方メートルが主な施工内容でございます。

当初の契約金額は1億7,334万円でございます。今回、事業の進捗を図ることを目的としまして1,532万円を増額、全体の契約金額につきましては1億8,866万円となり、12月8日に仮契約を締結いたしております。

また、契約の方法についてでございますが、一般競争入札による契約及び随意契約に変更しております。地方自治法第234条第1項の規定により契約の方法は一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法を用いることになっており、今回の場合は一般競争入札、指名競争入札、せり売りでもありませんので、随意契約に当たります。

随意契約できる場合というのは地方自治法施行令に定められており、今回の地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、競争入札に付することが不利と認められるときに該当いたしますので、一般競争入札で契約した当初契約に加えまして今回の変更契約につきましては、随意契約としております。

それでは、参考資料のナンバー 8、1 ページ、工事概要をごらんください。

増工内容につきましては、4 の工事変更内容の表にあります掘削工が 1 万 5,700 立法メートル、盛り土工が 1 万 4,200 立法メートルを増工しまして、変更後の数量はそれぞれ掘削工が 6 万 700 立法メートル、盛り土工が 8 万 5,600 立法メートルになります。のり面整形工につきましては、130 平方メートル減工いたしまして 8,320 平方メートルとなります。

なお、今回の盛り土工の増工分に使用いたします土砂につきましては、全て現地に仮置きしてあります土砂を使用するものでございます。

次に、参考資料の 2 ページ、盛り土工事の全体計画平面図と 3 ページの全体計画平面図を拡大いたしました計画平面図をごらんいただきたいと思います。

今回、増工する箇所は赤斜線で示してあるところで、測点ナンバー 21 プラス 11.5 から 33 メートル東側まで延長を延ばしまして、測点ナンバー 19 プラス 18.5 まで施工いたします。のり面整形工の減工につきましては、当初計画していました測点ナンバー 21 プラス 11.5 ののり面整形箇所を引き続き盛り土工事を実施いたしまして、施工延長を延ばしていくため減工するものでございます。

参考資料の 4 ページにつきましては縦断面図でございまして、赤で網掛けしてあります部分が増工箇所でございます。T P プラス 10 メートルまで盛り土をするということを示す図面でございます。

以上が増工いたします工事概要であります。

今回、この請負契約を本契約とするため、地方自治法第 96 条の議決案件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格 5,000 万円以上の工事または製造の請負という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上、第 68 号議案の説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 以上で説明が終わりました。

本案につきましては、本日、本会議終了後、全員協議会を開いて議案の内容確認を行います。

議案審議は、明後日 16 日の本会議で行いますので、よろしくお願いいたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で本日の日程は全て終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9 時 12 分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会16日目、最終日でございます。  
ただいまの出席議員は13名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎辞職願の報告

- 議長（大塚邦子君） 昨日、副議長、河原崎昇司君から副議長の辞職願が提出されました。  
したがって、会議規則第93条第2項の規定により、町長提出議案の審議の前にこれを先議することとします。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎副議長辞職の件

- 議長（大塚邦子君） 日程第1、副議長辞職の件を議題とします。  
地方自治法第117号の規定によって、12番、河原崎昇司君の退場を求めます。  
暫時休憩とします。

〔12番 河原崎昇司君退場〕

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時00分

- 議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は12名です。  
事務局長に辞職願を朗読させます。  
事務局長、仲田京司君。

〔議会事務局長 仲田京司君朗読〕

- 議長（大塚邦子君） お諮りします。  
河原崎昇司君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、河原崎昇司君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

それでは、12番、河原崎昇司君の入場を許可します。

ここで暫時休憩とします。

〔12番 河原崎昇司君入場〕

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時03分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

ただいま副議長が欠けました。

これから全員協議会を行いますので、議員の皆さんは第2会議室へお集まりください。

局の皆様には、ここで一度御退席いただいて結構です。改めて連絡いたしますので、再度出席をお願いします。

暫時休憩。

休憩 午前 9時03分

再開 午前10時24分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（大塚邦子君） お諮りします。

お手元に配付のとおり副議長の選挙及び議席の一部変更を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙及び議席の一部変更を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに行うことを決定しました。

---

#### ◎副議長の選挙

- 議長（大塚邦子君） 追加日程第1、副議長の選挙を行います。  
選挙は投票で行います。  
議場の出入り口を閉めます。  
〔議場閉鎖〕
- 議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は13名です。  
次に、立会人を指名します。  
会議規則第31条第2項の規定に従って、立会人に1番、山口一博君及び2番、三輪美由紀君を指名します。  
投票用紙を配ります。  
念のため申し上げます。投票は地方自治法第118条の規定により単記無記名です。  
〔投票用紙配付〕
- 議長（大塚邦子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大塚邦子君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。  
〔投票箱点検〕
- 議長（大塚邦子君） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
1番議員から順次登壇して投票願います。  
〔投票〕
- 議長（大塚邦子君） 投票漏れはありませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大塚邦子君） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
立会人には、開票の立ち合いをお願いします。  
〔開票〕
- 議長（大塚邦子君） 選挙の投票結果を報告します。  
投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち大石巖君7票、増田剛士君6票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。  
したがって、大石巖君が副議長に当選されました。  
議場の出入り口を開きます。  
〔議場開鎖〕
- 議長（大塚邦子君） ただいま副議長に当選されました大石巖君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定に従って当選の告知をします。  
大石巖君には御登壇いただき、副議長当選の御挨拶をお願いします。  
3番、大石巖君。
-

### ◎副議長就任挨拶

○副議長（大石 巖君） 3番、大石巖でございます。

ただいま副議長に選任をいただきました。所信を述べさせていただきます。

今、国の政策や経済が先の見えない状況というふうになっております。こうしたときに少しでも町民の皆さんの暮らしを充実したものにするためにも、議会の役割が重要だと考えております。行政をチェックをし、町民の声を行政に反映するために、大塚議長を補佐をし、議会の結束に努力をしたいと思っております。

その大もとは議会基本条例です。条例の各条項を具現化し、町民の福祉向上と町の発展を第一義とした意思決定の体制をつくることです。何よりも議員の行為規範を重んじ、町民に疑義や不信を招くことのないよう、また、町民の皆さんと議会との双方向での情報発信にも努力をしていきたいと思っております。

微力ではございますが、粉骨砕身、努力の決意を申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

---

### ◎議席の一部変更

○議長（大塚邦子君） 追加日程第2、議席の一部変更を行います。

副議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

3番、大石巖君の議席を12番とし、12番、河原崎昇司君の議席を11番に、11番、八木栄君の議席を10番に、10番、藤田和寿君の議席を9番に、8番、杉本幸正君の議席を7番に、7番、三輪正邦君の議席を6番に、6番、山内均君の議席を5番に、5番、蒔田昌代君の議席を4番に、4番、遠藤孝子君の議席を3番に、それぞれ変更します。

ここで暫時休憩とします。

御自分の氏名標をお持ちいただき、議席の移動をお願いします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

これから町長提出議案の審議に入ります。

初めに、既に質疑が終了している第62号議案の審議を討論から行います。引き続いて、その他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

---

### ◎議案第62号の討論、採決



○議長（大塚邦子君） 日程第2、第60号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから第62号議案について討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第56号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第57号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第58号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第59号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第7、第60号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第8、第63号議案 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第9、第64号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 山内です。

町道の認定についてお伺いいたします。

前回の報告の中では、3,000平方メートル以上は開発行為によって町道が自動的に認定されると、それで、あと1,000以下の場合、土地利用と土地利用以外の、1,000以下の場合には縛るものはないんですけれども、そのときに本来、今回、中原17号線、中原18号線が町道認定の案が出ましたけれども、最初調べたところでは、お聞きしたところでは、申請は道路位置指定で道路の申請が出てくるということですよ。そして、その認定が最終的には認定道路、町道認定として認定をされるわけなんですけれども、今回はその認定をされたものが、認定の審議が出てきたわけなんですけれども、この認定の条件というか基準というか、それは中で連続をしているとか、いろいろ幾つか聞いたんですけれども、特に認定をする条件、基準とい

うものはあるんですか。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課です。

議員おっしゃっています位置指定道路の関係ですので、本来であれば都市計画建築ということではありますが、町道の認定ということでもありますので、私のほうから回答させていただきます。

位置指定道路を、いわゆる私道でございます。私道を町道にすることに関して2つ大きな項目があると思っています。一つは技術的な基準が満たされているかどうかということ、もう一つは権利関係が整理されているかどうか、いわゆる所有権のようなものですが、その2つが主な項目であると思っています。

技術的な基準といいますのは、道路構造令にのっとっておりまして、吉田町のほうの条例規則でもございますが、端的に申し上げますと、道路幅員6メートル、両側両側溝、舗装構成が5センチ、10センチ、15センチ、細かいお話になりますが、そういう基準を満たしていればということが、簡単な説明ではございますが、技術的な基準でチェックをしております。

権利関係でございますが、あくまでも民間でつくった道でありますので、民地道路ということの中で、今までのスタンスとしましては、そのつくった方たちから町のほうへアプローチがありまして、私どものほうでは、門は開いておりますので、相談協議を行いまして、協議が整った上で町道認定という形で、今までどおりの形をとっていくスタンスでございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 5番、山内です。ありがとうございます。

なぜ聞いたといいますと、これは技術的な部分が非常に重要になるということと、それと、これから延々と町道認定とかそういうものが出てきますので、その認定の基準が本当にはっきりしているかどうかということを確認したかったわけです。

その基準の中で、道路位置指定の場合には、今言われた所有者が個人であって、維持管理が瑕疵を含めて全て個人に行くわけです。町道認定されたときには、維持管理が町へ来て、町が管理をしてくれて、瑕疵に対しても町がその責を負うということになると思うんですけれども、それでいきますと、本来なら町から考える、税から考えていくと、道路位置指定が非常に、町から考えた合理性があると思うんですよ。逆に言うと、一般から考えたときには、それをつくる側から考えたときには、町道認定に合理性があると思うんですけれども、そういう意味で、今言われた条件が2つ言われましたけれども、それをクリアすると、それはもう自動的にというか、理屈として町道へ認定をしていくということなんですか。

要するに、その中には、今言った権利が発生するときに、調べた中では影響をしますよ、所有者の意思表示が非常に重要となると思うんですけれども、その辺は今言われた規定、2つのやつ、それがあつたときに町道認定というのはなされていくんですかということをちょっと確認だけさせてください。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 正確に答えているかどうかちょっと自信がないですけれども、今2つの言ったことが基準であって、それが満たされているのが前提で協議をいたします。協議の中でその2つの項目が当然それがチェックされております。それで、町道として認める

ことが、お引き受けすることが妥当であるという判断であるならば町道認定をしていくと、そのところには当然、建設課だけではなくて財産管理の横串が庁舎内で入りまして、意見統一をしまして、町道として認めることがふさわしいという判断をしていますので、それは今までと変わらない手続で行っていくものでございます。

○議長（大塚邦子君） 5番、山内 均君。

○5番（山内 均君） 5番、山内です。

わかりました。要するに、今認定をしたときに、町道認定として決まっていったときに、要するに、今、ケース・バイ・ケース、今、条件を満たしながら、今の中では、これから決めていくものに関してはその時々ケース・バイ・ケース、相談によって、議論によって決まっていくということだと思います。いくということですね。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） はい、双方の協議によって取り決められるということで結構でございます。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） ケース・バイ・ケースで決めるなんて誰も答弁してませんで、きちっと基準に基づいて、町道として必要であれば、町長から議案として上程して議決をいただいて町道として認定しているものですから、ケース・バイ・ケースとかというのは当てはまらないんじゃないかと思えます。

だから、きちっと基準に即して、建設課長が答えているのは、きちっと道路としての基準を満たして、所有関係が明らかであって、なおかつ町道として認定が必要なものであれば、町長が御判断をいただいて議案として提出していくという明確な基準に基づいて運用しているので、ケース・バイ・ケースというのは、ケースによってはこういう運用、ケースによってはこういう運用というので、必ずしも正確な判断じゃないと思えますので、そこはケース・バイ・ケースではなくて、基準に基づいて議案として提出していただいているということですので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第10、第65号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

---

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第11、第66号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

---

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第12、第68号議案 平成28年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎吉田町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

○議長（大塚邦子君） 日程第13、吉田町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。



選挙管理委員には、浅井清士君、町田吉久君、水野吉雄君、大石康夫君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、浅井清士君、町田吉久君、水野吉雄君、大石康夫君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位、石橋優君、第2順位、守谷幸平君、第3順位、大石晴美君、第4順位、池谷一朋君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、第1順位、石橋優君、第2順位、守谷幸平君、第3順位、大石晴美君、第4順位、池谷一朋君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 6番、三輪正邦君。

○6番（三輪正邦君） 6番、三輪正邦です。

私は動議を提出いたします。

○議長（大塚邦子君） 内容はありますか。

○6番（三輪正邦君） あります。

○議長（大塚邦子君） 6番、三輪正邦君。

○6番（三輪正邦君） 6番、三輪です。

○議長（大塚邦子君） 表題をお願いします。

6番、議席でお願いします。

どのような動議でしょうか。

○6番（三輪正邦君） 吉田町議会議員の行為規範を遵守する決議案であります。

○議長（大塚邦子君） この動議に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚邦子君） 座っていただいて結構です。

ただいま6番、三輪正邦君ほか複数の方から動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者がいますので、成立いたしました。

ここで暫時休憩にします。

休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第1会議室へ御集合ください。

再開は議会運営委員会が終了次第とし、再開時間をお知らせします。

休憩 午前 11時00分

再開 午前 11時13分

- 議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は13名です。
- 

◎日程の追加について

- 議長（大塚邦子君） ここでお諮りします。  
お手元に配付のとおり、吉田町議会議員の行為規範を遵守する決議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。  
したがって、追加日程第1を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。
- 

◎発議案第4号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大塚邦子君） 追加日程第1、発議案第4号 吉田町議会議員の行為規範を遵守する決議を議題とします。  
提出者、6番、三輪正邦君の説明を求めます。  
6番、三輪正邦君。登壇してください。  
〔6番 三輪正邦君登壇〕
- 6番（三輪正邦君） 発議案第4号。  
平成28年12月16日。  
吉田町議会議長、大塚邦子様。  
提出者、吉田町議会議員 三輪正邦、同、山口一博、同、三輪美由紀、同、大石巖、同、遠藤孝子、同、蒔田昌代、同、山内均、同、杉本幸正、同、増田剛士、同、藤田和寿、同、八木栄、同、河原崎昇司。  
吉田町議会議員の行為規範を遵守する決議。  
上記の議案を別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。  
朗読をもってかえさせていただきます。  
吉田町議会議員の行為規範を遵守する決議。  
我々は、平成28年1月18日に吉田町商工会主催の新春賀詞交流会終了後における、議員の飲酒に係る事件において、町民及び主催者並びに関係各位に対し大変ご迷惑をお掛けし、議員と議会全体の信頼を失墜させたことを重く考えている。

議員は、町民の皆様から負託を受けた代表であることを自覚し、町民福祉の向上と町の発展のために尽力するとの使命を果たさなければならない。

平成26年に議員発議で制定した吉田町議会基本条例第4条第1項には、議員の行為規範について、「議員は、自らが町民の代表者であることを自覚し、公正性及び透明性を重んじて行動し、町民に疑惑や不信を招くことがないようにしなければならない。」また、第18条には「議会及び議員は、法令並びにこの条例に定める原則及びこれらに基づいて制定される規則、規程等を遵守して議会を運営し、それぞれの使命を果たさなければならない。」と定めている。

今後は、町民の皆様疑惑や不信を招くことがないように、議員一人ひとりが議会基本条例を遵守することを誓います。

以上決議する。

平成28年12月16日。

吉田町議会。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

三輪議員、御苦労さまでした。

〔6番 三輪正邦君降壇〕

○議長（大塚邦子君） これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大塚邦子君） 日程第14、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があり

ます。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 以上で平成28年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、この12月定例会において当局が提出をいたしました議案等につきまして議決をいただきまして、まことにありがとうございました。町民の福祉の向上と町の発展のために、今後とも全力を挙げて頑張りますので、どうぞよろしくお願ひします。

私は、この議場というものは、ここに入ると人間がちょっといろんな意味で変わると言われますけれども、議場というものは、ある意味においてちょっと違った場所であると言うんですけれども、時々、議員さんの行動を見ていると得心ができないことがよくあるんですけれども、ここにも皆さん、きょう決議されたんですけれども、いわば河原崎議員の飲酒疑惑でございますけれども、2人の方が全員協議会でされて、ずっとここまで行って、河原崎議員が議長を辞職されて一件落着ということなんでしょうけれども、その間、河原崎議員の仕事は済んだという、皆さんされたんですよね。にもかかわらず、副議長の手当は停止しろというのは言わなかったんですよね。

非常におもしろいなと思うんですよね。仕事はするな、手当は払えと、だから、どこかこう片方がずれているんですよね、はっきり申し上げて。本来だったら、仕事はするなと言うんだったら、いわゆるその手当を払うなと言うのが普通なんですよね。私は、議会のことですから手は突っ込みませんが、本来だったらそういうことなんです。にもかかわらず議会の皆様、そういうことについて何もせず、要は、何カ月か河原崎議員には副議長の手当が払われたと。単純な話、議会の皆様は、要は行政に対して、今、単純な話、損害を与えているようなものです。違いますか。そういうことでしょう。仕事をするから手当があるんです。仕事をしない人に手当なんか出す必要ないわけで、私は、議会のことですから、今申し上げているように手は突っ込みませんと言っているだけです。

それから、きょうの決議でございますけれども、今後は議会基本条例を重視することを誓いますと、今まで皆さんは遵守していなかったんですか。私はあの18年の公職選挙法違反事件、その事件が私は犯罪を犯したわけですから、みずから首を解いて、町民の皆さん、有権者の皆さんに信を問いました。皆さんも思っているんだったらやめたらどうですか、

はっきり言って。本当に皆さん、これ真面目にやっているんですか。自分たちは今まで守っていませんでした。これから守りますと。本当に真面目に皆さん、そういうふうな決議をされたんですか。普通だったら自分の首をはねますよね。普通は辞職ですよ。私だって何かあれば辞職しますよ。それがいわば公職についての人間のけじめの問題ですよ。と私は思いますけれども、どうも議員の皆様とは感覚が違うようで、やっぱり越えがたい溝というのがあるんだなと思っております。

本論に入りますけれども、私はいつも皆様に思うんですけれども、皆様がさっきの議会で本会議主義をとられました。私は非常にすばらしい英断であると、私は常々思っています。なぜかと申しますと、皆様の意識の中では、ちょっと違うかもしれませんが国会で、国会と皆さんどうも混同しているというところがあるんじゃないでしょうか。国会で、当然のことながら局長なんかももちろんでございますけれども、かなりの方が拘束をされます。しかしながら、課長が拘束されることはほとんどありません。

うちの議会の場合は、単純な話、前にそれぞれの課長がおりますけれども、課長がいなくなると、はっきり申し上げると、私は行政の長でございますから、最終的には町民の皆様にサービスを提供するわけでございますけれども、そこで、直接のいわば管理者であるところの課長が拘束されるということは物すごく痛いことなんですよ。だからできる限り、できれば、その拘束の度合いを緩めてもらいたいと思っておりますけれども、皆様、恐らくそういうふうなことには思いは至ることはないんでしょうね。

国会とは違うんですよ。国会は局長が拘束されても別に何の痛痒もないんですよ、直接の課長はいますから、各省庁には。しかしながら、うちの場合は、課長が拘束されたらもう場合によっては、行政サービスのいわば影響に対して、ある問題が生じる可能性があるわけですよ、低下しますから。それで、なぜ皆様に本会議主義をとっていただいたわけですから、本会議主義というものは、基本的には委員会に議案の付託はしません。ということは、基本的には委員会というものはなくてもいいと言っているわけですよ。

ところが、どういうことかといいますと、皆さんが今回の議会定例会の審議予定表ですけれども、1日に開かれて2日は休会ですね。それから6日は皆さん全員協議会で、8日、9日も休会、それから13日が休会、15日は議会運営委員会ですから実質あれですけれども、こういったものを、本会議主義をとった以上は、基本的にはぐっと縮めてもらいたいんですよ、委員会がないわけですから。

なぜ国会があれほど長いのか、いわゆる会期をとるか、委員会審議があるんですよ。あれほとんど委員会審議です。本会議というのはそんなにないんですよ。委員会があるからこそあれだけの会期をとるんですよ。委員会がないのにこんなに長くとられると、はっきり言って、町民の皆さんに対するサービスの提供に問題が生じると私は思っています。

年が明ければ、このような議会の運営についても議会の皆様に申し入れをしたいと思っております。ぜひとも皆様はまさに本会議主義をとられたわけですから、本会議主義をとられているということはどのようなことなのかということをよく理解して、議会の運営について考えていただきたいと、こんなふうに思っています。

だから、先ほど申し上げたように、片方はやって片方はやらないんです。いいですか。河原崎議員の飲酒疑惑に対して、仕事はするなど言ったにもかかわらず手当は出せということです。片方やったら片方やってくれなきゃおかしいですよ。本会議主義をとったんですか

ら、会期の運営について当然皆さんの見識を示してもらいたいと、こんなふうに思います。

それから、この決議の中で議員の飲酒に係る事件と、これ事実なんですか。これ議員の飲酒ですよ。疑惑じゃないですよ、飲酒と書いてありますから。これ確実に飲酒ですから、これ首ですよ、これ、はっきり申し上げて。違いますか。事実として議員の飲酒と書いてあるんですね。疑惑じゃないんですよ。飲酒ですから、飲酒を皆さんは議会として認定したわけですから首ですよ、これ。ぜひともそれについてしっかりと考えていただきたいと、こんなふうに思っております。

それから、皆様に、これまでに何度もお願いしたことでございますけれども、増田宏胤議員の議会が監査委員に監査をしてもらったその監査報告に対して、今もって議会は何の見解も出していないんですよ。増田宏胤議員については、最終的に最高裁で、あれはだめだと認定されたんですよ。最高裁の判決と異なる監査報告に対して議会はあれですか、最高裁を上回る権威を持っているわけですか。ぜひとも監査報告に対してけじめをつけてくださいよ、はっきり申し上げて。あれはだめだという、そうしなければおかしいですよ、はっきり申し上げて。議会は今もってあの監査報告が正しいと思っているんですか。そうでないでしょう。ぜひともけじめをつけてもらいたいと思っています。

それから、増田宏胤議員に対して不当利得で、今もって増田宏胤前の議員の懐には違法なお金があるわけですから、ぜひとも、私は法的にはもうできませんので、議会の皆様に何とかしてもらいたいと言っているんですけども、今もって何のアクションもないと。よろしくお願いしますよ、はっきり申し上げて。大きなお金でございますから、ぜひともそれについて議会の皆様が、選良でございますので、ぜひとも町民の皆様、有権者の皆様の負託に応えていただきたいと、ぜひとも思っております。

この辺で終わりますけれども、ぜひとも議会に課せられた使命というのは、私は非常に重いと思っております。きょう新たに副議長に就任された大石巖議員が就任の挨拶で述べられたように、私はそのとおりであると思っております。ぜひとも議会の皆様には、議会というものが町の発展と町民の福祉の向上に、そこを一点にぜひとも考えていただきたいと、こんなふうに思っております。

これで終わりますと、年の瀬を迎え新しい年が参ります。ぜひともいいお年を迎えて、また改めて3月議会が参りますので、また議会の皆様と一緒に町の発展と町民の福祉の向上に邁進したいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。御苦労さまでございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

本日ここに平成28年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月1日以来、16日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼申し上げます。

また、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいませ、無事越年され、御多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、閉会の挨拶といたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（大塚邦子君） これをもって、平成28年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時34分